

目 次

(令 和 6 年)

○第10回定例会

第 1 日 目 (12月 6 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第51号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例	4
議案第52号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例	7
議案第53号 中部広域市町村圏事務組合の規約変更について	9
議案第54号 令和 6 年度中城村一般会計補正予算 (第 8 号)	13
議案第55号 令和 6 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	29
議案第56号 令和 6 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	31
議案第57号 令和 6 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	32
議案第58号 令和 6 年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	34
承認第 5 号 専決処分の承認について (令和 6 年度中城村一般会計補正予算 (第 7 号))	36
報告第 9 号 専決処分の報告について (吉の浦公園子供遊具新設工事変更契約)	37

第 2 日 目 (12月 7 日) 休 会 (土)

第 3 日 目 (12月 8 日) 休 会 (日)

第 4 日 目 (12月 9 日)

一般質問

9 番 大 城 常 良 議員	41
1 番 小橋川 恵 美 議員	53
13 番 新 垣 博 正 議員	61
15 番 石 原 昌 雄 議員	74

第 5 日 目 (12月10日)

一般質問

7 番 新 垣 修 議員	85
8 番 屋 良 照 枝 議員	93

12番 金 城 章 議員	100
4 番 桃 原 清 議員	112

第6日目（12月11日）

一般質問

2 番 玉那覇 登 議員	123
14番 新 垣 善 功 議員	128
5 番 新 垣 貞 則 議員	135
11番 仲 松 正 敏 議員	147

第7日目（12月12日）

陳情第13号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情	159
意見書第6号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書	159
陳情第14号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情	161
意見書第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書	161
陳情第16号 中城村発注公共工事に関する陳情書	165

第10回 定例会

令和6年第10回中城村議会定例会会期日程表

開 会 令和6年12月6日

会 期 7 日間

閉 会 令和6年12月12日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	12月 6 日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第51、52、53、54、55、56、57、58号における説明、質疑、討論、採決 承認第5号における説明、質疑、討論、採決 報告第9号に対する報告、質疑
第 2 日	12月 7 日	土		休 会	
第 3 日	12月 8 日	日		休 会	
第 4 日	12月 9 日	月	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 5 日	12月10日	火	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 6 日	12月11日	水	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 7 日	12月12日	木	午後1時30分	本 会 議	委員長報告に対する質疑、討論、採決 閉会

令和6年第10回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和6年12月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和6年12月6日（午前10時00分）		
	散 会	令和6年12月6日（午後1時15分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	欠 員
	3 番	欠 員	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	13 番	新 垣 博 正	14 番	新 垣 善 功
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本 会 議 出 席 者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都市建設課長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 村 武 宏
	住民生活課長	新 垣 忍	上下水道課長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生涯学習課長	渡久地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教育総務課主幹	森 本 雅 人
	健康保険課長	島 袋 かおり		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第51号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例
第 6	議案第52号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例
第 7	議案第53号 中部広域市町村圏事務組合の規約変更について
第 8	議案第54号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第8号）
第 9	議案第55号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第 10	議案第56号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 11	議案第57号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 12	議案第58号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第2号）
第 13	承認第5号 専決処分の承認について（令和6年度中城村一般会計補正予算（第7号））
第 14	報告第9号 専決処分の報告について（吉の浦公園子供遊具新設工事変更契約）

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和6年第10回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番 新垣博正議員及び14番 新垣善功議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月6日から12月12日の7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日12月6日から12月12日の7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和6年9月7日より令和6年12月5日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より令和6年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので御参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会及び後期高齢者医療広域連合議会、中部広域市町村圏事務組合の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので、御参照ください。

3 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・10月1日(火)から4日(金)まで、東京都東村山市、栃木県の足利市、茨城県の境町、千葉県旭市へ各自治体において取り組んでいる事業制度について県外所管事務調査を行っております。

○建設常任委員会

・10月8日(火)北中城村との共同まちづくり計画及び村役場周辺における地区計画によるまちづくりについて、都市建設課課長をはじめ課職員より聞き取り調査及び今後の予定について調査を行っております。

○文教社会常任委員会

・11月13日(水)議会委員会室において、中城村社会福祉協議会に關することとして、福祉課課長、村社会福祉協議会事務局長ほかより、村社会福祉協議会の事業及び年度計画について調査を実施しております。

なお、提出された各報告書については、事務局で閲覧してください。

4 陳情・要請・意見書等の処理について

期間中に受理した陳情、要請、意見書等については5件受理し、12月2日の議会運営委員会で協議した結果、『物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情』及び『加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情』については、文教社会常任委員会へ、『中城村発注公共工事に関する陳情書』については、建設常任委員会へ付託します。

また、『若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情』及び『臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情』については、資料配付にとどめ、各議員へ配付いたします。

5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○10月3日(木)中部地区町村議会議長会定

例会が嘉手納町にて開催され、議長及び事務局長が参加しております。

○10月7日（月）には、沖縄県町村議会議長会定例総会が自治会館にて開催され、会長へ八重瀬町議会議長神谷たか子氏、副会長へ渡久地政雄伊江村議会議長、大城純孝西原町議会議長、大久研一竹富町議会議長が選出されております。

○10月9日（水）には、沖縄県町村議会議長会議員研修会が開催され、多くの議員が参加しております。

県外・県内研修をはじめとするその他の日程については別紙を参照お願いします。

6 中部広域市町村圏事務組合議会について

○10月24日（木）及び10月28日（月）に中部広域市町村圏事務組合議会が開催され、議長が出席しております。

7 その他

その他の日程等については別紙を御参照ください。

各会議等における資料については事務局で閲覧してください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、改めましておはようございます。

それでは、行政報告を行います。

令和6年8月から令和6年10月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料を御覧ください。

今議会におきましては、1点の行政報告いたします。

まず、（仮称）ごさまるしえについてでございます。

事業概要といたしましては、当間地区を中心とした国道329号付近地域の買物弱者支援、農

産物等直売所の設置による農家支援と地域コミュニティの場創出による地域課題解決を目的に地元事業所と連携し、（仮称）ごさまるしえを開業することを目的とした事業となっております。

具体的な営業形態につきましては、飲食料品や日用品、農家からの農産物を扱う売店方式として、地元事業者のお力添えによる営業で、開業場所は旧中城村役場跡地にて予定をしております。

これまでの取組といたしましては、9月より産業振興課において、関連機関、農家、商工会、農協、地元事業者、観光協会とのヒアリングを実施し、開業場所、規模、予算、営業形態などの方向性の情報交換を含め行っております。関連機関へのヒアリング後、庁内関係課と協議を行い、実現への形を目指すことを改めて確認を行っております。

現在は、中城村商工会と連携し、公募要領を策定、中城商工会会員への（仮称）ごさまるしえの営業を行う事業者を公募し、翌年1月に出店事業者の決定を目指している状況であります。

今後のスケジュールといたしまして、翌年1月に出店事業者の決定を行い、決定後は出店への営業調整と開業に向け、取り組んでまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長 伊佐則勝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第51号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第51号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第51号

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

令和5年4月1日より、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書が取得できるコンビニ交付を開始しています。コンビニ交付の利用とマイナンバーカードの普及促進を図るため、コンビニ交付開始時より行っている交付手数料の引き下げを継続して実施したいため改正を行う必要がある。

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和4年12月14日条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 2 別表に規定する手数料のうち、次の各号に掲げる手数料については、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の発行機能を有するものをいう。）による交付に限り、<u>令和9年3月31日</u>までの間、1件200円とする。 (1) 住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料 (2) 印鑑登録証明書手数料 (3) 諸税及び公課に関する証明手数料	附 則 (経過措置) 2 別表に規定する手数料のうち、次の各号に掲げる手数料については、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の発行機能を有するものをいう。）による交付に限り、<u>令和7年3月31日</u>までの間、1件200円とする。 (1) 住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料 (2) 印鑑登録証明書手数料 (3) 諸税及び公課に関する証明手数料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
休憩します。

休 憩（１０時１２分）

~~~~~

再 開（１０時１２分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

７番 新垣 修議員。

○７番 新垣 修議員 それでは、51号の提案理由の中で、コンビニ交付開始時より行っている交付手数料の引下げというふうに、継続して行いたいというような理由を挙げていますけれども、この中身を見たときに、改正するという内容で、手数料が別に１件200円変わらないし、ただ期間延長を提案理由というふうになっていると思うんですけども、そこがちょっと分からなくてですね。交付延長期間を延ばしたいという理由が趣旨だと思うんですよ。だから、手数料を下げたいといって200円を150円に下げるんだったら分かるんだけども、その辺の意図を説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

手数料はそのまま200円の継続ということでお願いしまして、今回の改正については期間を、7年3月31日で切れますので、それを2年間継続して、延ばしたいということの改正でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（１０時１４分）

~~~~~

再 開（１０時１５分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

７番 新垣 修議員。

○７番 新垣 修議員 内容的には理解もしま

すけれども、ただちょっと受け取り方によっては、今言うように、本庁の金額よりは安いというふうには理解していますけれども、内容的に、この提案理由を見たときにその言葉の取り方によっては、何だ金額変わらないのに、期間延長ということであれば、ここを期間延長したいという提案理由のほうが正しかったのではないかなと思って質問しました。

理解しましたので、よろしいです。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

９番 大城常良議員。

○９番 大城常良議員 それでは、議案第51号について質疑をいたします。

まず令和7年、これは改正前の3月31日、改正後が令和9年3月31日ということで、2年間の延長になっていますけれども、これ2年間という何か根拠に基づいた延長になっているのか。そのところが何かちょっと疑問だなと思っているものですから、そのあたり伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 この2年間というものには特に根拠というものはないんですけれども、窓口交付とコンビニ交付のバランスの状況を見ながら、2年後に引き続きまた期間を延長させていただくのかというのを判断したいと思ひまして、その様子を見る期間ということで、2年間を取りあえず経過措置として延ばしたいということでございます。

○議長 伊佐則勝 ９番 大城常良議員。

○９番 大城常良議員 期間延長するのであれば、やっぱりいろいろな根拠を示していただいて、例えば2年がいいのか3年がいいのか、その内容がどういうものなのかというのもしっかり吟味した上で、本当はやっていただきたいものですから。じゃあ、これだったら1年でもいいんじゃないかというような話も出てくるもん

ですから、ちょっとその辺は次回からですね、
ちょっとどういう、今の内容を調べてから延長
をまたするのかどうかも決定していきたいとい
うことなんですけれども、その辺もしっかり調
べて、できるのであればしっかりと根拠を示し
ていただいてやってほしいということです。以
上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第51号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ
で討論を終わります。

これから、議案第51号 中城村手数料徴収条
例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第51号 中城村手数料徴収条
例の一部を改正する条例は原案のとおり可決さ
れました。

日程第6 議案第52号 中城村国民健康保険
条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第52号 中
城村国民健康保険条例の一部を改正する条例に
ついて御提案申し上げます。

議案第52号

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を別紙のとおり改正したいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法
律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されること及
び、罰則規定から被保険者証の返還に応じない者への規定を削除するため、中城村国民健康保険条
例の一部を改正する。

【遡及施行】 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(過料) 第9条 本村は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第<u>5</u>項の規定による届出をせず、<u>又は</u> <u>虚偽の届出をした場合</u> _____において は、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	(過料) 第9条 本村は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第<u>9</u>項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合</u><u>又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>において は、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

(經過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第52号について質疑をいたします。

まず、提案理由の中に、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されること及び罰則規定からの被保険者証の返還に応じない者への規定を削除するためとありますが、これについて、具体的にどういう状況になるのか、何が変わるのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり こちらはマイナ

ンバー保険証の利用を原則とする仕組みに12月2日から変わっておりますので、マイナンバーを持っている方と紙の保険証、資格証明書を持っている方とに分かれます。なので、罰則規定の中から「保険証」という言葉がなくなって、返還を求めるという項目がなくなったので、条例のほうも改正しております。

○議長 伊佐則勝 9 番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えばこれ健康保険の
 条例なんですけれども、これについて、後期高
 齢の方々に何かしらの影響を及ぼさないのかど
 うか、健康保険の趣旨は違うんですけれども、
 これについて、健康保険証の段階でマイナンバ
 ーが主になってくるということになろうかと思
 うんですけれども、その中で後期高齢者の方々
 に何らかの影響が出ないのかどうか、そのあた

りをちょっとお聞きします。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 今回は国民健康保険条例に関する改正ですので、後期高齢者の方には特に影響はないと思われます。

○議長 伊佐則勝 9 番 大城常良議員。

○9 番 大城常良議員 今、新聞、あるいはテレビなどでも相当マイナンバーカードの利用率とか、マイナンバーカードを持っている人は80%以上いるんですけれども、やっぱりマイナ保険証を持っている人はまだ県内で7%程度ということになっているものですから、そのあたりも十分、担当課としては十分注意しながら、本村の健康保険を持っている方々に支障が出ないような形でしっかりと受け止めて、説明を尽くして、これからやっていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 中部広域市町村圏事務組合の規約変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第53号 中部広域市町村圏事務組合の規約変更について御提案申し上げます。

議案第53号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年12月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

中部広域市町村圏事務組合の会計管理者について、地方自治法第168条に基づき、同組合の職員

のうちから命ずることとするのに伴い、同組合規約を変更するため、この案を提出する。

中部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

中部広域市町村圏事務組合規約の一部を次のように変更する。

改正前	改正後
第1条～第13条 (略) (会計管理者) 第14条 (略) 2 会計管理者は、 <u>理事長の属する市町村の会計管理者をもつて充てる。</u> 第15条～第17条 (略)	第1条～第13条 (略) (会計管理者) 第14条 (略) 2 会計管理者は、 <u>理事会の補助機関である職員のうちから理事会が命ずる。</u> 第15条～第17条 (略)

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。
6番 安里清市でございます。

ただいまの中部広域市町村圏事務組合規約の件につきましてですが、改正後に、会計管理者は、理事会の補助機関である職員のうちから理事会が命ずるというふうになっております。この件についてですけれども、理事会の補助機関ということであれば、市町村圏事務組合規約の中に「補助機関は」というふうな定義があるべきなんです、それが無いにもかかわらず、任命されるということについて、どうお考えなのかということが1点と、それから、具体的にはどなたが、令和7年4月の予定ですが、これまで会計管理者という者については明確に理事長の属する市町村の会計管理者が当たるといふふうになっているんですが、そういうふう

なあやふやな規定に変わっていくということについて、何ら問題はないのか、そこら辺の2点について伺いたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

まず1点目の補助機関なんですけれども、すみません、私が規約を今、全部持ち合わせていないんですけれども、この補助機関というのは中部広域市町村圏事務組合の事務局のことを指しておりまして、この改正前、改正後につきまして改めて御説明しますと、当該組合の事務局がこれまで職員数や体制が整い切れなかったということから、会計管理者を配置することが困難であったために、この構成している市町村の理事長というのが沖縄市長でございます。その沖縄市長の会計管理者が兼務をされておりましたということでございまして、自分たちの事務局では中部広域市町村圏事務組合の事務局というのがございますけれども、組織が。そこだけでは負うことができなかったということで、これまで、本来そこで担うべきができなかった

ということで、広域の中の理事長の会計管理者にお願いしておりましたというところで、そうすることによって、タイムラグというんでしょうかね、時間的ロスもあったということで、この経過を経て、6年度には同組合の事務局が管理職が3名体制になったということで、もう体制も整ったので、自前で管理職をあてがいたいということでございます。

事務局内で会計に関する課の管理職が決まっているんですけれども、その選任も理事会で決めるということでございまして、もう事務局内での役職、管理職の方が負うというのは決まっているんですけれども、それを構成市町村で決めていくということでございます。

すみません、本来は自前で、事務局で負うべきが負えなかったと、先ほど言った体制的に問題があったんですけれども、今、職員も増えて、管理職も増えたということで、構成市町村の幹事会、僕ら課長が集まる中でも、その方も存じ上げていますし、それを担える方だということの認識がございますので、今後、僕ら幹事会を置いて、理事会で決定をしていくんですけれども、人的にも問題ないという認識でございます。

広域内でやるからといって、費用が増えるかというと、費用も増えません。現在も沖縄市への兼務をしている会計管理者へも費用負担はしていないんですけれども、自分たちで担うということで、費用負担が増えるということもございませんので、何ら問題はないという認識でございます。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 その組合格約の第14条に会計管理者を規定している条項がございしますが、その中においても、それからまた、その理事会、執行機関という第4章あたりにおいても、そういった補助機関というものの定義がない中で、今回、補助機関である職員というふうな文言が出てきたということについて少し懸念を持

って御質問いたしました。

これ地方自治法の中においてもそういうような感じで、地方公共団体に会計管理者1名を置く、地方自治法の第168条でございしますが、この場合の第2項には、会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから普通地方公共団体の長が命ずるというふうな規約があります。そこら辺との整合性を考えると、どうもしっくりいかないような気がいたしますけれども、中部広域市町村圏の規約についても、その補助機関の定義がないというふうなところと併せて、どういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時35分）

~~~~~

再 開（10時36分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

大変申し訳ございません。私もこの地方自治法168条のところで、今、安里議員が申し上げているように補助機関である一般職員のうちからという文言について、今現時点で納得できるお答えがちょっと返せないんですけれども、中部広域からの説明を理解して、この補助機関が中部広域というふうに申し上げましたけれども、ちょっとこの関係性は、すみませんが、後ほどこの文言の意味も含めて御説明していきたいと考えておりますので。

内容的には、中部広域の事務局内組織があるんですけれども、もうそこで会計管理者は完結できるようになりましたので、各構成市町村の議会で規約改定をお願いしたいということで、私もそう理解しておりまして、今の文言の把握ができていなかったのは大変申し訳ございませんが、後ほどまた御説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そうですね。各単独の市町村の組織で処理できないような事務について、中部地区として、市町村圏事務組合を結成していろんな処理をなさっているというふうに理解をしております。大変重要な組織で、特に近年、この福祉関係でいいますと、各民間団体への補助金の交付関係あたりについての監査の在り方とか、いろんなことで非常に私自身も興味を持つというか、神経をとがらせながら見ている状況があります。そういった中での市町村圏事務組合の会計管理者という定義ですので、またこれから後も遺憾のないように進めていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。本会議で質問してください。

休憩します。

休憩（10時39分）

~~~~~

再開（10時40分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、質疑をいたします。

1点だけ確認ですけれども、これ先ほど課長が説明していただいたことの中で、予算とかそういうものは全然変わらないということなんですけれども、例えば本村の職員がそこに出向とか、そういうことをやるのが発生し得ることがあるのかどうかですね。その中で、さっき3名体制ということで、ほとんど沖縄市でやられているということなんですけれども、そういうことはないのかどうか。その1点だけ確認をお願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

プロパーが2人で、今、課長が沖縄市から派

遣ということで、大方この理事長、沖縄市の職員が行くということで、本村からは課長レベルが行くということはありません。係長レベルまではあるんですけれども、管理職としての出向はありません。今後もないと考えます。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 課長、今の答弁で係長以下はあるかもしれないようなニュアンスで聞こえたんですけれども、例えば職員、係長以下はあるということですか、もしかしたら。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 すみません、現在も係長は派遣しています。係長、主事は現在も出向しておりまして、今後も主事、係長レベルでの出向となると思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号 中部広域市町村圏事務組合の規約変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号 中部広域市町村圏事務組合の規約変更については原案のとおり可決

されました。

日程第8 議案第54号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第54号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第8号）について御提案申し上げます。

議案第54号

令和6年度中城村一般会計補正予算（第8号）

令和6年度中城村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279,859千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,104,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		2,044	△774	1,270
	2 負担金	2,044	△774	1,270
15 国庫支出金		2,511,028	146,382	2,657,410
	1 国庫負担金	1,497,947	148,926	1,646,873
	2 国庫補助金	1,003,944	△2,544	1,001,400
16 県支出金		1,618,016	41,552	1,659,568
	1 県負担金	686,587	36,645	723,232
	2 県補助金	875,404	4,907	880,311
19 繰入金		417,121	72,662	489,783
	2 基金繰入金	416,359	72,662	489,021

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸収入		182, 165	△2, 363	179, 802
	4 雑入	179, 039	△2, 363	176, 676
22 村債		271, 074	22, 400	293, 474
	1 村債	271, 074	22, 400	293, 474
歳 入 合 計		10, 824, 267	279, 859	11, 104, 126

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		105, 147	45	105, 192
	1 議会費	105, 147	45	105, 192
2 総務費		1, 606, 137	△2, 172	1, 603, 965
	1 総務管理費	1, 356, 624	△2, 748	1, 353, 876
	2 徴税費	121, 509	293	121, 802
	3 戸籍住民基本台帳費	83, 560	283	83, 843
3 民生費		4, 312, 030	205, 396	4, 517, 426
	1 社会福祉費	2, 089, 860	91, 749	2, 181, 609
	2 児童福祉費	2, 222, 170	113, 647	2, 335, 817
4 衛生費		1, 214, 523	8, 723	1, 223, 246
	1 保健衛生費	717, 732	6, 140	723, 872
	2 清掃費	487, 364	2, 583	489, 947
6 農林水産業費		385, 014	△1, 155	383, 859
	1 農業費	363, 102	△1, 145	361, 957
	2 林業費	3, 175	△10	3, 165
7 商工費		252, 655	356	253, 011
	1 商工費	252, 655	356	253, 011
8 土木費		586, 011	8, 285	594, 296
	2 道路橋梁費	332, 615	6, 227	338, 842
	3 河川費	7, 252	2, 000	9, 252
	4 都市計画費	22, 250	58	22, 308
10 教育費		1, 541, 834	60, 381	1, 602, 215
	1 教育総務費	228, 431	2, 304	230, 735
	2 小学校費	307, 606	22, 856	330, 462
	3 中学校費	71, 941	4, 540	76, 481
	4 幼稚園費	146, 526	32, 616	179, 142
	5 社会教育費	255, 135	△5, 658	249, 477
	6 保健体育費	532, 195	3, 723	535, 918

款	項	補正前の額	補正額	計
歳 出 合 計		10,824,267	279,859	11,104,126

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新一般廃棄物処理施設整備事業	令和7年度より令和10年度まで	2,907,562
新一般廃棄物処理施設運営事業	令和7年度より令和30年度まで	3,150,040
合 計		6,057,602

第3表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業債	千円 63,600	証書借入 又 は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができ	千円 66,400	同じ	同じ	同じ
公共施設除却債	0				19,600			

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第54号 令和6年度一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

30ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費です。せんだっての全員協議会で事前説明がありましたが、2節、3節です。2節が給料、教職員給902万7,000円、3節職員手当等1,201万9,000円、合計で2,104万6,000円が計上されております。これが少人数学級の教員2名分の給与等の差額分の支給ということで説明を受けております。これが4年分をまとめて遡って支給するという計上の仕方ではありますが、幾つかに分けてお伺いいたします。8点ほどありますので、ゆっくり説明を求めたいと思います。

まず、当事者より指摘されて発覚したと事前説明ありました。この当事者からいつどのような形で説明があったのか、時系列で説明していただけますか。それと、弁護士等とも相談した日時等についても時系列で説明を求めます。

そして2点目です。村の職員として採用されたからには、村職員の給与号給表を的確に適用すべきであり、県の教職員給与表に準ずるのはいかなものかという疑問点があります。なぜ村職員の給与号給表をそのまま適用するという説明を、しかも、本人とは同意の上決定したという説明も受けております。契約ですから、この同意した経緯をしっかりと示すべきではなかったかというふうに考えられますが、それを覆して、県の号給表を適用するというような説明を受けておりますが、それは私は違うんじゃないかなとも思いますので、その意味で説明を求めます。

3点目です。2,000万円以上の一般財源を急遽支出するという補正予算であり、これはかなりの重要案件というふうに私は捉えております。本来であれば、この1つの案件だけでも集中審議をするぐらいのお話かなというふうに考えるんですけれども、せんだっての説明が、本来は議会運営委員会の前にちゃんと説明すべきだと思うんですけれども、議会運営委員会を終了後

の午後に説明があったというのは、あまり納得がいかない。恣意的に意図が感じられる。そのような経過がありました。問題が発覚した時点でしっかりと議会には説明がなされなかったのはなぜなのかということも、誠意を持って説明をお願いいたします。

そして、人事管理は総務課のたしか所管になると思うんですけれども、なぜこの給与表の違いに気づけなかったのか。担当する職員というのは一体どのぐらいの身分の職員がこの給与表の管理をしたり、作業をされるのかお答えください。

そしてもう一点は、決算は一会計年度ごとに認定してきます。遡って支払いするという義務を負うのは法的な根拠が必要だと思います。それをしっかりと法的な根拠を示していただきたいというふうに思います。

そして、弁護士とのいろんな相談をした経緯も説明を受けましたけれども、時効部分がもしかしたらあるんじゃないかというお話もされておりました。時効部分については、支払う義務は私はないというふうに思います。応じなければならないというものも、これは法的根拠で示していただきたい。たしか少し前の議会でも、これも少人数学級の職員だったと思うんですけれども、医療費に関わる保険適用の算定にミスが発覚して、損害賠償請求されて、21万5,545円でしたかね、支払いをしたという経緯がありましたね。その際も保険者のほうは保険適用期限が過ぎていて、これは時効であるということで、保険適用ができなくて、村が持ち出して、これも支払ったという経緯があります。

しっかりと、時効というのは法的に認められていることですから、弁護士とももう一度しっかりと相談をされて、時効部分と考えられるものは請求権を失っているという解釈が適用されると私は思います。もしそれをやるのであれば、しっかりと裁判で争ってでも、的確に議会に説

明できるような根拠を示してもらいたいというふうに思っております。

もう一つは、これはどなたかがやはり責任を負わなければならないぐらいの重大な事案だというふうに考えております。この責任の取り方というのはどのように考えておられるのか、これも議会に納得のいく説明を求めていきたいと思えます。

そしてもう一点、最後に。村民、納税者への説明責任を果たす意味からも、しっかりとこれは記者会見を行って、見解をしっかりと述べて、記者のほうからも取材を受ける。そして、しっかりと報道等して、村民にもこのことを伝えるという責任を負っていると思います。それもやる必要があると考えますが、いかがか、見解をお伺いいたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。ちょっと調整します。

休 憩（１１時０２分）

~~~~~

再 開（１１時１５分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

**○教育総務課長 我謝慎太郎** 質問の件についてお答えいたします。

まず１点目としまして、対象となる村で雇用した教諭の２人のうちお一人から９月頃に電話でこのことを連絡を受けております。この件、電話での受けた内容について、こちらだけの判断では厳しいと考えましたので、中頭教育事務所のほうにその１週間後に人事担当のほうにその旨の確認をしてきました。実際この部分については支給する必要があるというふうに判断し、このお二人の給与算定のほうに大分時間がかかりました。この方たちについては１１月６日に、期間とあと金額等もかなりの額となっておりますので、村の顧問弁護士さんのほうに相談を行い、法律的な助言を得るために相談に伺って

おります。給与の積算等、ある程度完了して説明ができる状態になりましたので、１１月２７日と２８日にお一人ずつ役場の庁舎のほうで説明を、この給与の説明と内容について説明を行っております。

２点目としまして、村費教諭を雇う上での条例につきましては、平成３０年３月に中城村立小学校に勤務する教職員給与などの勤務時間、その他勤務条件に関する条例を制定しております。こちらの第３条のほうにおいて、教育職員の給与及び退職手当は、沖縄県職員の給与に関する条例を準用するとしています。２項において、給与等の支給方法につきましては、中城村職員の給与に関する条例の適用を受け、その支給方法を準用するということが明記しております。

よって、こちらのほうの中城村で制定した、この少人数学級をやる上で制定した条例に基づき、この方たちの支給を行ってきたところです。

３番目の質問についてです。議会説明が遅れた理由につきましては、この方たちの給与、実際の退職金なども新たに算定し直す必要があり、金額的にもかなり大きかったことから、いろんな方面からチェックを入れています。結果的にこの件の数字的に固まったのが１１月末頃になりまして、今回、議会にも、補正予算に計上するまでがかなり時間を要したところです。議会への説明が全協になったことについては、私たち教育委員会としても申し訳なく思っております。本来でしたら事前にしたかったところもあるんですが、この辺の給与の算定に大分時間がかかったというところであります。

４番目につきましては、給与の算定につきましては、教育委員会で、この少人数学級の教諭の算定を行っております。こちらで算定した給与額等につきましては、支払いのほうを総務課の人事係のほうにお願いして支給をしてきているところです。

５番目につきましては、遡りを行うことにつ

いての法的根拠ということなのですが、実際にこちらの算定の、一番最初の当初の算定が誤っていることから、当然このお二人の教諭につきましては遡って支給する必要があると考えたためです。基本的にはこちらの説明に基づいて、この方たち、雇用条件を了解してもらった、要するに当初にこの算定額について当たっているという前提で雇用を結んでいますので、この算定が誤っている場合については、やはり正しい額で支払う必要があるということで、差額については支払う方向で進めております。

6番目の、6点目にありました時効の件についてです。時効の件につきましては、2020年4月から未払い賃金が請求できる期間などについて延長されてきております。この部分につきましては、賃金請求権の時効期間は5年に延長されております。ただし、当分の間は、その期間が3年ということで、一応、3年時効という形にはなっておりますが、こちらのほうも弁護士さんとの相談の上、こちらの分については、その当時、その支給方法については時効はありますが、当事者、こちら役場が必要であると認めた場合についてはその限りではないということで話を聞いております。

あと、7点目、8点目についてはまとめて答弁いたします。

まず、責任の取り方、あと村民への説明、記者会見等ということで質疑がありました。今回の給与の是正の件につきましては、この教諭お二人に当時から支給すべき給与の算定が誤っていた。その差額が生じていることから、本人への謝罪、早急にその差額を支給することが一番重要な責任の取り方だと考えております。ですので、教育委員会としては、この部分については本人に誠意を持って謝罪等も行ってきました。あと、この差額の給与を議決後においては早急に支払いしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 伊佐則勝 確認の休憩します。

休 憩（11時23分）

~~~~~

再 開（11時23分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

○教育総務課長 我謝慎太郎 記者会見等につきましては、今はやらないというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 改めて確認の質疑をしたいと思います。

2,000万円という金額を一気にこの今回の補正予算で、2人の人件費に支払いしなければならない。しかも4年遡ってということになっているわけですが、言わばこの金額というのは非常に大きな金額ですよね、一般財源から支出すると。そして、例えていうならば、恐らく村長、副村長、教育長、3人分の年収を足しても、大体どっこいどっこいかなと思うぐらいですよね。我々議員は年収もう何倍も、6名分ぐらいかな、かかるというふうに計算できると思うんですけれども、そういうふうな高額を一般財源を充てていくというのは、これはかなり重たい。しかも、ちゃんと条例の中では県職員の規定を準用するとまでうたっているのにミスが出たということは、この条例そのものも、ある意味では無視して給与を算定してきたというふうに言わざるを得ないんですよね。そういうミスというのは許されるものではないんじゃないかなと思いますね。やはり何らかの責任を取るというのは、私が責任を取るというのはそういう意味で、村民もある意味では被害を被っているわけですし、一会計年度ごとの決算を認定してきた議会をも裏切ったという形になります。そして、監査委員も裏切ったという形になりますね。

そういったものをどのように責任取るかということになると、やはり特別職の皆さんで協議

して、あるいはまた前任の皆さんとか、この職員の皆さんも、襟を正してこれはしっかりと責任を果たすべきじゃないかなと思いますね。払うべきのが責任であるということでやると、村民だけが責任を負っているみたいで、納税者に対しては、到底これは説明がつかないと思います。ぜひ記者会見を行うというのと、この責任の取り方というのは、村当局がどのような責任を取るかということを明確に説明していただけますか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 この少人数に関しては県で初めての事業で、いろんな分からない部分がありました。効果としてはとてもいい効果が子供たちに出たんじゃないかなというふうに捉えています。

今、責任の話をしていますけれども、この60歳過ぎたら本務職員に関しては3割カットで給与が支払われています。校長、教頭に関しては、この役職を辞するというので、教員に戻るということで、同じく3割カットです。ただし、ずっと60になるまで補充で臨時的任用で勤めていた先生方はそのままの給与でやるということを経験が分からなかったという、そういう御指摘のとおり、私のミスでございます。

これに関しては、本人たちも分からないし、私も全く分からない状況で4か年間進めてきたということです。大変申し訳ないなと思っています。

私としては、責任の取り方、私の責任の取り方というのは、本来もらうべき給与を教員2人がもらっていないということです。これをきっちと4か年分、教員2人がもらうべき給与を支払いするのが責任の取り方じゃないかなというふうに考えています。ですから、当然、電話で謝罪、そして会って謝罪、経過説明、お金の説明、計算した説明、できるだけ早く全額、本人たちがもらうべき報酬、それを支払います

ということで話をしています。

ですから、私としては、お二人に対して、当然自分がもらうべき給与を支払いするというのが私の責任の取り方だというふうに考えています。以上です。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは教育長が言わなくても、課長から答弁いただいていますので、答弁の刷り直しのような感じでしか聞こえないんですけども、私が言う責任の取り方というのは、そういう意味じゃなくて、会計年度は一会計年度、決算を議会は認定してきます。皆さんから提示されたこの数字、決算額というのを決定していく。これでよろしいですね、はいよろしいですということで決定していくんですね。監査も通していきます。その基となる資料が誤ったものを提示されたということになります。しかもこれ4年間なんですね。4会計年度、このように誤ったものを提示され続けてきたというのは大きな、やはり責任、ミスがあると思います。分からないまま、分からないまま事業を進めるものではないと思いますね。しっかりと、やはりここは一会計年度ごとにチェックを怠らずにやるべき問題であって、分からない状態で事業を進めるということ自体、無責任極まりないような答弁じゃないかなというふうに感じております。

教育長の非常に思い入れの強い事業でしたので、私たちも応援をしてきましたし、成果も認めるころではあります。ただし、やはりこういったところも含めて、改めて総括をし直す必要が私はあるんじゃないかなと思います。

それで、ちょっと答弁漏れがあったかもしれませんが、この給料というのは本人に説明を行い、同意の上、額を決定というふうに書かれていますね。しかも、これ1年1年の契約で成り立っていますので、1年終わったら契約は切れるので、それをもって4年間遡るといっても私

は納得いかないし、この同意の上、額を決定ということは、この契約書そのものは無効だったということを認めるということになるんですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

毎年契約の変更を行うために労働条件通知を行ってきています。この通知において、給料の表を、金額を誤った額で当事者に説明を行い、その了解でもって同意をしていただいたというふうに考えています。ですので、こちらに記載されたものが無効ということではなくて、こちらに記載したものが誤りであるということで、こちらの分については、やはり間違っているものについては訂正して支払うべきであるということで、このように是正措置を行ってきています。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（１１時３２分）

~~~~~

再 開（１１時３３分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 今、13番の新垣議員に対する答弁を聞いていますと、本人に、この本人2人に謝罪するのは当たり前のことなんだよな。村民に対する謝罪と、あるいは議会に対する謝罪はないんですか。皆さん方はそういう新しい事業をする場合は、しっかりと勉強してやるべきことが、勉強不足だったからすまなかったと、そして本人には電話と直接謝罪したというんだけど、村民に皆さん方は何も謝罪するあれはないんですか、特に教育長。あなたの答弁を聞いてみると、村民に対する謝罪、我々は村民を大事にせんといかんですよ。村民ファーストですよ。ただ議会に、議会にも謝罪をまだしていないでしょう、正式な謝罪は。た

だ、相手に対して要求した額を払えばいいという問題じゃないと思うんです。誤りを訂正すべきなのは当たり前のことなんですよ。どうですか、村民に対する謝罪とか議会に対する謝罪はしないんですか。今、13番、新垣議員の質問は、私はそういう理解しているんですよ。そして、何の責任も取らないということはおかしいんじゃないの。

もう一度聞きますけれども、教育長、謝罪する気はないんですか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 もちろんですね、この4年前のミスに関して、これは全て迷惑をかけた方々に謝罪を申し上げます。特に本人たちが重大な迷惑を被ったと思っていますので、2人に関しては直接会って謝罪をしたところです。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 だから、本人に謝るのは当たり前なんですよ。我々村民代表として、あなたも行政の教育長としての立場で、村民に対しても迷惑かけているんでしょう。村民を無視するんですか。私はそれは違っている。職員が不祥事起きた場合に、ちゃんと懲戒処分というのが行われているはずですよ。職員が酒気運転とか、何かちょっと刑法犯とかやれば、あるいは職務規程違反した場合は、それなりの懲戒処分等がある。私はこれ懲戒処分で、重いものだと思いますよ、今回のこの件は。ナーナーグッで済ましたらいかんですよ。ちゃんとしっかりけじめつけて、そこではわびることはわびる、ちゃんと。

今、教育長の答弁を聞くと、本当に村民を無視した、あるいは議会を、議会で説明すれば、それで済むと思っているの。だから、会見して新聞に載せるか。何かの形で村民に対しても謝罪をすべきだと思うんだけど、それ全然考えないんですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。



休憩します。

休 憩（１１時３８分）

~~~~~

再 開（１１時４１分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

訂正して、教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 議員の皆さんにはこの場で、大変申し訳なかったなというふうに謝罪を申し上げます。

村民に対しては、今後、何らかの方法で謝罪をしたい。文書でもって謝罪をしたいなと思っています。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これね、職員の服務規程もありますよね。職員はもうちょっとでも悪いことをしたら、すぐ服務規程で懲戒処分とか減給とかしますよね。教育長とはちゃんと最高の地位にありながら、部下の監督責任が問われているんですよ、今。それに対して、村民に対しても2,000万の、我々に2,000万余りの損害を与えているわけですよ。それに対して何の責任も取らない。自分はただ文書でもって謝る。

私は提言しますよ。自ら責任を取って、自ら村長や副村長に進言して、自ら責任を取るべきだと思う。これは減俸でもいいですよ。私は減俸に値すると思うんですよ、これね。その辺、村長、副村長も十分相談して。何らかの形でやらんと、職員に対して示しがつかないですよ。職員がちょっとした非行した場合はすぐ懲戒処分せんといかんですよ。でも、中城村では懲戒処分というのは、規定はあってもたった一度ですよ、この前のコンビニでの問題がありましたね。それ以外、いろんなミスはありますよ。今回この教育委員会のミスは前もあったでしょう、これ。さっきもありましたように医療保険の問題でも支給していないということで。また今後出てくるんでしょう。くる可能性あるわけですよ。

教育長、だから、そういう意味では、自ら申し出て、減給処分を申し入れるべきだと私は思うんだけど。その考え、全くないんですか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 その件はお二人には相談をしています。ただ、今回は村民に多大な不利益を与えたというよりは、まとめて4か年分を支払いするというので、年度年度で本来であれば支払わないといけない給与を遅れて支払うというふうなことで、村民に対して大きな不利益を与えたという捉え方はしていません。ですから、博正議員がおっしゃるとおり、1か年1か年で、この会計年度でできなかった、間違ったこと、決算になったということは非常におおびき申し上げますけれども、当然本人たちがもらうべき給与を遅れて支払うというふうなことになったということでもあります。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第54号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第8号）について質問します。

まずは13ページの教育債、そこの内訳ですね。1節、2節の内訳、何に使うのか。ちょっと説明は受けたんですけども、あまりちょっと納得しないところがありまして、もう一度よろしくをお願いします。

それと、歳出の15ページ、1目の8節旅費について、特別職の旅費です。これ9月に補正出たはずなんですけれども、また補正が出ておりますので、説明をお願いします。

それと18ページ、歳出、民生費です。その19節扶助費、食の自立支援、これマイナス200万になっていますけれども、何が原因なのか。

それと次、20ページ、児童福祉費の22節返還金の説明ですね。

25ページ、先ほど来あった2目18節の中部広域への追加です、33万7,000円。これの説明。

それと、26ページの2目道路新設改良費、すみません、これ1目の道路維持費の26節公課費、すみません、改めます。2目ですよ。2目の役務費の鑑定料と下の11節と21節の説明。それと27ページの河川維持費です。これどこどこやるのか。今、河川がちょっと詰まって箇所が多いはずなんですけれども、200万でどこどこしゅんせつできるのか。

それと29ページ、2目の事務局費ですけれども、ここの10節の説明、167万の説明。

それと10款の1目、32ページ、そこの説明もお願いします。3,200万余り。

それと33ページ、2目文化財保護費、そこの12節、14節の説明です。入札減だと思えますけれども、中城城跡の施工が遅れている分、どう考えているかも一緒にできたら。

先ほど来、また教育委員会にはいろいろな質問がありましたけれども、ぜひいろんな考えで誤りのないようなものを取り組んでいただきたいと思えますけど、以上、質問お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

まず13ページ、歳入の教育債のほうですけれども、1節の社会教育施設整備事業債につきましては、歳出の34ページにございます管理棟設計業務委託料の起債部分となります。

その下の4節公共施設除去債につきましては、前回の議会の追加議案で、プール解体を議決いただきましたけれども、その際はちょっとまだ手続が整っていないで単費で上げておりましたので、その後の起債処理をしておりますので、組替えとなります。そのための起債となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

15ページ、1目一般管理費、8節の旅費につきましては、特別職の県外旅費になります。今

後、3回ほどを追加しております。内容につきましては、福智町への児童交流が年を明けてありますので、今回、新村長となっておりますので、御挨拶ということで予定をしております。

あとの2回につきましては、いろいろの去年の実績を見ましても、寄附へのお礼等もありますので、その分を計上しているところでございます。寄附者、寄附をしていただいた方へのお礼も兼ねて、去年は伺っておりますので、今回も予算を計上しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、19ページになるかと思えます。5目の介護保険事業費、19節扶助費の食の自立支援事業のマイナス201万8,000円の件につきまして説明いたします。

こちら利用者負担のほうも関連しますので、6ページの歳入のほうも減にしておりますが、この理由は、当初、配食サービスの利用、年間の食数、それを5,500食ほど見込んでおりました。6年度の利用実績を今後鑑みると、6年度の見込み総数として、今2,925食と見込んでおります。大幅に減となっております。こちら今現在の利用者が20名となっております。当初の場合は30名近くいたんですが、入所とか入院等により、廃止になった方々も多かったということもありましたので、その分を見込んで今後の利用の伸び等も計算して、約半分ほどの減という状況になりましたので、歳入歳出ともに減をさせていただいているというところです。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 20ページの22償還金利子及び割引料728万4,000円につきましては、令和5年度の実績確定に基づく超過交付への返還金となっております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 25ページの7款商工費、1項商工費、2目観光費の33万7,000円、18節負担金補助及び交付金ですが、中城湾港に入港するクルーズ船受入れ事業になります。これまでコロナで止まっていたものが那覇港にも入港しているということで、再開事業の負担金となります。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、8款2目11節の役務費、まず鑑定手数料237万3,000円についてですが、村道三田線の舗装構成改良事業の拡幅分の4メートルの施工をするための拡幅部分の鑑定手数料及び県が実施しております未買収事業というのがあります。琉球政府時代に未買収により道路を開通した事業の未買収している箇所が村道坂田線なんです。こちらの県外にいた地権者の方が来庁しまして、今、この未買収事業に関しての事業が進められるということで、この鑑定を上げております。

21節の補償補填及び賠償金につきましては、奥間南上原線の墓の補償に伴う遺骨の預け代ということで計上しております。

8款1目河川維持費、13節の使用料、重機使用料の浚渫に係る費用となるのですが、行政懇談会においていろいろ要望がありました浚渫が必要な箇所についてを総合的に足りない200万として、村内の主に農水路等の浚渫費として計上しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 29ページの10款教育費、1項教育総務費、事務局費の需用費の備品修繕費について説明いたします。

この修繕費の増額につきましては、主に公用車、スクールバスの修繕費となっています。現在スクールバスにおいてはかなり年数が経過しており、例年、経年劣化による修繕箇所が増えている点、あと、今、物価高騰による修繕部品の価格が高騰していることから、大分予算が不足しておりますので、今回その部分の増額をお

願いしています。

続きまして、31ページの10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の需用費、建物修繕費につきましてです。こちらは中学校の主にクーラーの修繕箇所が幾つか上がっており、その部分の修繕を長期休み期間を利用して修繕を行ってきたいということで考えています。

あと、今、旧役場跡地ですね。あちらのほうに教諭等の自動車や、また部活の送迎等により跡地を活用しておりますが、そちらのほうの一部敷地の粉じん対策を行っていきます。主にそのような予算を計上しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

33ページ、10款5項2目の委託料及び工事請負費の減についてお答えいたします。

両方とも中城城跡整備事業に係るものでして、令和6年度予算の編成時には、私どもとしましてはその事業費総額で3,700万ほどを計上しておりました。ただ、その後、今年2月になりますが、文化庁のほうから内示としまして、2,700万余りの内示となっておりまして、その差1,000万ほど減額せざるを得ないという状況でして、今回、その委託工事費が固まりましたので、その分、差額を減にしていくということで計上しております。

それと、城跡の工事に関しましては、入札残が出ました予算の範囲内で必ず改定契約しまして、石1個でも多く積めるようにということで整備を実施しているところです。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 32ページ、幼稚園費の負担金補助及び交付金の3,261万6,000円につきましては、令和6年度、今年度4月に遡っての単価改定により増額となっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

11番 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 議案第54号、一般会計補正予算（第8号）に関して質問します。

ページは26ページ、2項15節の原材料費、これ50万6,000円。この50万6,000円に関しては、恐らく北浜区と南浜区に設置するロードハンプのことだと思います。前に事前に副村長より説明を受けて、このハンプ、設置する箇所が5か所と聞いておりますが、この設置箇所は前に担当職員と一緒に設置場所にしるしをつけてきました。たしか20か所ぐらいだと覚えています、今回、何でこの5か所になったのか、その理由は。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

このハンプというものが騒音等も起こすということから、まずは一度5か所設置して、今20か所ということでもあったんですけど、やはり都市建設課としては、まずこれ多過ぎて苦情等、そういうものがあつた場合に撤去というものは避けたいので、まずは5か所設置してみて、それでも交通量というか、このスピードが出ているとか、そういうことがあるならまた追加するという形で進めていきたいと考えております。

また、国道329も先日開通して、また、交通量も減ってくるのではないかと考えておりますので、一度様子を見て、5か所から始めさせていただきます。

○議長 伊佐則勝 11番 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この騒音公害に関して、設置しなければ分からないですよね。それで、今、課長がおっしゃった329号から、329号が片道2車線、直線ができたということで、確かに車線の進入減少も考えられると思うんですけども、でも、やはり住民から話を聞いたことでは、全然ほぼ変わっていないと、交通量が。様子を見るというんですけど、やはりこのハンプを設置することによって、北浜区、南浜区の減少すれば、交通安全対策にもなると十分考え

られます。北浜区、南浜区に設置することによって減少すれば、北側、津覇、浜、安里方面とか、ほかの地域もそうですけれども、本当に交通安全対策になると思いますので。もし苦情等もなければ、将来的に設置する考えはあると言っておるんですけど、どのくらいで増設する考えがあるのか、何年ぐらいで。その辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 どのぐらいでということは今考えてはいないのですが、様子を見て、今の5か所で、この交通量というか、速度ですね、速度制限にならないというものかどうか見てみて、あまり多くやるのも、あとで撤去というのはやはり避けたいので、一度様子を見させてください。

○議長 伊佐則勝 11番 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 車が減少すれば、地域住民の生命にも大変安全になると思いますので、また、子供たちの、この潮垣線は子供たちの通学路でもありますので、あまり期間を置かないで、早めにそれを判断して増設するように考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、補正予算について質疑いたします。

まず18ページです。

これは5目になるんですけども、会計年度任用職員報酬が413万円余りの減になって、それに伴い、介護保険事業についてほぼ減額補正になっているんですけども、この報酬の減と事業の減がどういう関りがあるのか、この原因をちょっとお示してください。

2点目に、30ページの先ほどからある小学校費について、これ4年前に遡っての支給金額になる予定なんですけれども、これは村の監査上、

年度別に決算になるんですけれども、それについての問題、影響、それはそのまま4年間をまたがっても大丈夫なのか。そのあたりを伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

18ページ、5目介護保険事業費、まず報酬の減の主な要因、これは職員手当等のほうにも係るんですが、主任ケアマネを会計年度任用職員で長らく募集しておりますが、応募がなく、その分の減というのが一番大きな理由となります。

介護保険事業、その他の部分につきましては、利用者の減、また、例えば介護予防事業の委託料につきましては、大雨警報が今夏何回か警報が発令されて、やはり高齢者の方々が公民館まで行くときに、警報級の大雨の際に危険性を伴うということで、中止の判断を何回かしております。そういったことによる事業の減という部分が大きい理由となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

御質問のあった村の監査委員等、また決算についてですが、基本的に決算監査につきましては単年度ごとの決算になっておりますので、仮に認定された決算については遡っての修正ができないことになっております。ですので、今回6年度において、この予算が認められた上ではですが、支払った給料については6年度の決算監査において監査委員より御指摘、改善等が審査項目に付記されるものと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、18ページのほうですね。これは主任ケアマネを採用すべきところなんだけれども、採用ができていないということで、400万の減になっているんですけれども、それについて影響というのは、例えば

これ主任ケアマネがいれば村内一面を網羅していろいろな事業に参加したりというふうにできるのか。それがいないということになれば、その影響というのはどれほど村の、ケアマネのほうに影響するのか。そのあたりもう一回伺います。

2点目です。これは年度別の決算になるものだから、令和6年度で全て対応するということであるんですけれども、これは、じゃ全て令和6年度の決算で対応できるということで理解してよろしいわけですね。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、高齢者が3,000人以上いる市町村においては主任ケアマネ、保健師、社会福祉士の3職種は地域包括支援センターに設置しなければならないというふうに国の通知では示されております。その中で、村のほうでも2年前に当時いた主任ケアマネが定年、もう定年も過ぎて、60過ぎて長らくいていただいたんですが、退職されましたので、その以降、応募をかけてもなかなか採用に至らないと。これはいろんな給与がやはり民間と比べて低いとか、そういった点もいろいろありますが、なかなか人材の供給自体が今、県内各介護支援事業所においてもケアマネの確保に難渋しているというお話も聞いておりますので、なかなかこの人材の供給自体が今滞っている状況がある。その中で市町村で主任ケアマネがいなかったことの影響なんですけれども、主任ケアマネの大きな業務としては地域マネジメント、ケアマネジメントの策定、または村内のケアマネジャーの育成支援というのが大きな業務となっております。この点につきましては、今、本村においては地域包括ケア会議の個別支援会議というもので、地域のケアマネさんたちの事例検討とか行っておりますけれども、それは何とか今いる職員でこなしてはおりますが、この主任ケアマネの見地という面から

は、なかなかその指導助言に至っていないという点はございます。

そのほか、やはり相談対応におきましても、主任ケアマネを持つ年数、経験されたケアマネジャーさんというのはなかなかいろんな経験されている方が多いですので、そういった見地面、職員のお互いの知識の共有とか、そういったことを含めても、主任ケアマネがいないことでの業務の不具合は生じているところではございます。その点を今、何とかカバーしながら頑張っているのが現状でございます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問の件につきましては、予算の支出が令和6年度となりますので、どうしても決算認定につきましては6年度の決算でしか説明することができません。ですので、この部分につきましては、村の監査委員にも今後の経緯等も含めて事務的なものについて御指摘を受けることとなると考えております。

また、議会のほうにおきましても、委員会での決算審査等でも同じような指摘を受けるというふうに思っておりますので、その際にも、その経緯とか今後の改善等について説明していきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 では1点目ですね、いろいろとやはり主任ケアマネがいないと、いろいろな業務に対して支障が出ているみたいですので、去年も今年もいないということでしたら、次年度しっかりと対応して、今、報酬の面とかいろいろあるということなんですけれども、近隣市町村、あるいは民間と比べて低いのであれば、しっかりその辺も対応して、主任のケアマネジャーがいないと、いろいろな業務に支障を来しておりますので、そこはしっかり探してでも対応してほしいと思います。

あと2点目です。決算についての話なんです

けれども、それについては、これは来年の9月議会になると思うんですけども、やはり先ほどから話があるとおりの、二度も今、教育総務課のほうでは保険の問題、今回の問題と、いろいろ問題が続いているものですから、そのあたりはどういう状況でそうなっているのか。やっぱりしっかりと吟味して、調査して、何が悪かったのか、あるいはどういうところを直せばいいのかということも、これは課を中心に対応しないと、またこれが発生した場合に、また起こったのかというようなことになりかねないものですから、そこを反省と改善、そしてやっぱりPDCAを使った取組をしっかりとやって、二度とこういう事態が起きないように取組をしていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 それでは、議案第54号について確認と質問をいたしますが、先ほど31ページのほうで中学校の学校管理費ですが、全協の御説明のときには、消防設備の修繕というふうにお聞きしたんですが、これの確認をしたいというのが1点です。

それから、あと一つは少人数学級の件につきましては、これは言わば両方に瑕疵がないというようなことがあったとして、教育総務課がお話しされるよう、そしてまたお二人の先生もそれに納得して契約に応じたというような状況で今日まで来たと。そういうような中で、一方の当事者である村のほうで早々と対応をして遡及適用を決めたというふうなことがあるとしたら、これは少し村民に対する説明、あるいは議会に対してもそうですが、非常に議会軽視になりかねないような事態ではないかなと思います。

双方が正当な理由があって現在に至っているというふうなことであれば、第三者の裁定を待って、村が負担すべきもの、それから受け取る

べきだったお二人が甘んじて受けざるを得ない金額の、そこら辺の線引きについてもう少し丁寧な駆け引きというんですか、やり取りをするべきではないかと思っております。そのために第三者の委員会、機関ですか、あるいは相手の先生方お二人の提訴、裁判への訴えを待って、その中でお互いが甘んじて受けるものと、こちらは村民から負託された予算を支出するべきものというふうなものを決めていただくというふうなことが必要なのではないかと思います。一方的にこれを認めなさいというふうな現在の補正予算の提案の仕方は、非常に乱暴な気がします。その2点について少しお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

まず、31ページの中学校の学校管理費の建物修繕のほうで、すみません、私のほうで空調設備と駐車場の粉じん対策と申しましたが、それ以外にも先ほど言われたように消防設備の改修が一部あります。その部分は、いろいろ項目が今予定していますので、ちょっと私の答弁の中ではそれを含んでいなかったということだけです。一応、この金額の中には消防設備の改修も一部含まれております。

もう一点目です。先ほどからある少人数学級の教諭の給与につきましては、第三者ということではなく、実際に県の中頭教育事務所のほうの人事のほうとも確認をしております。実際に支給すべき給料の位置づけ等も確認しておりますので、私たちもこれに、やっぱり県の給料に準じて支払うということを条例では明記しておりますので、その金額で行いたいということで、予算化しております。

この旨につきましても、当事者からの訴えではなくて、実際にこの質疑から始まった経緯でありますけれども、私たちのこの算定が誤って

いることから、やはりこの中城村の児童のために一生懸命やってきてくれた方に対しての支払うべき報酬については早急に支払いしたいということで、今回予算化しております。その金額等につきましても、実際に当事者お二人にも示しており、その金額で了承していただいております。

村としては、今後もこのようなミスはないようにしていきますが、早急に、訴えられるということではなく、理解を得ながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 先ほどの中学校の粉じん対策、それから消防設備関係の修繕というふうなことでは、確認したいと思います。

あと1点のほうの先生方への支払いの件については、既に済んだ契約に基づいて支払われて、お互いそれが善意の契約で来ているような状況の中で、これをまた、確かにこちらに解釈の誤りがあったということがあったとしても、これはわざとそうしたわけではなくて、誤解の解釈の誤りでそのように来ているわけですので、それに基づいてもう4か年また、そういうような状況で、一方的にこちらがそれに応じてというか、やっていくというのはどうも、今後もそういうようなことがあったとしても、やはりこれはどこかでどうにか対策をとというか、事後の措置について善後策をですね、今回の場合から考えるべきではないかと思っております。御質問をしております。

先ほど何名かの方がマスコミへの記者会見などを通して、そういうことについて広く村民に知らせる。私達は、村民の予算を預かって事業を行っているわけですので、ここでただ可決されたから、もうそれでいいんだというふうな状況にならないように、そこら辺はマスコミへの対応、それから村民への対応について、あと一度だけ御答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回の件につきましては、チェックの漏れが過年度にわたってきたということもあります。当事者については、このような状況を知り得ることができなかった。実際こちらの教諭を退職して分かった現状でありますので、そのことが発覚しなければ分からなかったということなんで、その部分については、逆にこちらのほうとしては早期に気づくべきだったというふうに考えています。それができなかったことについては、本当におわびをしたいと思って、本人たちにも謝罪しましたし、その分、関係の部署につきましてはいろんな形で、何らかの方法で謝罪なりやっていきたいというふうに考えております。

謝罪方法について、今後こちらのほうでも考えていきたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第54号 令和6年度一般会計補正予算(第8号)について反対の立場で討論いたします。

先ほど来、10款教育費の小学校費、1目学校管理費、2節、3節の給料、職員手当等に係る支給について、4年間遡って支払いするという

案件、この重要な説明が到底納得できるような説明ではありませんでしたし、議会が精査するいとまも与えない状態で、既につくり込みをされて議案として上程されてきたという経緯を踏まえると、何らこれらは納得できるものではない。納税者、監査、そして議会への対応、そして当局の責任の取り方についても答弁では納得できるものではありません。よって、反対いたします。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 議案第54号、一般会計補正予算について賛成の立場で討論いたします。

まず、少人数学級の担当の教諭は、単費での採用になっており、県の報酬基準に照らして、村と県の職員が、村の職員がですね、解釈の間違いがあったと。議会への説明も不足して、しかも遅いということを非常に重く私も受け止めております。そして、それを基準を入念に精査し、できなかったということは、誠にこれは担当、あるいは村として反省しないといけないし、また、改善を強く進めなければいけないというふうに思っております。

他方で、補正に示された金額は、教員2人に対する、これは労働の対価であって、専門家の調査からも給与として支払う旨の助言もあります。4年分を一括して支払うため、金額的には大きいですが、年度年度で払っていればそれなりの単価になったと思うんですけれども、やはり4年に全てを一括して払うというものですので、金額は非常に大きい金額であるんですけれども、これはやっぱり労働の対価として支払うべきであるものと私も認識しているものですから、これはお二人の教諭に対しては対応せざるを得ないというふうに思っております。

あとは、責任の所在については、これはもう本人がしっかりと考えて、今後対応していくべきものだと思っているので、今回の補正について

は賛成の立場であります。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ございますか。

6 番 安里清市議員。

○6 番 安里清市議員 議案第54号、令和6年度の一般会計補正予算について反対の討論をいたします。

10款2項1目2節の給料及び3節の職員手当についてであります。これらの金額は令和5年度まで実施されてきた少人数学級の教師に対する給料及び手当の4年間に及ぶ遡及支払いに充当されるものとされており。これまで支出されてきた給与及び手当につきましては、該当するお二人の教師と適法になされた契約に基づき、双方の合意に基づき4年間にわたり支出をされてきたわけでございます。

今般、契約の基礎となる給与及び手当の解釈において誤解があったことを理由に今回の補正予算は上程をされました。誤解の発生につきましては、どのような経緯により発生し、4年間もの間、誤解に気づかなかったのかについて十分な説明もなかったと思います。4年前に遡り、給与及び手当の支出をすることについては、会計年度独立という大前提に反することです。

これまで議会で行われてきた予算、決算の承認が根底から問い直される事態であります。誤解があったから4年前に遡りやり直すということでは、議会の軽視であり、議会の権威の失墜にもつながりかねないと思います。2,000万余の支払いについて、必要というのであれば、発生の経緯の説明と謝罪について、村民に先にすべきだというふうに考えます。

お二人の先生方と村当局どちらにも悪意や問題がないとの認識であれば、相手の訴訟を受けて裁判で過失割合の議論などを通し、中城村としての支出割合を検討すべきであると思います。

双方において適法になされた契約であり、相

手も同意の上で4年間、中城村の子供たちのために勤務をしていただきました。先生方には感謝を申し上げる立場でございます。全国的にも先進事例に該当する少人数学級のために頑張っていたいただきました。そうであるからこそ、今回の問題で双方が納得いくような解決法を模索していただきたいと思います。解決方法がきつとあるはずであります。一方的に村当局が補正予算を組み、支出に踏み切ることにについては、村民軽視と言わざるを得ず、議会軽視でございます。よって、議案第54号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第8号）については反対をいたします。終わります。

○議長 伊佐則勝 ほかに発言ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 伊佐則勝 起立多数です。したがって、議案第54号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（12時38分）

~~~~~

再 開（12時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第9 議案第55号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第55号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第55号

令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,567千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,547,192千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款      | 項      | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|--------|-----------|--------|-----------|
| 4 県支出金 |        | 1,734,857 | 67,567 | 1,802,424 |
|        | 1 県補助金 | 1,734,856 | 67,567 | 1,802,423 |
| 歳入合計   |        | 2,479,625 | 67,567 | 2,547,192 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 2 保険給付費 |         | 1,630,009 | 67,567 | 1,697,576 |
|         | 1 療養諸費  | 1,376,151 | 57,700 | 1,433,851 |
|         | 2 高額療養費 | 240,042   | 9,867  | 249,909   |
| 歳出合計    |         | 2,479,625 | 67,567 | 2,547,192 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第55号について質問します。

ちょっと全然説明を受けていないもんですか

ら、毎回のごとく一般会計補正が出ますけれども、対策は考えているのかどうか。結果だとは思いますが、毎年のごとく補正で、大分負担しますので、その対策等、この金額、少なめにする計画等があるかどうか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 今年度は医療費が若干伸びておりまして、過去3年分を見まし

て、伸び率を出して今回補正を上げております。  
医療費については、ジェネリック医薬品の活用  
を促進したり、医療費の適正化などの事業も進  
めておりますので、引き続き力を入れていきた  
いと思っております。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 医療費が伸びている  
ことは、これ補正ですので、分かっております。  
ただ、これ今後もうずっと同じ体系が続くと思  
います。それをなくすために、最初に医療費を組  
んで、そこを補正で出ないような、医療費を削  
減するようなものを打ち出さないとどうにもな  
らないんじゃないかなと思って質問しています  
ので、ぜひ取り組んでください。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第55号は委員会付託を省略し  
ます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから議案第55号 令和6年度中城村国民  
健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決し  
ます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第55号 令和6年度中城村国  
民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案  
のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (12時53分)

~~~~~

再 開 (12時54分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第10 議案第56号 令和6年度中城村後
期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議
題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第56号 令
和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予
算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第56号

令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ572千円を増額し、歳入歳出予算の総額を212,890
千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		163,750	403	164,153
	1 後期高齢者医療保険料	163,750	403	164,153
5 諸収入		1,504	169	1,673
	1 延滞金、加算金及び過料	245	169	414
歳入合計		212,318	572	212,890

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		206,320	572	206,892
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	206,320	572	206,892
歳出合計		212,318	572	212,890

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第56号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第57号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第57号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正

予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第57号

令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ719千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ205,960千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		195,647	719	196,366
	1 基金繰入金	195,647	719	196,366
歳入合計		205,241	719	205,960

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		205,240	719	205,959
	1 南上原土地区画整理事業費	205,240	719	205,959
歳出合計		205,241	719	205,960

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 議案第57号について質問します。

換地作業が行っていると思うんですけども、この71万9,000円、物件補償となっているんですけども、こういった件ですかね。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

換地処分業務を進めるに当たって、境界確定をしているときに、この工作物について物件移

転補償しなければならないものをしていない状況がありまして、今回、物件移転補償費として工作物分71万9,000円を計上しております。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 物件補償はほとんどもうない状態じゃなかったんですか。塀か何かですか。換地作業をするとき、そういうもの出てくるかなと疑問に思うんで聞いているんですけども。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 工作物に関してはブロック塀でございます。ブロック塀として、以前、補償対象として交渉はしていたんですが、この地権者様から、これは壊す必要がないということで、補償として抜いてありました。ただし、そのとき、この境界が変わることについての説明が本人になされていなかったということで、このそごがありましたので、今回この境界が変わることによって、この工作物はやはり補償すべきものであるということで、今回計上しております。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これもね、先ほどの教育委員会と同じような感じですね。最初、地主さんとは納得してオーケー取った。それからまた補正でまた取り壊す予算を入れる。こういうの確認してちゃんともうやっていただかないと、本当に困ると思いますけれどもね。ぜひそういうことがないようにまたよろしく願います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第58号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第58号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第58号

令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,585千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	629	630
	1 繰越金	1	629	630
歳入合計		4,956	629	5,585

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 污水处理施設管理費		4,756	629	5,385
	1 污水处理施設管理費	4,756	629	5,385
歳出合計		4,956	629	5,585

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第58号 令和6年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 承認第5号 専決処分の承認について（令和6年度中城村一般会計補正予算（第

7号））を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、承認第5号 専決処分の承認について。

承認第5号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年12月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費について予算補正をする必要が生じたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第6号

専 決 処 分 書

令和6年度中城村一般会計補正予算（第7号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月1日

中城村長 比 嘉 麻 乃

令和6年度中城村一般会計補正予算（第7号）

令和6年度中城村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,711千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,824,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月1日 提出

中城村長 比嘉麻乃

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認について（令和6年度中城村一般会計補正予算（第7号））を採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第5号 専決処分の承認について（令和6年度中城村一般会計補正予算（第7号））は承認することに決定しました。

日程第14 報告第9号 専決処分の報告について（吉の浦公園子供遊具新設工事変更契約）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第9号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（13時15分）

令和6年第10回中城村議会定例会（第4日目）

招 集 年 月 日	令和6年12月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和6年12月9日（午前10時00分）		
	散 会	令和6年12月9日（午後3時30分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	欠 員
	3 番	欠 員	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	13 番	新 垣 博 正	14 番	新 垣 善 功
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都市建設課長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 村 武 宏
	住民生活課長	新 垣 忍	上下水道課長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生涯学習課長	渡久地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教育総務課主幹	森 本 雅 人
	健康保険課長	島 袋 かおり		

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に、9番 大城常良議員の一般質問を許します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 おはようございます。12月定例会最初の質問者になります。どうかよろしくお願いしたいと思います。

9番、大城常良でございます。議長の許可が出ましたので、これから通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まずその前に、昨日は吉の浦会館と、そしてその駐車場のほうで福祉まつりが行われまして、大変盛況で、やっぱり準備に携わった照屋課長、それから比嘉昌子課長、以下職員の方々、多く来ておりましたので、大変準備のほう、お疲れさまでした。無事に村民、村内外から多数の方々々が来られて、本当にいいまつりだということのお褒めの言葉もありましたので、ぜひひとつまた今後もそういう行事があるのであれば、頑張っていたきたいというふうに思っております。

それでは、質問に沿って始めたいと思います。

まず、大枠1番、直売所、これはごさまるしえの設置はということで、①9月議会でも提案した下地区に日用品や野菜が購入できる店舗の誘致を要望したが、関係機関とも連携の上で協議していくとの答弁でしたが、その後の進捗状況を伺います。

②商業施設については、令和12年度開設を目標にしているが、構想から開設まで約6年を要すると思いますけれども、事業者の選定等、早期に工程表の作成に着手すべきと思いますが、いかがでしょうか。

大枠の2番、子育て支援の拡充は、これは毎回出してはいるんですけども、今回もまた進捗状況を伺いたいと思います。

①認可外学童施設、これは泊にありますにここに学童クラブは令和7年度、5年目を迎えますが、認可外のため運営が厳しく、利用料が高い状況にあり、保護者に負担が生じている。その上で、次年度、認可に向けての取組を伺います。

②中小で運営しているひだまり学童クラブの移転について、予定地、事業者は決定したのか伺います。

③幼・保・こども園連絡協議会より、10月17日に現場が抱える課題解決に向けた嘆願書が、これは「提供」ではなく「提出」に変えてください。提出されたと思うが、その内容及び改善に向けての取組を伺います。

④待機児童については、9月時点で21名の待機児童が発生したが、原因は保育士不足によるものである。これは断言しております。そこで、新年度待機児童解消するための取組を伺います。

大枠3番、各小中学校のいじめ、不登校の状況を伺います。

全国では、不登校の児童生徒が34万人に達し、毎年4万人増の報道がありました。そこで伺います。

①本村の各学校において、令和4年から令和6年10月時点までの不登校児童生徒の人数及び学年別に多い学年を伺います。

②各学校の過去3年間のいじめの件数はどうか伺います。

③不登校の原因及び改善に向けての取組を伺います。

大枠4番、給食費の無償化は、これも各議員から9月議会でも相当出てきましたけれども、それについて、①次年度より県の方針による中学生の給食費の2分の1補助が始まると思いますが、現在の県の動向及び小学生も含めた村の

取組を伺います。

以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 おはようございます。

それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1につきましては、産業振興課と都市建設課、大枠2番につきましてはこども課、大枠3番と大枠4番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠1の直売所ござまるしえの設置について、所見のほうを述べさせていただきます。

大城議員のほうからは、9月の一般質問の中で、海側地域への直売所の要望と、そして場所につきましても、旧役場跡地の御提案がございました。現在、旧役場跡にて、直売所の設置を目指して取り組んでいるところでございます。

もう一つ、それから大枠2番の③の幼・保・こども園連絡協議会の嘆願書の件でございますが、10月17日に私のほうが直接お受け取りをいたしまして、すぐに担当課と一緒にかなりの時間をかけて、一つ一つ確認をしながら協議をいたしました。その協議の中で、予算がかからずに担当課の努力でできるものはすぐに取り組みましようということと、あと、予算がかかるものは今後財政を見ながらではありますけれども、できるだけ解決に向けて取り組んでいきたいと思います。ということで協議をさせていただいております。

今後も現場の皆様の御意見、要望を聞きながら、子供たちのためにより環境づくりに努めてまいります。

では、詳細につきましては、各担当のほうからお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようござい

ます。

大枠3の不登校については、国、県と同様に本村も大きな課題になっています。県費でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されており、児童生徒、保護者への対応を行っています。また、村費で相談員を採用して各学校に配置し、教室に入れない児童生徒を別室で対応を行うなどの対策を行っております。

詳細については、教育総務課主幹が答えます。

大枠4の給食費については、教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。

それでは、大城常良議員の大枠1の①についてお答えいたします。

これまで関係機関、商工会、JA中城支店、地元事業者、農家、観光協会等とヒアリングを行ってきました。ヒアリング内容としましては、場所、規模、予算、営業形態などの方向性等の情報交換を含めて行ってまいりました。ヒアリング後、関係部署と内部調整を行い、（仮称）ござまるしえの方向性を予算と時間をかけず目的を早期に達成できる形を目指すことを確認してきております。以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。

それでは、大城常良議員の大枠1番、②商業施設誘致についてお答えいたします。

旧役場跡地及び中城中学校移転後の跡地を活用した商業施設の誘致につきましては、今後の村の発展に寄与するため、単に商業施設を誘致するにとどまらず、他地域にある同種・類似施設との差別化を図りつつ、地域課題の解消や中城村の魅力を十分に生かした商業施設の誘致に

向けて、スケジュールも含めて戦略的に取り組んでいく必要があると考えております。

そこで現在、専門的な知識を有する事業者と共に誘致戦略の策定を進めております。誘致戦略においては、民間事業者から市場調査として意見を収集し、導入可能な施設機能や事業者の選定方法、施設開業までの工程表を整備する予定であります。令和7年度以降につきましては、その誘致戦略に基づき、適切な時期に必要な業務を進めていけるように計画的に取り組んでまいります。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大城常良議員の大枠2についてお答えいたします。

①次年度に向けて1支援分の公募を行っており、申込みがある事業所の提出書類等を審査し、決定してまいりたいと考えております。

②移転場所については、吉の浦公園周辺を考えておりましたが、送迎等の影響で児童の安全に支障があることから、学校敷地内、体育館2階などが活用できないか、校長先生と調整しているところです。また、次年度、中城小区のひだまり学童の事業者は決定しており、11月1日金曜日に保護者向けの説明会も行っております。

③嘆願書の主な内容として、1、認可保育施設の入園手続等について、2、保育士の確保について、3、園児の転園等についての大きく3点がございました。

認可保育施設の入園手続等については、少し細かく申し上げますと、育児休業等の短時間から標準時間の変更の見直しや内定通知の時期を早める、土曜日の家庭保育協力依頼などがございました。内部で解決できる課題でしたので、施設側と調整し、対応してまいります。

保育士の確保につきましては、保育園見学バスツアーの実施、保育士への補助金等の創設がございました。

バスツアーにつきましては、実施に向けて施

設側と時期の調整を行っているところです。保育士への補助については、どのような補助なら保育士確保できるかを施設側とも検討してまいります。

園児の転園等につきましては、施設側や保護者に負担のないよう取決めに定めます。

④保育士確保に向けた取組として、今年度については、研修会を複数回実施し、教育・保育環境をよりよくするための改善を図っております。

次年度も引き続き研修制度を充実させ、また、新規の保育士確保については、どのような補助なら保育士確保できるかを施設側とも検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 おはようございます。

大城常良議員の大枠3についてお答えします。

まず、不登校数は、病気や経済的な理由を除き、心理的、情緒的、身体的な状況で登校できない状況にあるため、30日以上欠席した者とされています。この30日には、累積して欠席した数も含まれます。

①の不登校児童生徒数の人数及び学年についてお答えします。

令和4年度の不登校児童生徒数は、中城小学校0名、津覇小学校3名、中城南小学校18名、中城中学校23名、計44名となっています。最も不登校者数が多かった学年は、小学校が6年生、中学校は3年生となっています。

令和5年度の不登校児童生徒数は、中城小学校0名、津覇小学校2名、中城南小学校26名、中城中学校29名、計57名となっています。最も不登校数が多かった学年は、小学校が5年生、中学校は2年生となっています。

令和6年度10月末までの不登校児童生徒数は、中城小学校が1名、津覇小学校2名、中城南小学校17名、中城中学校26名、計46名となってい

ます。最も不登校数が多かった学年は、小学校が5年生、中学校は2年、3年生となっています。

②の過去3年間のいじめ件数についてお答えします。

令和4年度、中城小学校3件、津覇小学校3件、中城南小学校32件、中城中学校2件、計40件となっています。

令和5年度は、中城小学校7件、津覇小学校3件、中城南小学校25件、中城中学校1件、計36件となっています。

令和6年10月末現在は、中城小学校1件、津覇小学校3件、中城南小学校21件、中城中学校4件、計29件となっています。

③についてお答えします。

不登校の要因は、無気力や不安、生活の乱れ、学習の遅れなどが複合的に重なり、起こるとされています。不登校の対策については、各学校で早期発見、チームで早期対応に努めています。早期発見については、毎月の学校生活、いじめに関するアンケートの実施や日頃から担任を中心に、遅刻が増えるなど気になる児童生徒に積極的に声かけや年2回実施する学級満足度調査を基に、児童生徒の子供たちの心の状況を把握し、対応を行っています。

また、休みが続く児童生徒については、各学校でケース会議を開き、管理職、担任、養護教諭、場合によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携し、児童生徒が孤立しないように、学校と家庭との関係づくりに努めています。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠4についてお答えいたします。

現在、県においては、市町村の条例などで定めた中学生の学校給食費の2分の1を補助するとし、来年1月末をめどに補助金交付要綱を作成し、市町村へ通知される予定となっております。

す。また、小学校については、学校給食費無償化に向けた第一歩として、中学生への補助からスタートし、効果検証やそのときの財政状況、国の動向を踏まえ、今後検討していくとしています。

村教育委員会としましては、県による給食費無償化をお願いしているところであり、令和7年度においては学校給食費の改定も予定していることから、どこまで実施することが可能か、財源なども含め検討しているところであります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、再質問をしていきたいと思います。

まず、大枠1番のほうです。ごさまるしへの設置ということで、村長からいい答弁がありました。これは去った全員協議会の中でも説明が行われまして、これほど早くこうした具体的な取組が行われているということを知りませんでしたので、今回はどれぐらい進んだのだろうかということで質問はしたんですけれども、大変率直に言いますと、大分進んでいて、来年度ぐらいから次年度の何月からは始まるんだろうなというふうに実感をしております。

これについて、行政報告でもあったように、事業概要、それから事業イメージ、令和6年度の取組状況ということで、営業形態、開業場所、開業期間等を具体的に示されていると。その上で、その中に、これ②の事業イメージの中に、開業取組支援ということで、村の役割が入っているんですけれども、それはどういう支援を予定されているのか、そこをちょっと伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

村の支援ということなんですが、まず直売所ということで、新鮮な野菜を取り入れる、扱っ

てもらいたいということで、農家の皆さんと営業者がスムーズに販売が可能になるようにマッチングする支援を行っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 まず、施設については、これ直売所を運営する事業者が無償で、これは貸していくということで、例えば村として今、農業者とか様々な関係機関と連携しているんですけれども、その中で、ちょっとこれはどうしても村としてお金を補助しないといけないなという場面が出てきた場合には、村としては金銭的な支援をあり得るのかどうか。そのあたりちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

施設については総務課のほうとのまた調整になると思うんですが、雨漏りとかある支援に関しましてですね。

あと、金銭的な件については、今のところ考えておりません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今のところ考えていないということは、これ説明会でもあったように、全ては事業者任せにしているということなんですけれども、どうしても、これは私の私案なんですけれども、私見なんですけれども、やっぱり高いと村民も近隣の人たちもなかなか買いには来ないということで、そういうところで、今、農業者から例えば150円で売ってくれというふうに言われた場合、事業者もいるものですから、180円とかそれぐらいのプラスアルファでしか売れないと思うんですけれども、その中でちょっと高くなってしまったと、例えば近隣のこれ販売しているところよりはね。そういう場合に限って、村が幾らかの補助を出して、その単価

を下げていくというような段取りまでやっていくのかどうか。その金銭なところを今伺っているわけです。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 そのような支援は今考えてはいないんですが、今の農家さんも遠いところに燃料を使って配達しながらやっていく面と、時間のロスもあると思いますので。その辺は、近くにあれば、そのコストは下がってくるのではないかなと一応考えてはおります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは説明会であったように、事業者向けの説明会が12月2日に行われたということなんですけれども、そのちょっと内容についてお聞きしてよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

12月2日に説明会を行いました。その説明会の内容につきましては、私たちが商工会とどのような形態でいくのかということで確認しました。その仕様書を基に説明会を行ってきております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは取組の例えば工程表があるんですけれども、その中で公募期間が、例えばこれ11月から1月の中旬まで予定はされているんですけれども、現在のところ大体どれぐらいの公募があつて、感覚的に対応した担当課として、これはちょっといけるなというような感覚でいるのか。今、事業者は何社ぐらいが公募に入っているのか、そのあたり伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

商工会を通じて85小売業者へ通知しております。その中で10事業者が説明会の応募に参加するという連絡がありましたが、実際には5業者が来ておりました。その中で、まず自営で販売するというのが、ちょっと人数もいなくて厳しい面もあるなという意見と、大々的に商品を扱えるかなという声は聞こえてきました。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えばこれは事業者ということなんですけれども、やはり農産物を扱わんといけないし、あと日用品もやらんといけない。あとは、そういうところも含めて、その事業者だけで全てを運営できるのか、そこをちょっと心配しているものですから。やっぱり農業者とはいろいろと相談しながら、じゃあるものを入れていかないといけない。あとは日用品もいろいろそろえないといけないということで、そういうものを含めての説明会を行ったのか、そこはどうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

議員おっしゃるとおり、その辺もきちっと説明して、この大型施設ができる5年の間、その営業ができるかというのを一応きちっと確認はしております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは出店準備期間が来年5月までということになっているんですが、これは例えば、早いかもしれないですけども、開店時期というのが示されますか。大体来年の5月で準備を終わって、6月、7月頃からはもう開店しますよというような段取りが可能なのかどうか。そのあたりどうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 一応目標として、5月には開店したいということで、私たちのほうで決定しております。ただ、そこまで、営業所との、開業者との話もありますので、その辺はこの開業者が決定次第、仕様書にのっとって確認していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 近隣の方々も、待ち望んでいる方もいるものですから、できるだけ徒歩で行けるようなお店をつくってほしいと。値段的にも、やはり量販店に近い値段でということが基本になってくると思いますので、そのあたりをしっかりと調整していただいて、できるだけ早く、課長が今、5月ということなんですけれども、それに近い期間で開店できるように、また商工会、あるいは関連団体ともぜひしっかり調整して整えていただきたいと。私も応援しますので、しっかりやっていってください。よろしくをお願いします。

それでは次に、大枠の2番に移ります。

商業施設のほうです。これは11月21日のタイムスのほうに大きく詳細が書かれておりまして、我々も説明を受けながらちょっと読んだんですけども、大分いい方向で進んでいるのかなと思ってはいるんですけども、これは現在、アンケートやワークショップなど、住民が求める商業施設を目指して取り組んでいくというふうに思っていますが、それについて、年度ごとの実施計画、そういうものを我々に示せるのかどうか。相当いろいろなアンケートを取ったり、例えば子育ての方々に聞いたりしているんですけども、そういうものを含めて、今年は何、来年は何というものがですね、そういうものが示せるのかどうかちょっとお聞きします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

地域の行政懇談会でも、課題としてこういうことに取り組んでいるという中でも大まかなスケジュールは行政懇談会の中でも示しております。その中でも説明したとおり、今年度、誘致戦略、住民ニーズ調査を行っておりまして、その中で住民に対するワークショップなども行いました。業者向けの市場調査も現在行っているところでございます。それを令和7年度に、この課題などを含めて検討して、公募に向けた準備を行っていく予定でございます。

現在のところ令和8年度に事業者公募、選定、契約等を行いたいとは思っているのですが、中学校の解体が終わって、入れる時期が明確にならないと、早過ぎる可能性もありますので、この時期が遅くなると、情勢とかも変わりますので、この辺の事業者の契約の時期とかいうのはまた少し来年度、検討しながら、あまり早過ぎると、情勢によっていろいろ変わってくることもあるので、業者としても撤退とかそういうことも考えられるので、その辺は慎重に考えていけないといけないと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば今の課長が言った業者が撤退するかもしれないと。やっぱり我々と、村としては、いろいろな村民から聞いた意見等を全て盛り込んで、それも入れてくれ、あれも入れてくれ、そういうものもできるかどうか、いろいろ要望をしてやっていくと思うんですけども、それについて、あまりにも大きな要望が多過ぎて、事業者としては、いやここまでできないですよ。それ入れるんだったら、もう我々どうしても撤退しないといけないですよとか、そういう場面があるかもしれないというようなことになりかねない場合があるのかなと思うんですけども、例えば今、前には3事業所かな、話があったということなんですけど、それについて、その方々に大まかな話としては

そういうのまで行われているのか、事業者に対して。そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在行っている事業者への市場調査の中では、いろいろ前向きな意見も伺っております。直売所とかそういう併設機能とか、また、防災協定とか、そういう話もしております。災害時の物資配布場所、備蓄倉庫の設置、津波避難場所などの意見に関しては前向きな業者が多く、回答をもらっております。現在、市場調査を行っている事業所としては、10業者行っておりまして、その中でも前向きな、今の見解としては前向きに捉えている業者は多いと感じております。

先ほどの撤退というのは、この公募が早過ぎて、この解体時期、実際に入れる時期というのが明確にならないと、それまでの情勢の変化などにより、まだ早過ぎるのではないかという、そう考える業者もいて、参加しなくなったりとか、そういうこともあるのかなということで、その時期に関しては今後この解体も含めた供用開始ができる時期というものを検討しながら考えていかなければいけないということでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは、課長ごめんなさいね、これは新聞報道からなんですけれども、これ見たら、様々な調査を基に本年度中に誘致戦略をまとめる計画であるということが書かれているんですけども、先ほど課長は、令和7年以降取り組んでいくということなんですけれども、やっぱり誘致戦略を早めに立ち上げないと、いろいろな面で支障があるのかなというふうに私は思っているんですけども、これは今年度中に、大体その誘致戦略は来年の3月末ぐらいには立ち上げ切れるということで理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この公募に向けた誘致戦略は今年度で策定いたします。それを基に、その後の公募に向けた検討を行っていくのが来年度以降ということでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 次に、これが例えば誘致した場合の後なんですけれども、やっぱり交通への影響が大変気にかかるところなんです、これ地域住民からお話があったんですけれども。やっぱり今の国道329と吉の浦線、この2本しか道路がないという中で、大きいある程度の商業施設が建った場合、近隣にどういった影響があるのか。今、交通のアセスメントを実施しているということも話にはあるんですけれども、そういうものについて、大体大まかな村としての考え、例えば僕からしたら、吉の浦線が拡張できるような状態にはないと思うんですけれども、そういうものも含めて、この道路という、道路網をですね、どういうふうに考えていらっしゃるのかちょっと課長の話伺いたしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この交通アセスメント調査に関しては、当初より予定はしております。全体のタウンセンター地区の地区計画も踏まえて、民間事業者の活力を生かした新たなまちづくり促進事業ということで、一括交付金を活用しながら、これを令和4年度より開始している中で、この交通アセスメント調査というのは行う予定でございます。その中にインフラ整備の計画もあるのですが、それに関しては、消火栓の増設とか、少ない排水がどういうふうになっていくとか、そういうものに関しては予定しているところではございますが、吉の浦線の拡幅とかそういうものに関しては、まだ検討はしておりません。交通アセスメント調査により、どうしても交通量が、今の道路では足りなくなるという調査結果が出れば、また検討の余地も出てくるのですが、今、近隣の商業施設の

状況を見る限り、ここで拡幅とかそういうのには当てはまらないのではないかと想定はしております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やっぱり商業施設ができれば車も多くなるし、今でも我々も、皆さんも御存じだと思うんですけれども、吉の浦線は朝夕は非常に車が多いということもあって、道沿いに住んでいる方々からは、スピード出し過ぎなんじゃないのというような苦情もたまには聞くもんですから。そのあたりもしっかり事故のないような、道路に関して絶対に近隣の皆様方から苦情が出ないような形で、交通アセスメントをやりながら、近隣のお話も聞いて、そして進めていくということでやられてください。

1点ちょっと、先ほど商業施設について、我々総務常任委員会のほうで、この前、旭市の、これはおひさまテラスというところに見学へ行きて、これはイオンが運営しているお店の2階を借りて、その中で、2階のほうで様々な市民ですね、旭市ですから。つくる、遊ぶ、過ごす、それから借りる、催すというようなものが、相当、1面のフロアを使ってやられたもんですから、これはもう非常に小さい子供から大人まで、素晴らしい取組が行われているなというような視察を行いましたので。話を聞いたら、やっぱり6年、7年ぐらい構想からかかったということでもあるもんですから、そういうところも含めて、ぜひ担当課のほうも、そういうところも視察に行って、利用できる場所があればしっかり利用してって、村民にいかに過ごしやすい場所を提供できるか。

今、真夏になるともう40度近く上がって、非常にお家でも暮らしにくいという状況があるもんですから、そういうところがあれば、そこに行って、約二、三時間でも過ごして子供と遊べるというようなところもぜひ考えていただきたいというふうに思っているんで、そういうところ

ろも検討して、できるできないは、まずはさておいて、検討して、どう利用できるか、そういうところもまたやっていってください。

商業施設については、村民の皆さんは今期待しております。大きく新聞にも載ったり、近隣、他人との話の中でも出たりしているものですから。一番心配するのが、やっぱりさっき言った道路網ですので、そこをしっかりと説明しながら、そして近隣住民から苦情がないように取り計らっていただきたいというふうに思っております。

次、大枠3番のほうに移りたいと思います。

まず、大枠3番の認可外学童施設の件です。課長の話では、大枠2番ですね。今公募があるということなんですけれども、これは例えばにこにこ学童以外の公募があるということになっているわけですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 次年度に向けて中小校区で1支援分の公募を行っておりまして、現在2事業所の申込みがある状況でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 私、質問でも出しているとおり、今回、にこにこ学童は5年目を来年迎えるということで、4年間は何の事故もなくしっかり対応していると私のほうでは思っているんですけれども、これは例えばどういう基準で、公募した2事業所というのがあるんですけれども、それを決定していく過程というのは、どういう経緯でやられるわけですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 提出された書類等を審査して、施設の面積であるとかスタッフの資格であるとか、そういう提出書類とかを審査して、その中で、もちろん過去の実績等も鑑みて決定していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 過去の実績も踏まえてということなんです、これはやっぱり保育園

と一緒に、入園の基準と一緒に、点数制でやられていくわけですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在、この審査の基準等、点数とか、そういうのがあるわけではございませんが、それぞれの事業者を審査、そういう提出書類等を審査して決定していくので、詳しい基準に関しては後日また、基準に対しては提出したいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 先ほども言いましたけれども、やっぱり4年間も無事子供たち40名をしっかりと保育、保育というか学童ですから、見てきたと。そういうことなんで、そのあたりも十分考慮しながら、実績は実績としてあるわけですから、そういうのをしっかりと対応していただきたいなというふうに思っているんで。

あとは、これももう少しいい話聞けるかなと思ったけれども、聞けなかったんで、この2事業者、これはいつまでに決定するのか。来年7月からは移転しないといけないと、ひだまり学童をですね。長くても7月か8月。そういうところも踏まえての、新たに建物を建てるとか、そういうのもやっぱり事業者がやっていかないといけないと思うんですけれども、そのあたりの判断というのは間に合うのかどうか。私が言っているのは、7月が移転しないといけない時期になるということで、そこに間に合うのかどうか、新しく事業者を募った場合ですね。そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今回新しく1支援分の公募を行っているものと、今回移転するという学校敷地内の2支援分に関しては、ひだまり学童に関しての受入れに関しては、今後また別の話ですので、こちらに関しては学校敷地内を活用できないかというのを校長先生と調整しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 まず2つ同時に質問してしまっただね。じゃ例えば1件目から、にこにこ学童については今2事業者がいて、それを今から査定して決定していくという段階で、ぜひこれは実績を十分踏まえてやっていただきたいというふうに思っているんで、しっかり対応をお願いしたいということになっています。

2事業者、これは今、にこにこはもうそのまま運営している。あと1事業者がもし通過した場合、そこがいいということで村が決定した場合、それについての時期的なものが来年4月からすぐ行われるのかどうか。1つは、これ認可外、1つは認定になるわけですから、それについての判断というのは、事業者についていつ頃をめどにしているのか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 具体的な日付に関しては申し上げることはできませんが、できるだけ早めに決定していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これしっかり査定していただいて、ぜひ私は頑張っていたきたいと。4年の実績も踏まえてやっていくようお願いしたいと思います。

ひだまりについて、ひだまりについては学校敷地内を今予定していると。前回の答弁では、村内の所有地を予定しているということなんですけれども、これが今から学校敷地内、私は大賛成ですよ、学校敷地内は。近いし、いつでも、事故とかそういうのも防げると思うんですけれども、それについては例えばやっぱり校長の許可を得ないといけないということで、そういう話はどんどん進んできているのか。例えばまたそれができた場合の事業者というのは、まだ公募している段階であるということであれば、それもいつ頃、すぐ決定できるのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在、ひだまり学童さんが運営している事業者に関しては既に決定しております。この小学校の敷地内に関しては校長先生と調整は進んでおりまして、前向きな回答を得られておりますので、今後調整してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えばですよ、今、小学校を造られていると。これが来年ぐらいに開業するんですけれども、その前に、来年の8月にはひだまりを出ないといけないと。それまでに校長の許可を得て、あとはその施設を造って、プレハブかもしれないし。そういう、どこに造るかもまだ、学校施設、分からないんですが、例えばさっき言った体育館かもしれないし。そういうものを含めて、十分期間的に間に合うのか、そこを1つ、1点お願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在、中小体育館の2階を活用させていただけないかということ进行调整しているところで、こちらを活用できれば、特に新しい、敷地内に何かを建てるということは今のところは想定しているわけではないので、体育館の2階、そちらを考えているところでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 教室には、今80名の2支援分入っているんですけれども、教室にね。体育館の2階には80名2支援分大丈夫だということになるわけですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 体育館の2階の会議室と、そういうお部屋をですね、敷地を計測して面積を計算しましたところ、今現在80名ぐらいのひだまり学童さんの利用者がいますが、80名は入らないということは分かっております。50名程度は収容可能というふうに計算上出てい

ます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ということは、30名はもうできないということなんですけれども、これ村としてどういうふうに分り振りしていくのかですね。80名、今見ているのが、恐らく来年も80名になると思うんですけれども、50名しか見れないということは、30名はまたどこか違うところに全部振り分けてやられていくのか。そういうところも考えていらっしゃいますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 低学年のお子様を優先的に体育館の2階で預かって、高学年のお子さんに関しては一時的に児童館などで、送迎をして対応していくというふうに今のところは計画しています。ただ、これは一時的なことですので、今後どうするかというのをまた検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これはやっぱり保護者について、保護者が考える段階では、低学年は確かに重要だろうと思うんですけれども、高学年もここにいれば安全だということが一番ですので、後で検討すると言われても、納得できない保護者も出てくるかもしれないですので、十分検討して、しっかり保護者が納得できるような解決策を見いだしていかないと、大変大きい話になってしまうものですから。そこをしっかりと担当課として十分検討してください。

時間もあまりないものですから、次、保育士の問題に移りたいと思います。

これは③、④一緒にやっていきますので、入園手続、保育士の確保とかいろいろな協議会から話があって、お願いがあったということなんですけれども、やはり重点的なのが、私も全部読んでみたんですけれども、これは保育士の確保についての問題が大きいと思いました。課長も言われたある程度お金のかからない部分もし

っかり相談しながら解決に向けて行くということなんですけれども、保育士の確保について、これが2点目のほうになるんですね。補助金は祝い金、就職準備金等を出してでも保育士を探すべきではないかということが書かれているんですけれども、それについての見解です。私もこれは、やっぱり今4名か5名の保育士が不足している状況で、20名ぐらいの待機児童がいるという段階ではあるんですけれども、その中で、村長、これその方々から要請があった中で、四、五名の保育士を探すために準備金とか、あるいは祝い金、そういうものを出してでも確保しようというものがあるのかどうか。村長いかがですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、大城常良議員の再質問についてお答え申し上げます。

これまで、やはり潜在保育士を探しておりました。今、保育士をされている別の園から中城村の園に引き抜きというか、それはもうよくないということは重々、職員にも言っておりましたので、とにかく潜在保育士を探しましょうということで、探したんですけれども、まだまだそれでも埋まっておりません。

今後、要望があった後に担当課としっかり話し合った中に、新卒の人たちに対しての祝い金なのか、就職準備金なのか、そういったものを、財政を見ながらではあるんですけれども、さっき冒頭で話したのがそのところです。財政を見ながらこれを決めていきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これ協議会を運営している方々からの要請であって、保育士からの要請ではないんですけれども、やはりできるところは全てカバーしていただいて、保育士を探していくと。私、知り合いがちょっと他市におりまして、そこから中城に転入したいと、引っ越

しですね。これは子供は小さいんですけれども、来年子供が生まれるという方なんですけれども。南上原のほうにアパートを借りてやりたいなということでやったんですけども、調べてみたら、中城村は待機児童が多過ぎるということで、宜野湾に移ったと。どうしても、預けたいんですけども預け切れないような状況になりかねないということで、宜野湾のほうに越して、向こうから保育園を探してみますということがあったんで、これはもう中城として私は最悪のことだと思っているんで、ぜひとも待機児童をゼロに近づけるように、それをしっかりと対応していただきたい。もっと聞きたいこといっぱいあったんですけども、時間の関係で、先に進みたいと思います。

次、4番のほうから先にいきますね。これは給食費の話なんですけれども、これは今、来年から2分の1になる予定だということなんです。小学校については次年度から、4月からはやっぱり200円上がって4,500円になると思うんですけども、月間ですね。中学校は半額になって、小学校は上がるというような取組は、その変動というのが保護者に対してはいかがなものかなと思うんですけども。やっぱり先延ばしできないのかなというふうな考えもあるんですけども、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

令和6年度において学校給食費を改定し、そのうちの200円を経過措置として補助しております。令和7年度からこの200円を経過措置についてはなくなりますので、小学生につきましては4,500円の給食費になるということになっています。

去った学校給食共同調理場運営委員会のほうで議案として出しましたが、令和7年度においても学校給食費の改定を行っていくことで進め

ております。小学校につきましては月額4,500円の額に戻すんですが、さらに小学生につきましては400円、来年度値上げをしようということで今準備を進めています。令和7年度においては、この改定額をどうにか経過措置できないか、財政とも調整しているところであり、中学生につきましては県の半額補助を導入していきますので、保護者の負担については軽減できるというふうに見ていますが、小学生につきましてはなかなかそこまでの財源確保が厳しいというふうに考えています。ですので、値上げ分についてどうにかできないかということで、現在進めているところです。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 次年度、例えば中学校が半額になって2,500円と。小学校はそのまま追加の400円分も、さっき言った4,500円と。ということでしたら、やっぱり小学生しかいない家庭としては、何で中学校は半額になっているんだけど、小学校はこんだけなのというような不満が私は相当出てくるのかなと、こういうふうに思うんで、そこは猶予できるところはしっかり猶予して、当面の値上げはそれだけにして、その後また200円でも上げていくと。新たに400円という話も出ているんですけども、そういうところもしっかり猶予して、中学生、小学生、子供たちを持っている人は違いますから、そこはしっかり考えてくださいね。

主幹、いろいろ調べていただいたんですけど、もう時間足りなくてすみませんですね。どうしても聞きたいことが1点ありまして、今は新聞とかテレビで報道されているフリースクール、それが村内にも2か所あると思うんですけども、それについて、ここから何名ぐらいそこに通っていらっしゃるのか。それは全て出席扱いになっているのか。その1点お願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

村内のフリースクール2か所に登校している、通学している子供たちも確認できております。すみません、今この詳しい数字のほうは把握しておりませんが、いることは確実であります。村内以外にも通っている子供たちもいますので、今、学校と確認作業を行っているところでもあります。

出席状況のことにしましては、公立の小学校、中学校、また相手校と保護者と確認をしながら登校扱いにする、しないということを校長が判断しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員、時間です。まとめてください。

○9番 大城常良議員 いろいろともっと聞きたいこといっぱいあったんですけども、すみませんですね。また次回にでも聞きますので、お願いします。

物価高騰の波は全然収まっていない中で、ぜひ村民の暮らし、そこを重点的に行政で考えていただいて、しっかりと村民の暮らしに役立つような政策を掲げていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時08分）

~~~~~

再 開（11時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、1番 小橋川恵美議員の一般質問を許します。

小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 改めまして、こんにちは。少しだけ昨日の福祉まつりの感想をお話しさせていただきます。

昨日は中城の福祉まつり、盛大に行われ、私もオープニングで中城小学校の読み聞かせサー

クルのくれよんの会で、ごさまるくんと一緒に護佐丸ダンスを手話の振り付けでをステージに立たせていただいて、楽しませていただきました。

昨日の主催、社会福祉協議会が中心となり、村内の福祉事業者さんがたくさん出店していて、スタッフさんも皆さんボランティアで多く協力していて、祭りのスローガンのとおり笑顔あふれる地域の輪が広がっていたなと大変よい祭りだったなと思います。担当課の皆さんも大変お疲れさまでした。

それでは、これから一般質問を行います。

議席番号1番、小橋川恵美。通告書から読み上げます。

大枠1、小学校の図書費について。

義務教育において質の高い図書を利用できることは、生徒の学習意欲と知識の向上に不可欠です。しかしながら、現状は小学校の図書購入費では必要な図書を十分にそろえることが難しい状況と伺っています。

そこで、学校図書購入費の増額を提案いたします。見解を伺います。

大枠2、部活地域移行の進捗について。

3月の定例会で令和7年度より段階的に部活動の地域移行を進めていく計画で、今年度行われている検討委員会の進捗状況と今後の課題を伺います。

大枠3、募金自動販売機の設置について。

現在、地域の福祉や環境保護、教育支援など、資金調達がますます重要になっています。そこで、村内に募金自動販売機を設置することで、地域の皆様から募金をより身近に集められるようにし、様々な支援活動に役立てることを提案いたしますが、見解を伺います。

大枠4、福祉行政について。

社会福祉協議会への人件費補助が現行10分の9であるが、運営を支えるためにも10分の10へ増額されることは不可欠だと考えます。増額に

より社会福祉協議会の職員が安定して働ける環境が整い、さらに地域福祉サービスの質の向上が期待されますが、増額についての見解を伺います。

以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番と大枠2番につきましては教育委員会、大枠4番につきましては福祉課、私のほうからは大枠3番の募金自動販売機の設置についてお答えさせていただきます。

おっしゃるように現在、自動販売機の活用による福祉ですとか環境、そして教育、子育て支援などへの募金の活動は広まっておりまして、本村におきましても、本庁舎、そして吉の浦駐車場にもサンゴへの移植のですね、保全の募金ですとか、あと人材育成を目的とした募金型の自動販売機を設置しているところでございます。

住民のやはり身近な支援活動の一環として、誰でも手軽に募金ができるということで認識はしております。今後また新たな設置箇所があるのか、また要望などがございましたら検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の部活動の地域移行についてですが、令和6年度に10名の委員で検討委員会を設置しております。6月に第1回目の検討委員会を開催して、アンケート調査を行うことを確認し、7月から9月に生徒、保護者、教員に対してアンケート調査を実施しました。10月に第2回目の検討委員会を開催して、アンケート調査結果を委員へ報告し、その後、意見交換を実施しています。

令和7年度に一つだけでも外部移行できないか、現在検討をしているところでございます。

詳細については、生涯学習課長が答えます。

大枠1の図書費については、教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1についてお答えいたします。

令和6年度の各小学校の図書購入費として予算措置をした額につきましては、児童1人当たり1,100円として予算を計上しております。予算額としましては、中城小学校においては45万7,000円、津覇小学校では30万2,000円、中城南小学校は96万8,000円を計上しまして、3校総額では172万7,000円分の予算を措置しております。

学校図書数は、中城南小学校以外は学校図書館図書標準以上となっておりますので、図書購入費の増額につきましては、様々な面から調査し、検討したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠2についてお答えいたします。

検討委員会のこれまでの進捗状況につきましては、教育長のほうから報告があったとおりです。

今年度は2月頃に第3回委員会を開催し、中城村における令和7年度からの取組を決定していきたいと考えております。

今後の大きな課題としましては、予算の確保、指導者の確保、活動場所の確保、スポーツ団体等の受皿の確保などがございます。以上です。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、小橋川恵美議員の大枠4についてお答えします。

まず、戦後の社会福祉協議会の立ち上げには、各地方公共団体が大きく関わってきました。これまで本村においても、人的支援及び財政支援を継続して実施してまいりました。

平成18年度において、社協会長は当時の村長から民間出身者へ、事務局長は課長級の派遣か

ら社協職員の配置に変更されております。また、村の財政状況に応じて団体育成補助金として財政支援を継続して行ってまいりました。

議員の質問にある社会福祉協議会に特化した補助金は、社会福祉協議会の成立経過、今お話しした内容ですね、及び一定程度の村の支援を明確化するために、令和2年度に県内外の補助金要綱等を参考に制定し、これまで運用を行っているところです。

本補助金要綱の制定当時には、介護や障害福祉分野の委託事業も含め、福祉課及び財政担当者にて社協側と協議を行い、委託事業や補助金の運用の方向性を確認しております。福祉課としては、今後とも補助金要綱に沿って適切に支援を行っていく考えであり、人件費の割合変更は考えておりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、再質問を行っていききたいと思います。

まず大枠2からです。大枠2、学校図書数が南小学校以外は学校標準以上となっているということでしたけれども、各学校の図書数をお伺いしてもよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

令和5年度の実績としまして、中城小学校におきましては学級数17学級に対し、基準は9,960冊となっています。令和5年度の実績冊数としましては1万4冊で、基準との差は44冊あります。

津覇小学校においては14学級ありますので、基準としましては8,760冊、令和5年度の実績冊数としましては1万636冊で、基準との冊数差につきましては1,876冊です。

中城南小学校におきましては36学級に対し基準としましては1万3,960冊、令和5年度の冊数につきましては1万2,048冊で、こちらはマ

イナス1,912冊となっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 今、標準数ということではあったんですけども、現状として、ちょっと中小のお話にはなるんですけども、本は、多数の本があるんですけども、中小に関してはかなり本が傷んでいて、補修を重ねて使っている状況であります。特に高学年用の児童書に関しては、古い本もあって、子供たちの興味を持つジャンルというのがもうギャップがあって、例えば職業の何ていうんですかね。職業に関する児童書なんかも古くて、このジャンルなどのアップデートが必要なのかなということで、図書の先生ともお話をしています。

そうすると、低学年では読書に関心を持って、絵本から児童書に、高学年になると児童書に切り替えるというのがなかなか興味が持てなくて、本に関心が薄くなるという懸念もありますので、この予算は措置されているんですけども、限られた予算の中で新しい本を買っていかないといけないと思うんですけども、この学校図書の廃棄基準、たくさん廃棄したようなところでもあるんですけど、基準というのはありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

図書の整備数と冊数については基準がありますが、廃棄については特に基準を設けておりません。これまでも学校図書はなるべくきれいに扱ってきていただいております、修繕を含めてです。本についてはもうある程度の補修が利かないものについては焼却していいということで、その旨は伝えています。ですので、大分廃棄されている件数も増えてきており、それに伴い、こちらが予算措置した分については早めに、児童に読ませるためにも早めに予算を利用して、図書をそろえてほしいということで校長会などを通じて行ってきております。

基準という措置につきましては、学校及び図書館司書の判断でもって処分していただいている状況となっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 中小に関しては、また今後教室というか、新校舎ができて移動するというので、本をあまり増やさないようなところも意識というか、先生も配慮しているというところはあったんですけども、今この本がうまく低学年から高学年に、ちょっと高学年の本が少なくて、あまり子供たちが魅力を感じていないというところの問題点もあるようですので、ぜひこの図書費に関しましては、ちょっと計画を組んでいただいて、次年度からすぐに段階的に予算を措置するというのは難しいと思うんですけども、年度ですね、何年かにまたいで、本がもう少し3校、小学校に関しては充実していけるように予算措置をしていただきたいと思います。

教育長になんですけども、学校図書が充実すると、生徒の学力向上や図書習慣の促進に影響してくると思うんですけども、どのような効果が期待されるのかとか、何か御意見があればお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

読書の効果についてです。まず中城村のほうでは確かな学力の育成ということで、読書活動の推進を行っております。まず読書をする事によって、言語活動の充実、言葉の習得というものが考えられます。また、本には資料集等もありますので、社会科や理科において調査活動や観察力、観察や調査する力、また偉人、伝記ものもありますので、キャリア教育につながっていくものと考えています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

ちょっと今、この3校、中学校も合わせて4校なんですけれども、中城には護佐丸資料館という図書館もありまして、今、護佐丸図書館の司書の方々と学校関係の司書の方々が一緒に交流というか、会議を設けたりですとか、子供たちの読書に関して何か意見交換をする場などがありますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

年に1回なんですけど、護佐丸歴史資料図書館と学校司書の方たちで情報交換、意見交換する場として、村立小中学校図書館司書及び護佐丸歴史資料図書館業務連絡会というのを設けております。小中司書の方4名、あと私ども護佐丸歴史資料図書館7名の司書で参加しております。いろんな学校側の希望なども聞いたりしているところです。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

ぜひですね、学校の図書がちょっと不足している部分もありますので、護佐丸図書館に子供たちをまたつなげていって、護佐丸図書館のほうでもたくさん本を読んでもらえるように協力して取り組んでいただきたいと思いますし、あと、やはりこの図書費の予算措置については、ちょっと今後また検討していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

では、大卒2に移りたいと思います。

今年度、いろいろアンケート調査ですとか、10名の委員の方で構成、組んでいて、6月から保護者にアンケートを取っているということでございますが、その中で問題点とか、何か懸念される事項とかがありましたら教えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたしま

す。

アンケートから見えてきたものとしましては、生徒に関しては特にそういったものはないんですが、保護者の方からは、例えば部活動の地域移行した場合、学校以外の場所での練習、競技などを行うことがございますが、そういったところへの送迎というのが増えてくるというのと、あと、地域移行しますと、地域のクラブなどを使用するということがございますが、そういった場合の費用負担に関しての懸念などが出てきております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この保護者の送迎などの負担や費用負担ということですが、地域移行に移っていった場合というのは、部活動の活動自体が学校以外のところで行われるという想定をされているということでしょうか。どういう感じで移行していくのかという、子供たちのですね、移行していくのかということ聞いていいですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、地域移行というのに関しましては、まずは土日からとなるんですが、段階的な移行として学校のほうから切り離しまして、例えば地域のスポーツクラブとかそういったところを受皿として、そこの指導者が指導していくという形になります。もちろん学校を使うパターンもございますし、例えばごさまる陸上競技場などを使うというパターンもございますので、必ずしも外に出るというわけではないんですが、場合によってはそういうこともあり得るということで申し上げました。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、その中で地域のスポーツクラブに移行していくということで、保護者の負担がかかってくるということであり

ますが、大体どれぐらい、今でも子供たち、部活しているところと学校側に負担はしていると思うんですけども、またどれぐらいの、地域のスポーツクラブとかで運営していくと、どれぐらいの負担がかかっていくとか、値段的なものも想定していますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 その受皿団体によって様々になってくると思いますが、今のところ明確には言えないんですが、大体3,000円から1万円ぐらいの間かなというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

先ほど令和7年度から1つでも取り組んでいきたいということではあったんですけども、具体的にどの部活から取り組んでいくのかとか、あと、どのように移行していくのかということはどう決まっていच्छいますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

まだ具体的な部活は決まっていらないんですが、まず土日を利用して3か月ほど、例えば総合スポーツクラブなどに受皿になっていただいて、そこでまず実証実験的に3か月ぐらい事業を進めていって、中城に合ったやり方というのがどういうふうなものかということを見いだしていきたいというふうに考えております。一応、その競技としましては、教育長もおっしゃっているんですが、例えば陸上からとか、そういう指導者が見つけやすいといひますか、めどが立つスポーツから始めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 分かりました。

では、今後またこの部活地域移行を進めていくということですが、最終的な、今取り

組んでいる段階なので、今後の大まかな予定などがある程度見えているのであればお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

課題がかなりありますので、一つ一つ、委員会も通しながら検討していったって考えていきたいと思うんですが、できましたら令和7年度の実証事業を行いまして、それを見ながら段階的に徐々に進めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね。ぜひこの部活を地域移行することによって、先生たちの働き方改革、負担も減っていくかと思っておりますので、ぜひまたこれからも取り組んでいただいて、子供たちによりいいように、スポーツ楽しんでいただけるように取り組んでいってください。よろしくお願いします。

では、次です。大枠3の募金自動販売機についてでございます。

今回、私が提案したいのが、南城市が今10台ほど設置されていて、飲料水の自動販売機に募金のボタンがついている販売機です。飲物を購入した際のおつりで募金ができるよう、飲物の2本分のスペースを空けていて、代わりに30円と60円の募金ボタンが設置されています。募金ができる仕組みになっていて、また、この募金をするのと一緒に、今現在、本村が取り組んでいる売上げの一部を寄附に充ててもいようです。

この集めた募金は、母子寡婦福祉会や人材育成給付金として活用しているようなんですけども、こちら設置費用は販売機ですので、村で負担するのは電気代ぐらいの負担になるかとは思っています。

提案したい場所としましては、やはり村内の公共施設や中城城跡、あとこれから計画中のご

さまるしえなどに設置することによって、村民も観光客も身近に手軽に募金ができ、身近にですね、できることから共助の心が広がっていくのではないかなと考えますが、設置に向けて、費用負担もかからないようすし、村長、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 たしか2022年頃だったと思います。南城市が沖縄発で募金の自動販売機を設置したということは、当時の新聞とかでも見ておりました。それから10台増えているというのは知らなかったんですけども、確かにこれまでは飲物の購入の一部が募金ということだったんですが、今回のこれはもうあえて30円、60円というボタンがついていて、本当に募金する人も、自分が幾ら募金したんだというのが本当に明確に分かる、募金のしやすいものではないかなと思っております。

あと、先月でしたでしょうかね、南城市の観光協会がおむつと、あとおしりふきシートでしょうかね。それを購入しながらという自動販売機も見せていただきました。

そういったことを含め、設置費はもちろん発生はしますが、電気代が発生するということ。そういったことを踏まえて、またこの場所、また募金の方法ですとか、こういったものをまたしっかりと担当課と相談をしながら検討していきたいと思っております。とてもいい案だと思います。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。ぜひ設置に向けて取り組んでいただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、大枠4です。福祉行政について。

こちら再質問になりますが、社会福祉協議会の本村における役割等を聞いてもよろしいでしょうか。位置づけ、役割。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、社会福祉協議会は社会福祉法人となっておりますけれども、民間の社会福祉法人とはちょっと違う形態という形になっております。それは何かというと、最初、公によって運営されて社会福祉法人化したという経緯と、あと、募金事業の配分等によって活動ができているという点ですね。そういった点で、法の隙間とか弱者の支援、また、地域のネットワークづくりという点で社協の役割というのは大きなものがあると認識しております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 今、10分の9になっている経緯を先ほどお伺いしたんですけれども、社会福祉協議会と協議の下で、今10分の9になっているということではあるんですけれども、私がちょっと調べると、近隣市町村、北中城村ですとかうるま市、あと北谷町が10分の10で給与体系を、この人件費の部分に関しては10分の10で補助を行っているようなんですけども、これ社会福祉協議会とのお話でこうなっているということではありましたが、ほかの市町村でもそういう、何ていうんですか、少し減らした感じで助成金を配布しているという市町村もあるんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

基本的に沖縄県内の社協においては公の補助というのがかなり大きな部分を占めているというのを把握しております。その中で、社協の人的資源、財政計画とか給与体系とか、そういったことを見直した社協もあるとも聞いております。そういった中で、例えばうちの社協においては、中城村役場に準ずるという表現が多々あります。その点について何度も指摘をし、しっかりとした法人としての給与体系とかそういう人事に関する体系とか、そういったものを早めに改善するように何度も指導はしております。

いまだにまだ改善ができておりません。その点については何回も、何度も、その都度、事務局長や会計担当とも話はしているんですが、なかなか前に進まないという点がございます。

ほかの市町村においても、そういった点をクリアした市町村もあれば、県においても特に、令和3年3月に沖縄県の社会福祉協議会が社協の事業組織基盤強化に向けてという報告書、2年間かけて検討した報告書があります。こちらのほうが発行されていて、社協の財政基盤の強化とか、公からの補助金の在り方とか、そういったことの受ける前提で社協の中でどういうふうな体系をつくっていかないといけないという提言がされております。この資料自体、私、県社協の広報で見て、本村の社協にあるかと聞いたら、あるということで、借りた本をコピーした資料ではあるんですが、そういったものも県内の社協に配布はされていると。そういったことでの基盤強化とかいろんな部分を社協自身がまず考えていただいて、しっかりと、どういう体制で村の中で社協の在り方、位置づけというのを明確化してほしいという点を協議しております。

その一つの形となっているものが地域福祉計画ですね。これは市町村がつくる地域福祉計画と社協がつくるべき地域福祉推進計画というものをお互いにすり合わせてつくった計画書という形になっておりますので、これを基本的な社協のビジョンという形で今用いておりますが、それとは別に、そういった財政計画とか運営に関しての部分、その部分をもっと明確化してほしいという要望のほうはその都度伝えているところです。

そういった中でしっかりとした形が出てくるのであれば、またいろいろ検討はできていけるのかなというのがございます。令和2年にこれを作成した経緯というのも、過去の返還金のお話、決算等でさせていただいていますけれども、

そういったことがあったので、社協基盤のチェックを強化するために、今の補助金体系になったということと、あとは収益事業、きらりの運営をしているという点もある、また委託事業の見直しというのもやっておりますので、そういった中で今10分の9、最大出す上で、人件費等について全く足りていないという状況ではないというふうにこちらのほうは判断しているところです。

また、財政基盤においても、きらりが移転しましたので、我々のほうとしても協議の中で、きらりの移転費に係る貸付けですね、その返済等が順調になっていく間は10分の9は維持していくというお約束は交わしているところです。以上です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 このお話をいろいろ伺っての今回質問になっているんですけども、私としてはというか、社協は民間の団体であるということではあるんですけども、社会福祉法で社協は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されております。中城村においても、福祉活動においてはなくてはならない重要な役割を担っていますし、先ほどおっしゃっていた第2次中城村地域福祉推進計画と一緒に福祉課と、中城村と一緒に共同で策定しております。共同で中城村の地域福祉を推進していくためにも、人件費の補助金に関しては、提案というかあれなんですけれども、いろいろ今までこうなった経緯というのをお聞きしましたけれども、10分の10にさせていただいて、現在、B型事業所のきらりの収益の一部を人件費に充当しているという状況のようですので、この収益は今後、社協が新しい事業をつくって推進するための費用やさらなる地域福祉に還元できていくのではないのかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 そういうビジョンが社協のほうがあるのであれば、それをまず提案していただいた上で検討していく位置づけになるかと思います。

この10分の9の協議の際、財政も、財政担当課、企画課、当時、担当係長、課長も含めて社協の局長、会計担当、私と3回、4回ほど話し合いをして、いろんな体制、仕組みをつくった上で、この10分の9できらりのその事業も含めて、委託事業から出てくる管理費の手当分も含めて十分に賄っていけるというところを確認した上で、この要綱を施行しておりますので、今足りないというお話は、要望としては10分の10してほしいという要望は毎回ありますけれども、その都度この過去の経緯を確認した上で話し合いを詰めているところでございますので、基本的に今段階では10分の9を変えるということを検討はしておりません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、最後なんですけれども、これ一応経緯、今説明していただいて、こうなった経緯というのも理解はできました。

今後なんです、社会福祉協議会、社協のほうも納得していただいて、みんなで福祉ですね、中城の福祉を推進していく上で、また改めて、先ほどおっしゃっていたビジョンも聞きたいというところだったんですけども、今後また村長、副村長併せて、そういう協議をしていく場を設けていただくことはできないでしょうか。副村長、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

今、福祉課長からも話が合ったように、当分は10分の9で見直ししないという話でありますけれども、村長、副村長も一応は議員の話を聞きたいと思っていますので、その辺は時間を設けてやっていきたいなと思っています。以上で



す。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 私の話もそうなんですけども、福祉課の課長を含めて、また社協も一緒に協議、検討していただけたらと思いますので、その辺は課長、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時01分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、13番 新垣博正議員の一般質問を許します。

○13番 新垣博正議員 皆さん、こんにちは。議席番号13番、新垣博正です。議長の許しが出ましたので、通告書の順番に従って一般質問を行います。大枠で5点ほどに分けて質問をさせていただきます。資料をお目通しください。

大枠1番、農福連携について、（1）障害者の方々が農業を通して社会参画を行う機会と農業の担い手不足、新たな働き方改革を検討する旨を表明されました。具体的な進捗状況をお答えください。

1）対象となる働き手である障害者の人数、通年を通してなのか、繁忙期の一定の時期なのか、品目となる作物等は何か、具体的例を挙げて説明してください。

大枠の2番、「平和の日」制定についてであります。

（1）次年度より制定される予定の平和の日は何月何日に予定していますか。記念行事の詳細についてもお答えください。

（2）戦後80年の節目でもあり、中城の沖縄戦を検証、見つめ直す機会でもあり、意義深い

と考えます。

1）沖縄戦当時の実相をより正確に検証する上からも、昭和20年の現在の中城村域の人口調査を改めてすべきと考えるが、取り組む考えはないか伺います。

2）糸満市摩文仁の平和の礎と本村の平和の波戦没者の刻銘人数についてお答えください。

大枠の3番、農業政策についてであります。

（1）中城村の農家の平均年齢についてお答えください。

（2）日本の食料自給率が37%、沖縄県が17%と書いてありますけれども、根拠が正確でないということもありましたので、削除してください。正確性を期すために、ここは改めて行いたいと思いますので。中城村の自給率をお答えください。

（3）番、本村の農産物生産量について品目ごとにお答えください。

（4）本村の農産物の生産量は県内ランキングでどの位置にあるのか、主な品目でお答えください。

（5）食料自給率を向上させる方策は本村においてあるのかお答えください。

（6）耕作放棄地の現状についてお答えください。

大枠の4番、直売所の設置についてであります。今議会でも、先ほどの午前の一般質問でも取り上げられておりましたが、重複する箇所もあるかもしれませんが、お答えください。

（1）さきの定例会で早期実現を目指す旨を表明されましたが、進捗状況をお答えください。

（2）設置に係る費用に公費を投入する考えがあるのかお答えください。それとも民間事業者主体の民設民営でいくのかお答えください。

大枠の5番、村民の知る権利の保障についてであります。

（1）中城村情報公開条例の目的についてお答えください。

(2) 実施機関についてお答えください。

(3) 実施機関の責務についてお答えください。

(4) 公開請求の手續についてお答えください。

(5) 公開請求から公開決定までに要する期間をお答えください。

(6) 公開請求しても期日内に決定通知がない場合はどのような対応になるのかお答えください。

(7) 対応を怠った場合は職員の服務規程に抵触すると考えるが、所見をお伺いいたします。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番と大枠3番、大枠4番につきましては産業振興課、大枠2番につきましては教育委員会、福祉課、大枠5番につきましては総務課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠2番の「平和の日」制定についての(1)についてお答えさせていただきます。

来年はあの悲惨な沖縄戦から戦後80年の節目を迎えます。その節目の年に中城村平和の日を制定したいと考えております。平和と、そして戦争のこの苦難を乗り越えてきた先人の皆さんの思いを考える大切な日としたいので、今後、制定の日や記念事業を含めまして、詳細については協議してまいります。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、こんにちは。

大枠2の「平和の日」制定については、とても意義深いものだと考えます。教育委員会としても戦争の恐ろしさや平和を愛し継承していくために教職員の資質向上、子供たちに平和学習を指導していくために、平和学習のフィールドワークを毎年夏休みに実施しています。

(2)の1の人口調査について、今後取り組む方向で進めていきたいと思っています。

詳細については、生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 新垣博正議員の大枠1の(1)、1)と大枠3の(1)から(6)、大枠4の(1)、(2)についてお答えいたします。

まず、大枠1についてです。農業における農福連携の進捗につきましては、農業みらい地域座談会の中で実際に農福連携に取り組んでいる農業者からの今後の取組などについて意見交換を行いました。

具体的な時期や品目についての要望はありませんでした。対象となる働き手である障害者の人数は把握はしておりません。想定されるのは、繁忙期の一定の時期だと認識しています。今後、農業者からの要望等を引き続き関係課と情報共有していきたいと考えています。

次に、大枠3の(1)から(6)についてお答えいたします。

まず(1)について、2020年農林業センサスにおいて、本村の農業経営者の平均年齢は70歳です。

次に(2)についてです。中城村の自給率は把握しておりません。

次に、(3)と(4)についてお答えいたします。農産物生産量は統計がありませんので、JAおきなわにおける昨年の出荷量のうち、多い品目で出荷量と出荷順についてお答えいたします。

野菜ですと、島ニンジンが28.2トンで県内1位、キャベツが28.4トンで県内6位、トマトが126.2トンで県内2位、果樹ですとマンゴーが7.5トンで県内20位、バナナが2.4トンで県内2位、花卉になりますと、大菊が68万8,000本で県内4位の実績です。

次に、（５）です。食料自給率を向上させるには、消費者が必要とする農産物の生産量を増やすことが必要でありますので、引き続き農産物の生産向上に向けた取組を行います。

（６）についてです。令和５年度における村内の荒廃農地面積は、Ａ分類で７５ヘクタールです。

次に、大枠４についてお答えいたします。

（１）について、これまで関係機関、商工会、ＪＡ中城支店、地元の事業者、農家、観光協会等とヒアリングを行ってきました。ヒアリング内容としましては、場所、規模、予算、営業形態などの方向性等の情報交換を含めて行っていました。

ヒアリング後、関係部署と内部調整を行い、（仮称）ごさまるしへの方向性を予算と時間をかけず目的を早期に達成できる形を目指すことを確認しました。

現時点では、商工会と連携して公募要領を策定し、中城商工会員向けの営業を行う事業所を公募中で、翌年１月に出店事業者決定を目指している状況です。また、去る１２月２日に公募内容の説明会を事業者へ行っております。

次に、（２）についてです。現時点では、公費を投入する予定はありません。事業者と連携の上、民間事業者主体で運営を任せる方向で現在のところは考えているところです。以上になります。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 それでは、大枠２、（２）、（１）についてお答えいたします。

昭和２０年における現在の中城村域の人口については、今後調査を行ってまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、新垣博正議員の大枠２の（２）の（２）についてお答えします。

沖縄県の平和の礎ホームページにおいて、令和６年６月２３日現在の市町村別の刻銘者数が公表されております。中城村出身として刻銘された方は５，２０２名となっております。

本村の平和の波に刻銘された方は、平成７年１１月の建立時は５，１４５名でしたが、令和６年１１月現在は５，１５３名となっております。この間の追加刻銘者は１２名、削除申請は４名となっております。

また、平和の礎と平和の波に刻銘された方々には４９名の差が生じております。これは、市町村を経由せずに直接、県の担当課へ申請する手続が平和の礎で行われているため、このような差が今生じているものだと考えております。以上となります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠５、（１）から（７）までお答えをいたします。

まず（１）でございます。中城村情報公開条例において村民の知る権利を尊重し、村の保有する情報の一層の公開を図りまして、村民に対する説明責任を全うする、村民の村政への参加を進め、開かれた村政の推進に資することを目的としております。

（２）でございます。条例において、村長部局、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員会、固定資産評価審査委員会、議会が規定されております。各実施機関において情報公開の申請などについての対応を行っている状況でございます。

（３）村民の知る権利が十分に保障されるよう、この条例を解釈し、運用すると規定されております。

（４）規定に基づき公開請求を行うことで、情報の公開、全部の公開、一部の公開、不存在を受けることができます。しかし、ほかの方法により情報を受けることができる場合は、その限りではございません。

(5) 公開請求があった日から基本として15日以内に決定することとされております。

(6) 請求内容によりましては、期間内に公開ができない場合があります。その場合、請求があった日から30日以内に決定するという特例措置が規定されております。

(7) でございます。どのような対応を怠ったのかによりますが、地方公務員法による処分の対象となる場合が規定されると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、順を追って詳細をお伺いいたします。

農福連携についてであります。今お答えいただきましたけれども、繁忙期の一定の時期ということで回答もいただきましたが、障害者の人数等もまだ把握していない、そして、品目についてはお答えされましたかね。もう一度確認したいと思います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

品目についてはトウモロコシと認識しています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 トウモロコシのどの作業を障害者や社会参画を必要とする方々に担ってもらえるのか、その作業の、一部でもいいですから、工程についてお分かりでしたらお答えください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

作業については、農業者が決めますが、大きさやその並べの作業だと認識しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 一定期間という回答がありましたが、具体的にもうちょっと答えを欲しいんですけどもね。一月ぐらいなのか、それともそれよりかかるのか、数か月かかるのか、その辺も答えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 トウモロコシになると、2月が大量に出荷になると思いますので、その辺の一定時期の繁忙期だと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 2月のその一月だけということで理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 はっきりしたこの期間というのは認識していませんが、おもに2月を中心に、その作業が行われてくると思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 この希望される農家といいますかね、事業所というかと障害者と例えた場合にどこが派遣されるのかという、このマッチングは調整済みでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 きらりと一応、私は聞いております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 課長、もっと自信持って答えていただきたいと思うんですけどもね。聞いておりますじゃなくて、ちゃんとね、村の資料の中にこういうふうに添付されていますので、議会では明確に答えられるように準備をしていただければと思うんですけどもね。

そして品目は、トウモロコシ以外には今何がありますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 トウモロコシ以外には、ちょっと私のほうでは認識しておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それぐらいのレベルなのかなというふうに少しがっかりするかなと思うんですけれども、私たちも議会の議員の研修等で他県において農福連携をされている自治体を訪問したことがあります。九州では長ネギを障害者の方々に皮むきをお願いして、いわゆる箱、コンテナいっぱいどれぐらいで料金が発生するという形で仕事を担ってもらっている。大量のネギ畑からの収穫を担うというような作業で、これが農福連携なのかなというふうに見た覚えがあります。

そして、今般も栃木県の足利市というところにも総務常任委員会で訪問させていただきましたけれども、ここも様々な品目で、通年を通して障害者の皆さんと農家とマッチングをして行っている。そこはかなり進んでいて、大臣表彰まで受けるぐらい、あるいはまた耕作放棄地を解消するというレベルまで至っていて、ビニールハウス等も古いところを改善して使って、農業生産に障害者や高齢者が協力していくという、うまい具合にマッチングしているというケースを目の当たりにしてきましたけれども、何か2月のその時期だけで終わるとするのは、非常に寂しい思いがしますし、これだけ公約で村長も上げるというようなレベルの話なのかなというふうに思ったりもするんですけれどもね。

やっぱりこれしっかりと農福連携と言うからには、1年を通してそういう事業が成り立っていくという形を模索していかなければならないと思うんですけれども、産業振興課だけに任せるのではなくて、やはり執行部全体で障害者の働き手、これで働き方改革とか農業の担い手不

足を補うというレベルに至るのかなというふうに、少し期待が外れたような気がするんですけども、村長もその程度の想定をされていたのかどうなのかをお答えください。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、お答えいたします。

私も以前、博正議員と一緒に九州のほうに行きまして、長ネギの。私も農福連携は、政務活動へ行く前から聞いておりまして、東北の事例だとか、そういったのを見てきました。それをもうぜひ中城のほうでやっていきたいということで、村長になるもう数年前から農福連携について一般質問、調査などもさせていただきました。

確かに議員にとりましても、私にとりましても全然前に進んでいないなというふうに思っておりますけれども、今後、農家の皆さんのお話を聞いて、また、福祉課も通して、対象になる障害をお持ちの方にはこの作業がいいのかというの、それをやっぱりしっかりと細かく調整をしながらマッチングなどもさせていきたいと思います。マッチングができるのは、やはり行政かなというふうには思っておりますので、今後できるだけ推進していくように進めていきたいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 農福連携という言葉を使うからには、やはり通年を通してできるぐらいのレベルに持っていくか、あるいはまた農家の皆さんにもいろいろと協力できる部分があるのかなのかというのを詳細を詰めていくということをやっていただきたいと思いますね。これの話を聞くと、どうやらイメージ的には、小学生とか園児がよく芋掘りを体験したりとか、ジャガイモの収穫の時期なんかでは新聞に載ったりしますけれども、あのような雰囲気ぐらいの話かなと思っているので、子供たちでも楽し

みながらできるぐらいのレベルのことを農福連携という形でおっしゃっているのかなんていうイメージでしか私は捉え切れていないんですけれども、もうちょっと具体的に進むようでしたら、また議会のほうに報告をしていただきたいというふうに思います。

次に進みます。

平和の日の制定についてであります。人口調査をまず進めるということでありましたが、これは以前にも私ね、聞いたことがあるんですけれども、当時はそこまでできないという回答でしたので、やはりよく考えた場合は、改めてやるべきじゃないかなと思います。戦没された皆さんの思いに報いるためにも、正確性を期して、沖縄戦の研究は現在進行形でまだ続いていると私は思っております。これから新たないろんな検証をしていくために、実相を明らかにしていくためには必要だと思います。

課長としては、この人口調査を進めるということに対して、私と一致はしましたが、その目的についても共有したいと思いますので、課長がそういうことで答えていただいた思いの目的をお聞かせいただけますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

基本的には議員と一緒に気持ちなんです、私ども生涯学習課としましては、歴史を記録したりという業務も一端としてありますので、そういった意味で、沖縄戦の歴史、中城村内で起きた実相をできるだけ解明するということで沖縄戦調査を長い間やって、令和3年度に成果品として発刊物を出しております。そういう関連で、沖縄戦で亡くなられた戦没者刻銘のほうは数字がある程度出ているんですが、その後の人口というのでも調査して歴史的に突合しながら実相を解明していくという意味で、私どもも人口調査をすべきではないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私の記憶では、たしか与那原町が同じように取組をされたというのがあると思います。与那原町も戦前は大里村の一部なんですよ。よって、分けて人口を割り出すということが非常に困難を戦後極めたということを知っております。しかしながら、数十年たった後に1軒1軒尋ねていって、人口調査を1からやり直して、おおよその当時の与那原町域の人口が明らかになってきたということがあります。

本村もまったく一緒に、北中城村と戦前は一つの村ですので、分けて人口を考えるということとはなかなかできなかったと思うんですよ。しかしながら、実相を見ますと、先ほど福祉課長からも答弁がありましたが、本村では5,000人以上の方が戦没されております。北中城村域では2,000人程度、程度と言ったら大変失礼ですが、命ですから。数字に命の重さを簡単に語ることは難しいかもしれませんが、倍以上の方が本村は犠牲になられている。同じ村だったのに、住んでいた域によってこれだけの差が出るというのは、何があったのかなということは、やはり実相を究明していく、常に検証していくという努めは次の世代にかけられた私たちの責務だとも思っております。

それで、北中城村と中城村の境界線ですね。おおよそ中城城跡がその分岐点になっていると思うんですけれども。中城城跡から荻堂の集落に通っていきますと、各家々の戦前からの石積みがいかにまだ残っていますね。ああいったのは戦争で破壊されずに残ったんだろうなというふうに思います。でも、中城村域でああいう光景を見るところはほぼないんじゃないかなと思いますね。もちろん戦後にブロック塀に建て替えられたところもあるかもしれませんが、ああいうきれいな石積みが本村では残っていない。唯一残っているといえば、もう中城城跡、そこ

も破壊されずに済んだというのは、やはり理由があると思うんですね。ただ単に文化財だからアメリカ軍が攻撃しなかったというふうにも考えられはしますが、でも。だったら、じゃ首里城や浦添城は何であれだけ完膚なきまでに壊滅、破壊されたかというのがですね、話が通らないし、つじつまが合わなくなると思うんですよね。

やはりそれは、その攻撃の対象になるエリアがちょうど沖縄本島の南北に分断するときに米軍の作戦上、南下していくときに、中城城跡辺りはちょうど分岐点になっていて、中城の人たちはそこで犠牲になるか、南部に撤退して行って、そこで犠牲になったかというふうに考えるのが自然だと思いますね。

そして、人口調査については、戦没者の割合、あれを北中城村と足した状態で今、数字がカウントされていると思います。それでは正確ではないと思いますね。やはり当時の実相にしっかりと合わせて、戦没者のパーセンテージを割り出していく。これを明らかにすると、新しいまた沖縄戦の実相というのが見えてくるだろうというふうに思います。中城村は、もしかしたら沖縄で一番犠牲になった地域かもしれないと私は仮説を立てて、今、調べたりするんですけども、恐らくそういうふうにかかなりの犠牲者が出た地域というように考えられると思います。

そういったところからまた新たな実相が浮かび上がってきて、記録として起こしていく作業が今後問われるだろうなというふうに思っていますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

そして、福祉課長にもう一度確認をしますが、49名の差が出ているということでありましたが、本来は一人も差が出るべきではないですよね、究極に言えばですね。やはり一人の命もしっかりと報いていくというのは先ほども言いましたが、でも、戦没された御霊に報いていくためには、この差はどうしても解消していくという務

めを果たさなければならない。その具体的な方策をぜひ究明してもらいたいと思うんですけども。なぜそれだけの差が生じてきたのか、課長が分かる範囲内で結構なんですけれども、もう一度答弁していただけないか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えいたします。

記憶上の部分で不正確な部分があるかと思うんですけども、私が採用された平成10年頃において、たしか福祉課を通じて平和の礎の申請があったと記憶しております。それが今現在、ホームページを確認すると、直接、県のほうへ申請する形態に変わっております。これがいつ頃変わったのかというのはちょっと把握が今で来ていないんですが、そういった中で、たしか当時の係長が担当していましたので、私の上司が担当していましたので、その申請があって刻銘のほうにも追加するかどうかというやり取りをしていた記憶がありますので、それが県に直接申請する方式に変わった時点から差が生じたのかなというふうに捉えてはおります。

この差をどうやって解消するのかという点につきましては、こちらのほうに残っている名簿と、県のほうにある礎の名簿と照合するしかないのかなと。照合した上で、こういった方々に差が生じているのか、その辺をチェックしない限りは、ちょっと今後の対策としてどう捉え切れるのか。また、これを平和の波のほうに追加刻銘を希望されるかどうかという、また遺族の方々の同意が必要になりますので、そういった作業がどのくらいの時間を要するのかというのはまだはっきりとしたことは言えませんが、そういったまずできること、名簿の照合からやっていきたいなとは考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 県の援護課になりますかね、担当は援護の担当だと思います。その担当課とぜひ情報も共有しながら、調整をし

て、このような差が出ているものを何とか埋め合わせていきたい、同数に持っていくような努力というのは、私は今後必要じゃないかなと思います。時間がかかろうが、やっていただきたい。そして、遺族の皆さんにも、それは村の歴史として刻んでいくという努めが私たちはあるんだよということで、御理解をいただくような段取りをしてもらえればなと思います。少しでも差が縮まることを私は希望いたします。

それでは、大卒の3番のほうに移らせていただきますが、本村の平均年齢が70歳ということでしたね、農家の平均年齢。これも前回も少し聞いたかな。別の会場で聞いたかと思うんですけどもね。大体、日本全国の平均年齢と同じぐらいだと思いますね。でも、これが将来、あと10年たつと、そのまま放置していくと、単純計算で80歳になるということになりますよね、何も手を打たなければです。しかし、この80歳の皆さんが元気で、今現在のような農業生産に励んでいるかということは分からないですよ。恐らく少しばかりは減って行って、急激に高齢化と農業従事者の減少というのは目に見えてくると思うんですけどもね。今からでも何らかの形で手を打って、次世代に農業というのを継承していく、後継者を育成していくという方策をしっかりとやらなければ、本村の農業は崩壊するというのは目に見えているというふうに思います。

これは中城村だけではなくて、全国的にそう言われているので、何も全国にお付き合いする必要はありませんので、しっかりと本村の独自の農業政策を掲げて、しっかりと取り組んでもらいたいというふうに思います。

そして、ここはもうお答えをいただきましたので、時間がありますので、飛ばしていきますけれども、大卒の4番のほうです。

民間事業者が主体的に行っていくということで、公費も投入する考えはないということで答

弁をいただきました。ただ、40坪の売場スペースを提供して、果たして何ができるのかなというふうに考えた場合に、ここは少し首をかしげるところが多いんですけども、午前中の質問の中でも、応募した事業所への説明を行ったと聞いておりますが、5社に絞り込んだということで、この5社の感触をお伺いしたいんですけどもね。本当に身を乗り出して、私たちが希望したいと思われている事業者さんはありましたでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

5社のほうに一応説明は行いましたが、さすがに5年というちょっと縛りがあるものですから、その中で設備投資ができるかどうかというところで、この事業者はちょっと考えてはありました。ただ、まだあと1社、返事がないというか、ちょっと会社のほうでも検討してみますということではあったんですが、この方が、1業者が企画書を提出してくるかというのはちょっと分からないんではありますが、感触としては、設備投資のものでちょっと頭を抱える部分があるということを聞きました。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 多分そういうことは起こり得るだろうなと思いますね。設備投資、例えば保存するために冷蔵庫・冷凍庫を整備しないといけない。40坪の間にそれを入れちゃうと、売場面積というのはますます狭くなるということになります。

ちょっと概要の資料も頂きましたけれども、駐車スペースというのはどういうやり取りをやられていますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 お答えします。

村有地の敷地を駐車スペースとして考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 お客様用スペースというのは何台ぐらいを想定していますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 ちゃんとした計測はしてはいないんですが、各自20台は止められるんだと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 中学校の隣ですので、中学校のイベントや行事のときにはたくさんの方が利用していますね。そことのすみ分けというのは正確にできますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 この中に、村が全部借りてはいるんですが、村有地のみを今、半分の敷地を駐車スペースとして考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでしたら、台数はおよそはじき出せるんじゃないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 先ほども申し上げたんですが、この中で20台程度を見込んでいるということです。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 分かりました。

あと、そのスペースは外づけのテントを設置するという場合も許可されるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 家屋に直接やるということは、また総務課

との調整も必要となってくるので、ただ、普通の運動会テントというんですか、その辺に関しては設置は可能です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 じゃ外づけでスペースを、この事業者さんは勝手に広げても差し支えないという契約の条項になるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 先ほども申し上げましたが、この設置をする際に、既存のものの開発行為なり出てくる可能性もあります。その辺に関しましては、また総務のほうと直接協議しながら、事業所のほうも協議しながら決定していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 具体的な話にもっといきたいんですけども、なかなか入り口でその程度の話で終わっちゃうのかなと思いますので、そもそも論の話を村長にもお伺いしたいと思うんですけども、買物弱者という言葉が使われましたが、この買物弱者という定義について、丁寧にお答えしていただけますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、私はやはり買物弱者ということは、前にもお話しましたように、いろんなところに行きまして、買物する場所がない。土曜日、日曜日には子供と一緒に遠くまで買物することができるんだけど、今、買いたいのに買う場所がないということで、私はこの買物弱者というふうに見てはおります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 まだ抽象的な答えでありまして、もうちょっと具体的に言ってほしいんですよね。例えば距離の話なんですけれども、徒歩でどれぐらいなのかとか、距離にしたらどれぐらいなのかとか、そして、経済的な理由とか、そういったものも含まれると思うんで

すけれども、ここを造ったからといって、本村の買物弱者がどれぐらい解消されるんだろうかというふうに考えたことありますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 距離についてということなんですけれども、これは人それぞれ違うと思います。ここが近いと思う人もいたり、向こうが近いと思ったりする人もいるので、その人によっては距離の長さ、短さというのが変わってくるかと思います。

あと何でしたか。

○13番 新垣博正議員 だから、今言うのは買物弱者という定義に限定して距離を述べてほしいと思います。健常の人も合わせれば、1キロであろうが、2キロであろうが、出て買える人いるかもしれませんよね。でも、買物弱者というのは、やはり高齢者であったり、障害者であったり、交通手段を持たない人であったり、また、子供であったりとかも入るかもしれませんが、そういった人を、一般論的に僕は言っていますので、厳密に……

○村長 比嘉麻乃 一般論といいますと、一般論として考えても、やっぱり個人個人にとって、その距離は変わってくると考えますので、こちらで、この距離が短い、長いとは考えておりませんし……

○13番 新垣博正議員 はい、分かりました。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 あくまでもこれもう厳密な距離で言いなさいということではなくて、一般論的に、自分たちの身体能力に合わせて、歩いていける距離で買物するには果たしてどれぐらいなのかなというのをですね、これ私、チャットAIで聞いてみたんですよ。そうしたら、徒歩で15分以上かかる場合は、これは買物にとっては大変だろうという答えが出てきたし、行ける距離にすると、やはり1キロぐらいというの也被言われています。もちろん村長が答弁し

たように、人それぞれということで、高齢者の中でも足の不自由な方、障害者でも車椅子の状態の方とか、あるいはまた、行けはしても、荷物を持って帰らないといけないとなると、さらに距離は短くなって、500メートルでも移動できないだろうし、それこそ数十メートルも移動できない方々もいるだろうと思われます。それに対して、当間という、中城村でいえば大体中心地に当たるとは思いうんすけれども、でも、両極端の南北からすれば2キロ以上離れているという形になると、それはほとんど買物弱者とかの定義で考えた場合には、支援には全くなくて、よほど車に頼らざるを得なくて、車に頼るんであれば、買物が豊富にできるスーパーのほうに行ってしまうんじゃないかなというふうに考えます。

そうなると、せっかく造ったこの直売所が意味をなさなくなる。そして、農家にとっても本当に野菜を卸していったて、全て売れてよかったというふうになるだろうか。ましては経営する側も、そこで採算が合うというふうに見通しがつかぬだろうか考えた場合には非常に厳しいものがあるんだろなと思ひます。やはりそういう場合には、生産者、そして売る側、買う側という三方よしということにならないと、経営というのは成り立たないし、永続的につなげていくことというのは厳しいものがあるんだろなと私は思ひます。

やはりこの辺はしっかりと考慮しながら、村長も公約というふうにつまわれているかもしれませんが、私はしっかりと大型商業施設が来るまでに腰を据えて、ここに計画のポイントを置いたほうがいいんじゃないかなと。無理やりこの直売所を小さく造っていったて、形をいかにも整えたような形で逃げ切るのはあまりよくないんじゃないかなと思ひますね。村民の負託に応えるというのはそういうものではなくて、みんな大きい商業施設を期待していたと思ひうんすよ

ね。それが40坪なのかとなると、ちょっと落胆モードが漂ってくるのではないかなと思いますので、再考していただくことを私は希望いたします。

それでは、最後のほうの質問に移りますが、情報公開について、しっかりと総務課長からは答弁いただきましたが、この（５）の公開請求から公開決定まで要する期間は15日間というふうにお答えをいただきました。この15日間には、書面で請求した場合には書面で返すというのが筋ですよ。それをもう一度確認します。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、ただいまの新垣博正議員の質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁の中で15日以内ということで、決定をして報告を、公開をするということでお話をしましたけれども、実際には受理をして、その中で情報公開するに当たって適正なものなのか、情報公開が別な形で公開ができるものなのかというのをこちらで、我々職場のほうで、中で確認しながら、公開を求めている情報の内容を各課いろいろなところがありますから、その部分で確認をして、情報公開によらずとも公開ができるものであれば、この15日以内ではなく、文書では通知するべきであると思うんですけれども、その内容について、請求した方にお話をして、公開の内容の資料についてはどここの課で取れますということで伝えることもあります。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（１４時２２分）

~~~~~

再 開（１４時２３分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

新垣博正議員。

○１３番 新垣博正議員 これは実は私が請求したものですけれども、私は書面でいたしました。書面で返すように要求しました。書面で返

ってきません。どうなりますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 まず、お答えをする前に確認ですけれども、今お話ししたのは、特定される情報公開の内容でございますか。

○１３番 新垣博正議員 特定されます。

○議長 伊佐則勝 答弁してください。再開中です。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

受理ということで、確かに申請書は受付をしております、その内容を確認しましたところ、他の法令閲覧、縦覧であったり、その方法で情報を得ることができるということでお話を申し上げ、これは口頭でありましたけれども、申し上げて、内容を確認すること、あるいは情報を得ることができるということで説明をいたしました。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○１３番 新垣博正議員 とんでもないですね。全然来ていないです。こういったことは聞いていませんし、口頭で答えるということ自体、ナンセンスですよ、これは。書面で請求していますから。副村長でも村長でもいいですから、ちゃんと答えてもらえませんか。書面で請求した書類は書面で答えるというのは、条例上、明記されていますよ。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

まず、この申請書の受理についてのものが受理をしていない。なぜかという、他の方法で情報を得ることができることであります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○１３番 新垣博正議員 それは許されませんよ。公開請求をした人に対して、こういうような答弁でいいんですか。公開請求をする人は、書面の提出して、受理を職員がやっていますよ。

それは受理していないという考え方が成り立つというのは、どういうことですか、これは。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の質問にお答えをいたします。

情報公開条例の中で第15条、他の制度との調整ということで、法令により公文書の閲覧、もしくは縦覧、写しの交付の手続きができるものであれば、情報公開によらなくてもいいということに解釈ができると思うんです。その内容によって、総務課としては請求者にお話をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 違います。これは書面によって回答するように、私は通知をするように言っています。何で勝手にこういう解釈をされるんですか。これはみんなそういう取扱いをされているんですか、情報公開請求される方に。いやこれは書面でやる必要ないから口頭で約束しましょう、口頭でやってもずっと放置され続けているという状況は、どう捉えますか、それは。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

まず、申請の内容を確認しまして、受理の方向になります。その中で情報公開の内容について、申請した方のものが別な形で情報公開できるということで、我々は確認をしますので、その分については受理をする前に調整をして、各関連する課、調整をいたしまして、情報公開ができる、あるいはデータとして出すことが可能である、そういうことを確認しましたので、その辺についてはお話をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、何月何日に情報公開するというので答えましたか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをします。

日付については、今記憶しているところではございません。

○13番 新垣博正議員 これは永久に放置される考えなんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えをいたします。

情報公開の申請内容につきましては、他の係、部署で公開ができるものとしてあります。その部分について再度確認をいただくということで確認がでてると思うんです。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員、時間迫っておりますので、まとめてください。

○13番 新垣博正議員 これはですね、副村長にも私、立ち話でお話ししましたね。なぜ公開しないんだと。何もそんなに秘密に付すぐらいの話なのということを書いて、何で見せるべき話ぐらいのレベルじゃないのということを聞いています。それでもまだ何の返事もないという状況が続いていますけれども、これ私が一々議会でこういうふうに取り上げないと公開できないんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

一番、新垣議員がお話になっている文書による回答がなかったということですが、そこについては大変申し訳なく思っているんですが、受理をする前の中で、調査、確認をした上で、情報公開に基づく本人の請求には、他の部署で閲覧、またはデータをいただくということが可能ということは申し上げておりますので、その部分について、じゃ連絡がないのは、それはできないのかということではなくて、その部署で確認はできることになりますので、その方法としてお願いをしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これはもうかなりしばらくたっていますよね。もう大湾課長とは3度ぐらいこの話をしていますよ、私は。それでもまだうんともすんともないという状態がずっと続いています。しょうがないから私は議会で取り上げてきましたけれども、それでも公開はされない考えなのか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

公開はされないのかということに対しての答弁ですが、ほかの方法で見えることは可能であると思います。それについては、しかるべき部署で確認をして請求する内容のものをみれることは確かであると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員、時間です。まとめてください。

○13番 新垣博正議員 副村長、職員のこういう対応の仕方はいかが感じますか。率直にお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

今の新垣博正議員の情報公開の話は、僕も2週間前に本人と立ち話ではやったんですけど、その中で、他の部署で見れるものについては見てくださいという話、僕したと思うんですよ。それで、博正議員も、本来なら公開条例に値するものじゃないですねという話はしたと思うんですよ。だから、僕はその担当部署に電話して、ちゃんと公開してくれという話をして、僕は博正議員はもうとっくに行ったと思ったんですよ、その部署にですね。その辺の食い違いがあったかなと思っていますので、今、担当課の課長の何ていうのかな、答弁に対してどうですかという話ですけど、確かに他の部署で見れる公開条例とかいうのをですね、その閲覧をしてほしいと思いますので、僕は今の総務課長の答弁につ

いては正しいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時32分）

~~~~~

再 開（14時36分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

時間が迫っております。整理してください。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 食い違いがありますけれどもね、ちゃんと文書で請求しています。文書で受理されました。それに対して対応していないということは、やはりこれは謝罪するべきじゃないですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

先ほどから申し上げておりますが、公開の内容につきましては、先ほどから申し上げているとおり、ほかの方法により情報を得ることができるといことで、文書の内容のやり取りの中では文書では回答はしておりませんが、そのお話の中で、二、三度お話はしております。その中で見る事が可能です。それが一番重要な情報だと思いますので、その文書の受理のほうで食い違いが起きていると。文書の回答が来るべきであったということであれば、総務課としては大変申し訳なく思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 公開はできるということを確認しましたので、明日にでも写しを公開してください。どうですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 まず申請書の受理をしておりませんので、その部分についてどうなのか。または我々は村長部局になりますので、まずは一旦、どこの部局のものなのかを確認をしないとイケませんので、それから始まると思います、内容の公開につきましては。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 もう何日たっていますか。あなたとやり取りしてからもう相当たっているでしょう、15日どころじゃないですよ。もうお互い通じているんじゃないですか、その話は。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員、時間です。まとめてください。

○13番 新垣博正議員 ちゃんと約束してください。あしたまでに公開するようにお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

まず、申請書の受理を行いまして、こういった情報、内容については把握をしているんですが、私どもは村長部局ですので、その部分で、まずは扱えるかどうかの確認と、その情報の内容についての各課各係、その課の内容も確認をしたいと思いますので、そこからの情報公開になると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 もう時間がありませんので、終わらせていただきますが、最後に、とても不誠実であるということを忠告しておきます。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時40分）

~~~~~

再 開（14時50分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、15番 石原昌雄議員の一般質問を許します。

○15番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号15番、石原昌雄、一般質問をします。通告書に沿って質問をさせていただきます。

大枠1番、南上原土地区画整理事業の進捗はと。主な工事などが終わり、換地処分の作業が進められているが、今後の予定を伺う。

①年度ごとの作業スケジュールはどうなっているか。

②記念誌の作成や記念碑の設置予定はどうなっているか。

③町界町名変更の時期はいつか、手続や地権者負担などの説明会はあるか。

大枠2番、待機児童ゼロに向けての取組は。長年の目標ではあるが、待機児童がゼロにならない理由及び認可外学童の解消について伺う。

①待機児童になる主な原因は何か。対処できるか。

②保護者負担が大きい認可外学童の解消はできるか。課題は何か。

大枠3番、公共料金の負担軽減は。本村においては、保育料や子供の医療費、通学バス賃などの公共料金の免除や無料化を取り組んで、村民の負担軽減につなげています。しかしながら、下水道料金や水道料金などの公共料金が近隣市町村より高い。県内でもトップクラスの状況に向かっています。住みよい中城、住み続けたい中城にするため、どのような考えなのかを伺う。

①下水道料金は県内市町村で何番目の料金価格か。

②水道料金は県内市町村で何番目の価格か。令和7年度に改定した場合、どのようになるのか。

③国民健康保険税や介護保険料はどのようになっているか、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましてはこども課、大枠3番につきましては上下水道課、健康保険課、福祉課のほうでお答えさせていただきます。

私のほうからは、お尋ねの大枠2番の待機児童ゼロに向けての取組について所見を述べさせていただきます。

おっしゃるように現在、本村でも待機児童が発生しております。それは、保育士不足によるものであります。私も潜在保育士を当たっておりますけれども、引き続き保育士確保に努め、待機児童ゼロを目指して取り組んでまいります。以上でございます。

詳細につきましては、担当課のほうでお答えさせていただきます。

**○議長 伊佐則勝** 都市建設課長 呉屋克行。

**○都市建設課長 呉屋克行** それでは、石原昌雄議員の大枠1番、南上原土地区画整理事業の進捗について、①、②、③についてお答えいたします。

①令和6年度は主に換地計画の変更、修正を行っております。令和7年度は事業計画変更、地権者個別説明会を行い、令和8年度に換地計画認可申請、換地処分通知及び換地処分公告、区画整理登記を予定しております。

②換地処分前に記念誌の作成や記念碑の設置も予定しております。

③町界町名変更は、事前に議会での議決と新町名及び区域の告示を行い、換地処分公告時から効力を発生いたします。土地の地番が変更になりますので、区画整理地内にお住まいの方は住所が変更になります。対象者については、換地処分時に住所変更による手続に関する案内を送付するとともに、村の広報媒体、広報紙やホームページも活用し、周知を行い、説明会についても今後検討していきたいと思っております。以上です。

**○議長 伊佐則勝** こども課長 比嘉昌子。

**○こども課長 比嘉昌子** 石原議員の大枠2についてお答えいたします。

①待機児童の主な原因は、保育士不足であると考えます。対処に向けては、大城議員の答弁

と重複しますが、教育・保育環境をよりよくするための研修会の実施と、新規の保育士確保についてはどのような補助なら保育士確保ができるかを施設側とも検討してまいります。

②認可外は、保護者からの利用料のみで運営しており、必然的に利用料が高く、保護者負担が大きいことは認識しております。認可になれば利用料が安く、保護者負担は少なくなり、解消につながると思います。

ただし、認可については、待機児童の状況や今後のニーズ等を判断して決定するため、認可外を認可にするというのは簡単にはできないと考えております。

また、大城議員の質問にも答弁いたしました。が、次年度に向けて1支援分の認可学童を増やす公募を行っており、今後、事業者を審査して決定してまいります。

**○議長 伊佐則勝** 上下水道課長 下地良和。

**○上下水道課長 下地良和** 石原昌雄議員の大枠3の①、②についてお答えいたします。

①の下水道使用料金につきましては、県内市町村のうち家事用で20立米使用した場合、中城村の下水道使用料は県内21団体中10番目となります。

②水道料金につきましては、家事用で20立米を使用した場合の水道料金は24団体中6番目となっております。

なお、水道料金改定につきましては、令和7年4月に料金改定を行う予定でありましたが、物価高騰による住民皆様の負担を考慮いたしまして、改定の予定を令和7年9月に変更したところでございます。

また、令和7年度の改定後の順位につきましては、県内市町村も同様に取組中でございます。現段階で改定額を公表しておりませんので、順位については分からない状況であります。

**○議長 伊佐則勝** 健康保険課長 島袋かおり。

**○健康保険課長 島袋かおり** 大枠3の③につ

いてお答えいたします。

国民健康保険税は、所得割、均等割、平等割の3税方式と、資産割を含めた4税方式があり、世帯構成や所得、資産の状況により異なります。一概に税率のみで比較や順位を出すことができませんが、税率については近隣市町村や県の標準税率を参考に赤字解消に向け、段階的な見直しは必要だと考えております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、石原昌雄議員の大枠の③介護保険料についてお答えします。

まず、本村が加盟する沖縄県介護保険広域連合の第9期介護保険事業計画において、介護保険料が統一化されました。標準月額保険料は6,929円となっており、県内13保険者の中では9位となります。

広域連合内の29構成市町村における市町村別保険料では、中城村は広域内で19位となっております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございます。

順を追って再質問をします。

まず、大枠1番で南上原の土地区画整理事業ですけれども、どういう時点でこの事業が終了になるということになりますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 正式な事業完了となると、清算金の徴収、交付業務が終わらないと事業完了とはなりません、主に換地処分公告が終われば登記まで終わりますので、その時点でほとんどの業務が終了したと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ぜひ進めてほしいと思います。

そして、この特別会計事業ですけれども、この特別会計の予算はいつまで使えますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 やはりこの土地区画整理に関する特別会計なので、事業完了までは使えると思うのですが、ほかの市町村の事例においてでは、換地処分公告のときに解散したりとか、そういうこともやっているというのは聞いております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 清算まで終わるとなると結構な時間、年数もね、あとしばらくかかると思うんですけれども、特別会計についても、その期間にこの区画整理事業地内でのもろもろの事象が出てくると思うんで、予算が使える範囲内ではそういうのもぜひやって、最後の最後まで事業を整えてほしいと思っております。

次の2番の記念誌を作成するんですけれども、編集委員会などの設置予定もありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 その辺につきましては、区画整理審議会などでも議題に上げながら、どういうふうに進めていくかは今後検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 この南上原の土地区画整理事業、もう始めて30年あまりになって、膨大なまた事業でもありました。そういう面においては、やっぱりちゃんとした記念誌をしっかり残しておいてほしいと思います。そのためには、編集委員会なども設けて、より中身の濃い記念誌を残して、この事業の価値観ですね。もう本当にこの区画整理事業という価値観は皆さんも体でも分かると思うんですけれども、収入源の本当に根本となるぐらいの中城村の今の発展につながっていると思います。ぜひこの内容について、編集委員会を設置してやってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、次に町界町名の変更についてですけれども、確かに段階的なものとしては、議会の承



認とか等々もあるんですけども、やっぱり地権者及び住民としては、この町界町名で、よその市町村でも大いにやっているとは思いますが、負担になるような部分、要するにデメリットの部分もあるんじゃないかなと。期待と不安があると思うんです。ぜひとも住民説明会をしながら、この事業の紹介もしながら、不安の部分もちゃんと聞き取って町界町名の変更の手続をしてほしいんですけども、そこら辺、もう一度お願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 町界町名変更につきましては、ほぼ現在固まっている状況ではございます。これに関しては法則性がございまして、町名を新しいものにするとかいうことではなく、南上原というものを残しながら、何丁目という形でやっていくものですので、その辺はこの換地処分前に住所変更などいろいろそういう手続に関する説明会なども行いながら、その辺で説明していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 住所が変わっていくとなると、いろんな手続の、個人的な手続等々についてはたくさんの、あれはどうしよう、これはどうしようとか不安も絶対起こってきます。そういう面があるんで、ぜひ一般的なことも含めて、混乱がないような説明をしてほしいと思います。ぜひともよろしくお願いします。

じゃ次、大枠2番にいきます。待機児童ゼロに向けてですけども、本当に大変御苦労さんであるんですけども、今、村長の答弁があったように、大きな原因としては保育士の不足ということであるんですけども、先ほどの一般質問でもありましたとおりですけども、やっぱりただ単に保育士不足ということなんですけれども、大きいのは、今の時代でもそうですけれども、保育士のみでなく、介護関係にしても、大変な仕事を押しつけていながら待遇は改善さ

れていないというところがあると思うんですよ。ですから、国やそこら辺のやるまで待つんじゃなくて、市町村は市町村なりに待遇の改善をしながら、市町村がやることによって、大勢のこの波及が図られると思うんですよ。ですから、若干、保育士の待遇についても述べられていたところもあるんですけども、もう一度伺います。この保育士不足に対しての待遇改善とか給与の支援とか、そういうことは考えていませんか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 これまで保育士確保対策は様々な施策を実施してきております。県が保育士の誘致事業でありますとか就職説明会でありますとか、保育士正規雇用化促進事業でありますとか、ほかにもありますが、様々な施策を実施しているところでございます。

しかし、こちらは国・県からの補助金を基に、補助もあつて実施しているもので、村独自、単費で実施しているというものは今後また考えていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 保育士の確保について、現在おおよそで何名ぐらい不足ですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 直近の10月時点での待機児童に関しては、子供の数に対して保育士は4名の不足、逆に言えば4名の保育士の先生を確保すれば待機児童は解消すると考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そういう保育園等々は今、全部の制度で活用して待機児童が出ない枠を、箱物はできているけれども、実際そこに受け入れるための人的要因があと4名ということで。4名といっても、大変ですよ、実際は。でも、実際、頑張ってください。そうしないとどうしようもないです。

やっぱりちょっとした待遇改善が中城村あったよというだけでも、よその市町村から見れば、中城はちょっとした手当もやっているんだとかいうのがあると思うんで、とにかく保育士全体が働きやすい中城村だなという部分の印象を与えるためにも、村独自の、大きなものじゃなくてもいいけれども、とにかく手当を少しね、新しいものを検討してください。もちろん金がかかりますよ。でも、金がかかるんですけども、この私たちがやっている事業は全部金がかかります、全部。補助事業だけが金がかからないんじゃないくて、単費の事業も村の事業です。だから、補助金が該当しないとかじゃなくて、補助金該当しないのにプラス何かをするのが村の独自の事業です。ですから、そういうのも併せてぜひ待遇改善などをお願いしたいと。よろしくをお願いします。

次に、学童保育ですけれども、先ほどもありました、本当に認可外の今受け入れられている分については、今本当に待機等も見えています。ですから、そういう面では認可外の学童について、その預けている保護者の負担が本当に大きくなっていると思うんですよね。

この負担についても、その1支援の部分がほかの学童の保育料と比較して、せめてその差額分でもね、村は補助しますよというぐらい努力をしてほしいと思うんですよ。この入れなかった、認可外にしか入れなかった子供たちが恩恵を受けるには、どうしても認可園になるまで待つのかということになっちゃうんですね。そうじゃなくて、今までもそうです。保育所の児童にしても、村の保育園に入れなかった部分は、差額分は補助しましょうと頑張ってきていますよね、村は。今回はこの学童保育ですよ。学童保育についても何百名もいるわけじゃないさ。だけど、この認可外にいる子供たち、親御さんたちは負担を強いられている。せめて差額についてはどうにかして支援をしてほしいんですけ

ど、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 昨年度から、その差額分の補助をするかしないかというのは、一度検討したことはございます。その後、1支援を公募して認可学童を増やすということを今後またやっていこうということで、現在1支援分の学童を認可するための公募を行っているところでございます。

確かに保護者の利用料が高いということで、負担はあるということは認識しています。ですが、お子さんの居場所は確保されているというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 先ほどから答弁でもありましたように、来年度であと1園の認可園を進めているということで、ぜひこれも実現してほしいと思います。

ただし、また先ほどもありましたように、80名枠が50名枠になってくるということになってという回答も先ほどありましたので、その分がまた逆に待機児童、学童ね、待機学童というふうなことになってくると、その対処もしていかないと思うんです。そういうもし仮に出た場合にしても、学童保育の料金のせめて平均から上に出た分の金額は補助してほしいと思います。前向きに検討をお願いしたいと思います。どうですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 認可外学童の差額分の補助については、現在のところは考えておりません。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 担当課ではすぐは答弁できないと思うんですけども、村長さん、前村長は子育て支援一丁目一番地ということで、大体のことはそうですねということだったんですけど、こういうふうな、ある意味でまだ少な

い人数が対象となるんですよ、これはね、割と。やっぱりこういうところからも支えてあげてほしいんですけども、見解だけお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 実は就任して、学童の待機児童の認可外に通っているところのその差額の部分をどうにかできないかということですので、協議をいたしました。そのときに、さっきから言っているように、1支援増やして、もうできるだけ待機児童が出ないようにということを、それに向かっていきましょうということです。

来年度、また待機児童が出た場合に、そのときにはしっかりと前向きに考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ありがとうございます。

待機学童が出ないことを願いつつ、でも出るかもしれませんので、ぜひ救ってあげてください、手を差し伸べてください。よろしくお願いします。

そして、先ほどから認可外学童を認可にする計画はもう今手続中ということですので、それもしっかり進めてほしいと思います。よろしくお願いします。

大枠3番の公共料金についてですけども、今答弁がありましたように、下水道料金については20市町村のうち10番目ということで、また、6年後でしたか、上がるのは。4年後だった。次も上がる計画にはなっていると思うんだけど、やっぱりあまりほかの市町村を追い越すような料金にならないように配慮をお願いしたいと思います。

あと、次にこの水道料金についても、現在24市町村のうち6番目ということで、結構、中城村は今の段階でも金額は大きいんですよ。この本村の当初の水道料金の設定がどのような基準でなされたか、ちょっと分かる範囲内で願

います。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 現在も使っている水道料金がどのように設定されたかという部分では、ちょっと把握できていない部分ではあります。ただ、中城村においては、地形の起伏であったり、あと集落が飛び地、また人口密度がそれほど高い地域ではないということで、現在の料金設定になっているものと考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 スタート時点、大分、40年、50年前の話です。ごめんね。むちゃを振りました。

ただし、現実的にもう6番目に高い水道料金ということで、例えばほかの市町村から中城に転入したときに、高い水を買わされているということになっちゃうんですよ、現実問題はね。この水道会計が大変だとか、そういうのはどっちかという住んでいる人はあまり関係ないんですよ。高いか安いかわかる、ここに中城村に住んでいる人、住みたい人。だから、この水道料金については、ある意味では基準がないようなものです。だけど、税金は基準があって、どこの市町村にいても大体税金は基準です。水道料金だけは基準がなく、その地域のその担当者部局のジャッジで上がったり下がったりということですけども。できるだけおいしい水を安く提供してほしい。

今回、当初説明ではR7の4月スタートということで若干延ばしてもらいましたけれども、そのときでもほかの市町村、まだ水道料金をも上げますというところは、明確に出ているのは一、二か所ですね。ですから、ほかの市町村も、やっぱり上げたくないんですよ。おいしい水を、もう本当に生活かけているわけですから、生きるために。ぜひ上げ幅もしっかり計算して、中間ぐらいになる程度で、上位じゃなくて、中間程度になるよう設定も再度検討をお願いし

たいと思います。

あとそのほかに、公共料金の部分でいくと護佐丸バスの料金も公共料金の一部ですけれども、やっぱり弱者のために走っている護佐丸バスですから、ぜひ例えば免許返納者への減額もね、再度検討してほしいというふうに感じます。

この村民の負担軽減に向けては、いろいろ条件があると思うんですけれども、財源がないからもう上がるんだとか、そういうことがいつも言われるんですけれども、確かに財源は必要です。だけど、財源を確保するために、これまでの歴代の村長もいろいろ頑張ってきています。というのは、特に中城村においては、本当に僕の私見でしゃべりますけど、金のなる木として、南上原の土地区画整理事業が本当に上げられます。本当に南上原の土地区画整理事業を、金かかっているみたいだけど、金になる木になっていると思っています。

そういう事業もやっぱりしっかり見据えてほしいというふうに思います。だから、その区画整理事業で固定資産税の伸びとか、市町村民税の伸びとか、こういうのが全体の村の事業の後押しに今なっていると思うんですね。そういう面では、財政を潤すためには、これは税収がメインですけれども、今後はこの税収以外にもっと視点を広げていって、そして負担軽減につながる財源を確保してほしい。

例えばゴルフ利用税のアップとか、あるいはふるさと納税の増加、そういう取組をぜひやってほしいと。全国的にも、特にこのふるさと納税については力を入れているところがたくさんあります。本当にこのふるさと納税、今取り組んで5年、10年ぐらえば結構な形で財源の確保ができると思います。そういう面では、今後もししっかりやってほしいのは、職員体制をあと二、三名つけても、5年後には絶対その分取り返すぐらいの今制度です、このふるさと納税というのは。ぜひ中城村においても、こういう

ことをやってほしい。そういう面でこれが実現すれば、もっと保育料とか、あるいはほかの料金の無料化も実現すると思います。

私たちも政務活動でほかの本土の施策見てきましたけども、それを活用してたくさんの負担軽減と住民サービスを実施しているんです。

村長にもう一度伺いますけれども、ふるさと納税の取組について、今後どういうふうに思われますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 ふるさと納税、あるいは別の寄附などは、やはり財源だけではなく、非常に必要な資金だと思っております。就任しまして、企業版ふるさと納税をお願いしに行ったりですとか、名刺の裏にふるさと納税のQRコードを入れて、いろんな人に広げております。

しかし、なかなか今のところはそんなにばんと入ってきてはおりませんけれども、もちろん今後は、トップセールスとして頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ぜひ頑張してほしいと思います。

ただ、企業版が今目につくんですけど、本来はそうじゃなくて、地域活性化をしながらふるさと納税につながるということになると思うんです。ですから、ぜひ職員をこの部分にもっと力を入れた形で職員の配置をしながら、職員が考えて村長に提案していくと。村長が言うのを待っているのでは、今みたいに企業だけしか相手になりません。ふるさと納税につながる商品の開発、見いだしも、職員を通じてやってもらえば、地域の産業の活性化にもつながりますので、ぜひこのふるさと納税については前向きにしっかり取り組んでいってほしいと思います。よろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で石原昌雄議員の一般

質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会（１５時３０分）

# 令和6年第10回中城村議会定例会（第5日目）

|                                |                 |                      |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年12月6日（金）    |                      |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和6年12月10日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和6年12月10日（午後3時32分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登                | 10 番                 | 欠 員     |
|                                | 3 番             | 欠 員                  | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清                | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則              | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市              | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修                | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝              | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 13 番            | 新 垣 博 正              | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保                | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃              | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 新 垣 正                | 企 画 課 長              | 金 城 勉   |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治              | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也              | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住民生活課長          | 新 垣 忍                | 上下水道課長               | 下 地 良 和 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子              | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡                | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳                | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり              |                      |         |

議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、議席番号7番、新垣 修議員の一般質問を許します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 皆さん、おはようございます。そして、中城小学校の皆さん、おはようございます。この場は議長のお許しが出ないと発言ができない場所になっております。これから質問させていただきますけれども、皆さんもですね、議長、村長、教育長ね、勉強していただいて、将来の中城村を担う人をね、祈っておりますので、楽しんで今日は傍聴見学をしてください。

それでは、議席番号7番、議長のお許しがありましたので、通告書に従って質問させていただきます。

大枠1番、地元企業優先使用要請。

商工会を通じて、あるいは中城村建設協力会より、公共工事における地元企業優先使用について、議会側や行政側にも要請をなされておりますが、指名審査における業者選定で指名されることが最重要だと私は認識をいたします。

①地元企業最優先使用に対して、これまでの入札指名工事案件に関しての行政の趣旨内容を満たせるような地元企業優先指名を行ってきたかどうか、当局側の実績総評と見解を伺う。

②中城村建設協力会より平成22年から平成27年の期間に村長及び議会議長宛てに村発注建設工事における村内業者優先指名についての要請書が提出されております。今現在においても要請内容の趣旨の3項目、1物件当たり指名業者数、村内業者指名8割、手持ち工事進捗の撤廃

に対して改善策の配慮が図られない状況に関して、行政側の受け取り方に疑義を感じます。なされていない理由と見解を伺います。

大枠2番、適正な施工価格の確保、低入札価格への対応。

令和5年老人福祉センター解体工事、令和6年幼稚園解体工事において、財源が単費予算ということで、最低制限価格を設定せず入札を行い、その落札率が45%、33%という低価格入札の結果で契約されました。

3月の定例議会の場合において担当課長も最低価格を設けなかった理由に、財源的に厳しい状況にあり、低い予算でいけたらよいとの延べ、低価格入札の抑制に副村長は、事業の中で検討しなければならない部分で、最低制限価格を設けていく入札、予定価格でやっていく入札、そのあたりを検討していきたいと課題を残しております。

今後、同様に単費予算において入札を行う場合の当局側の低入札価格における契約問題の対応についての方向性を伺います。

大枠3番、河川・水路管理と災害防止策への備え。

9月未明から線状降水帯が北部地区に発生し、比地川の氾濫で比地集落が未曾有の被害を受け、さらに農業や畜産業にも甚大な被害をもたらした北部豪雨災害は、県の初動対応の遅れや危機管理体制の不手際等で見直しが必須と報道等でありました。

気候変動が不安定で、いつ発生してもおかしくない線状降水帯が本村上空に発生した場合、地域で起こり得る予想災害等の被害防止策の備えのためにも、①村の危機管理体制について、地域との連絡体制、対応機能は万全に整っているか伺います。

②河川管理、農業排水路管理、流末の断面決定、排水流量の調査、堆積障害調査等、維持管理はどのように行っているか伺います。よろし



くお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣 修議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、大枠2番、大枠3番の①につきましては総務課、大枠3番の②につきましては都市建設課のほうからお答えさせていただきます。

私のほうからは、お尋ねの大枠1番の地元企業優先使用要請について所見を述べさせていただきます。

私も議員時代から商工会より寄せられました地元企業優先の陳情につきましては、皆さんと共に賛同をしましてまいりました。7月の村長就任以来、指名競争入札に関わる規定に準じて参加業者指名を行っているところでございます。

その中で地元企業の参画推進も考えながら、現在も行っております。修議員がおっしゃったように、先日、中城村の建設協力会の役員の方がお越しになりまして、要望書を私自身が受け取りました。今後この内容を精査しまして、地域経済の活性化につなげていかなければならないというふうに考えております。

詳細につきましては、担当のほうからお答えさせます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣 修議員の大枠1、①、②、続いて大枠2、大枠3、①についてお答えをいたします。

まず、①でございます。これまでの建設工事入札において、地元企業が入札に参加した割合は令和6年11月末時点において、平均で56.3%、新垣 修議員が資料の中で示している57.1%につきましては、件数の取扱いで若干数字が違っておりますが、56.3%から57.1%の地元企業が占めております。村外企業と比べると、入札参加企業の約半数以上が村内企業となっている実績でございます。

②についてでございます。指名業者選定につ

きましては、中城村建設工事等入札参加資格審査及び業者選定に関する規定に基づき執行しております。業者の選定及び発注区分について規定をしております。指名業者数、村内業者指名8割につきましては当村で定めた仕分における村内業者上位に占める数として、土木工事においては数社のみとなっており、金額に応じた数の企業を指名するためには、村外企業も含めた指名になっているのが現状でございます。

手持ち工事の進捗におきましては、入札の落札者が決定しない入札不調を招かないよう、進捗状況については確認する必要があると考えております。

次に、大枠2でございます。

最低制限価格の設定基準につきましては、内部規定による基準を定めており、国・県からの補助事業における入札につきましても設定基準を基に最低制限価格を設けております。

これまでの福祉センター及び幼稚園解体工事につきましては、工事を実施した企業が適切に対応し、完了しているところでございます。新築工事等につきましては、完成する施設等の品質の確保を伴いますので、低価格での応札を防ぐためにも最低制限価格を設けるのは必要であると考えますが、解体工事における品質確保の観点では、解体時の安全対策と廃棄物を適切に処理できるかだと考えております。

企業独自の積算、業務ルートによるコストを抑え、適切に処理を実施することは企業努力であるとともに、品質の確保につきましても条件を満たしているものとして判断する必要があります。

今後につきましては、工事の業種別やその内容における最低制限価格について、設定基準を基に適切に設定していく必要があると考えております。

続きまして、大枠3、①でございます。災害時における村の危機管理体制につきまして、災

害への準備態勢と今後の災害状況に応じた対策本部等の設置を適宜行い、情報を共有する体制づくりを図っております。

地域との連絡体制につきましては、一般住民からの災害情報に関する通報などに併せまして、災害の進捗状況において自治会長へ連絡を取り合い、災害の状況、避難の指示などを行う体制を整えております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。

それでは、新垣 修議員の大枠3番の②についてお答えいたします。

排水路や河川などの整備を行う際には、流域調査や流量調査などにより断面などを決定しておりますが、現在の下地区においては、設計時より年月も経過しており、現在の排水工の指針の基準や流域の土地利用の変化などにより見直しは必要であるとは感じております。

今年度は地区計画も進めておりますタウンセンター地区に関する排水計画策定業務を行っております。近年の線状降水帯雨量も勘案して計画できるか確認したところ、現在の排水工設計指針の基準では1時間当たり80ミリとなり、近年の線状降水帯1時間当たり100ミリには容量不足となります。集中豪雨に耐えられる排水施設を計画すると、過大と評価されますので、補助事業の活用が難しい状況となることや事業費の増大などの課題があります。

しかしながら、近年の気象状況の変化などを勘案しますと、設計指針の基準の改定などを国や県と協議していくことも検討していかなければならないと感じているところでございます。

堆積物の調査などは、パトロールなどにより調査し、撤去などの維持管理により対応しております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 答弁ありがとうございます。

ます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、総務課長のほうに、先ほど数値の件で話があったんですけれども、資料も目を通されたと思いますけれども、それを見てもよろしいですけれども、まず、入札参加者数及び選定上の留意事項、これは例規の中に(4)がありますけれどもね、それについて伺います。

まず、発注工事案件の参加業者数はどのように定めているのか。それから、手持ち工事進捗率50%以下は指名削除扱いと、業者選定に関して規定にも数字等はないけど、内規か何かで定められているのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時17分)

~~~~~

再 開 (10時18分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

指名参加者数につきましては、各工事における予算と事業内容によって、こちらのほうで者数を決定しておりまして、特に規定を設けているものではございません。

次に、手持ちの比率につきましても、各社の手持ちを確認しながら、指名審査会において手持ちの工事がどれだけあるのかというのを情報を確認しながら決定をしているところでございます。

答弁漏れがありました。その50%以下ということですが、何%以内とか以上とか、そういう規定のほうは設けておりません。

○議長 伊佐則勝 休憩します。確認してください。

休 憩 (10時19分)

~~~~~

再 開 (10時19分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 失礼しました。

指名の参加者数の件で割合的なもので指名を出されるかどうかということでお答えをいたします。

そこにつきましては、割合的なものはございません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 基本的には今の質問には、ないということで理解してよろしいわけですね。ありがとうございます。

これが平成22年度から、これ私しか持っていないんですけれどもね、22年度から27年度の今まで出した要請書になっております。まず、冒頭でも質問しましたがけれども、村内業者優先指名において、1件当たり、この要請書の参加割合比率を基本的には8割を要請したいということと、工事進捗率の撤廃を、5項目あるんですけれども、それを趣旨としてこれまで皆さんのほうに要請を行っております。

そこで、まず皆さん、お手元のほうに資料を作成して配付してあります。令和5年度、令和6年度の対比表、1と2を見ていただきまして、まず、入札調書、令和5年、令和6年を基に、1,000万以下が7から6社、そして1,300万から3,000万以下で8から13社、3,000万以上においては令和5年度が14から16社に対して、令和6年度は10から16社と、恣意的参加数で一致が見られないんですよ。それで先ほど総務課長に入札参加数の選定とかそういったのが内規にあるんですかというのを聞いたところであります。

それを基に、令和5年度村内業者指名率が53.8%、6年度、先ほど56.3ということをやっていたのかな。私の表では57.1となっていますけれども、いずれにしても6割にも満たないという状況にありまして、これは私が平成24年度

に調べた、平成24年5月から10月の半年分の開札工事分を示したデータですが、そのときは、村内業者が75%、村外が25%あったんですよ。発注件数もそのときは16事業ありました。今現在、令和6年は平均で大体22事業が発注されていると思うんですよ。年々事業は少なくなってきたておりますが。

令和5年度、そして、今年度とも、指名率は下がる一方です。先ほど課長からも答弁がありましたように、要請趣旨は、どこにも考慮されていない。

そして、令和5年度発注工事のまず2番目、見ていただけますか、幼稚園解体工事。16社中2社。理由を、当議会で聞いていますが、手持ち工事があったために、入札選考で指名削除ということになっていると。そういった点からも、要請に対して自治体が担うべき責務を果たしているのかと。そこに私は疑義が生じているということで、今回質問させていただきました。

新体制においては、その辺もですね、データから読みやすいと思うんですけれども、加味されて、特段の配慮を期待したいと思います。

そこで、管公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、これは経済産業省から出されているみたいなんです、地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講じるように努めなければならないとされております。

これまで数多くの入札に関わってきております副村長へ質問いたします。地域の中小企業建設業に対して、地方自治体の支援定義をどのように捉えているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 新垣議員の質問にお答えします。

支援の目的は、中小建設業者の育成は地域経済の活性化に不可欠と思っています。これを創出、地域内での消費の活性化、さらには税収な

ど、地域全体の経済環境に貢献しています。今後も企業に対して育成を図っていきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 では、今度はあえて、今、定義ということで、地域経済、いろんな方面で定義を述べてくれましたけれども、村長に質問いたします。今、支援定義のほうを伺いましたが、支援することで、村内の中小企業者、あるいは育成することで得られる行政への効果をどのように捉えているかお聞きます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、新垣 修議員の再質問にお答え申し上げます。

行政が企業を支援することは、ただの企業の成長だけではなくて、地域全体の活性化ですとか、あるいは清掃、そして災害時の協力など、安心安全なまちづくりの実現などに効果があるのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 その辺の定義、支援の内容をよく理解されていると思いますので、今後、このような形で要請にできるだけ近づけるようなことをお願いしたいと思いながら、まず自治体が担うべき責務の課題なんですけれども、地域建設業支援やそれらで得られる効果は、地域経済の活性化、あるいは雇用創出、住民の生活向上、地方自治体が担うべき責務をよく理解し、果たすことで期待が上がると思うんですね。それもまた行政の課題であるというふうに、今、資料とかそういったほうでは述べられております。

それで、また資料のほう1、2を見ていただいて、参入比率、どこにも満たない現状に対して、村内建設業者指名率を8割近くに引上げ、指名率の緩和に特段の配慮を講じるなど、地元企業の公共事業参画促進を図れる指名算定方法

を検討するお考えが、先ほど善処するというところで聞かれております。

それで、一番下の、検討されるということで期待はしますが、下の表に、これは私のほうで金額に応じた特定適度な実数による、75%以上になる参入指標を提案いたします。受注機会を増やす優先的な発注になる方策の指標として参照していただきたいと。

併せて、下の赤字、これがこれまで建設協力会、地元の企業に要請をしてきております、8対2。要するに指名参加1件につき10件を望んで8者入れれば8割に到達するという、村内村外の比率をまず下に記載しております。

ただ、行政にもいろんな、先ほど総務課長が言われるように、予算、あるいは内容に応じて指名参加者数を決めているということでしたので、単一に定める数値を提案するのも、これはちょっと失礼というか、強硬すぎるかなと思ってですね。取りあえず金額に応じて、その6社から13社の間で村内企業を指名実数で充てると年間トータルで80%以上指名した形になって、地元企業育成、あるいは地元企業の要請に満額の、建設的回答が出せるのではないかと考えておりますので、どうぞ御検証、御検討をお願いしたいと思います。

また、上のほうに8,000万以上につきましては何ら書いてありませんけれども、大型工事になりますとですね。やっぱり専門的共同企業体事業とか、いろんな仕組みがあると思い、私のほうで内容を記載とかできなく、その辺は執行部、あるいは担当部局のほうでしっかり検討していただいて、御配慮していただくように、御検証、御提案いたします。

一応、指名に関してはそうですね。

あと1点は、そのまま低入札問題についていきたいと思っております。

まず、総務課長のほうから、今後については適切に判断対応して、明らかな低価格には厳格

に対処するということで、善処する回答が得られておりますのでね、その点に関しましては高く評価したいと思います。

せっかく資料を作っておりますので、同じように令和5年度の②、見ていただきまして、落札率33.2%、これは明らかに通常、業界から見ますと、明らかにこの比率というのはおかしいというか、やはり疑問を持たれる数値になっていると思います。

そこで、なぜそもそも低入札価格がよくないのかということで、まず、競争入札の場合、予定価格の範囲内で最低価格で入札した者と契約することが会計法及び地方自治法で定められていますが、基準で定められていない場合、ダンピング受注や公共工事品質維持の観点から、著しく低い価格入札者は契約から排除されたりすると。これは低入札価格調査制度とか、会計法86条、そういうのにうたわれていますけれども、また、地方自治法施行令においては、公正な取引の秩序を著しく不適当である場合、落札者としては認めないというか、落札はしないという手もあると。建設業法においては、原価に満たない金額での契約は、発注者にとっては好ましくない事項とあるというんですよね。

やはりいろんな法的観点からも、地方自治体は公共性のある工事においては、好ましい適正価格をもって、企業育成にも当たってほしいというふうに記述があります。行政が捉える地域支援の定義や効果によく理解なされているというふうに当局側の先ほどの意見を聞きましたけれども、ただ、公共事業においては、低入札価格に対しては、地域経済の活性化のためには適正な価格で公共事業がされるように、単費予算の入札にも発注者が担うべき責務の具体的改善を講じるよう努めていただきたいと期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

次にいきます。

まず、裏面のこの資料の、せっかく作ってき

たので、お目通ししてくださいね。

排水路における現状の堆積状況をちょっと独自で、和宇慶土地改良地区における農水排水路ですね。目視した堆積状況と冠水災害予想を独自で作成してみました。見ていただいて、仮定で、先ほど記録的大雨警報が発令された場合に、現状を把握できていたら、農排水路冠水災害発生箇所等の予測、あるいは家屋浸水等も含め、農作物被害範囲の予測など、情報共有が取れていたら、対策、避難も図りやすいのではないかと捉えますけれども、都市建設課長並びに産業振興課長、そして総務課長、そのあたりの情報共有は取れているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 主に河川と農排水路がございますが、農排水路に関してもパトロールにより土が堆積している箇所は把握しております。浚渫を着手する準備として、今回補正予算もつけております。

しかし、この農水路の浚渫となりますと、農家さんの承諾を得ながら、畑の中に入っていくながらとか、そういうこともございますので、もちろん産業振興課の協力、助力を仰いでいる状況でございます。

○議長 伊佐則勝 3課から御意見、産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

休憩します。

休 憩（10時36分）

~~~~~

再 開（10時37分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、お答えします。

産業振興課と都市建設課が共有を図れているかということですが、現在、5年間計画で最適化土地利用事業を行っている状況です。今年で

2年目になるんですけれども、今年度まではソフト事業を実施しているんですが、次年度から3年計画で排水路の計画を予定しています。その中で産業振興課としては排水路の浚渫工事等の工事では、都市建設課との共有を図っているつもりなのですが、なかなか課がまたいでいるもんで、この辺は業務に、担当間では業務に支障が生じているのではないかなという感じはしております。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

ただいまの災害における連絡体制、新垣 修議員の資料の中で、冠水であったり、排水からの被害が想定される箇所につきましては、災害においてはある程度のもの、農道、村道、排水ですね。その部分については共有しております。その部分について、災害発生時には情報を得ながらパトロールを行いまして、その辺の状況を確認して対応しているところであります。

その災害が起こらないように浚渫であったり、災害への新たな排水の必要性などにつきましては、今後共有しながら情報を得る必要はあるかなということで考えてはおります。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 私の説明が言葉足らずで悪かったのか、何かあまり自分がわざわざ調査してきた内容が活かされていないような気がして。

ただ、要は今回多分、これ所管は基本的には都市建設課で全て所管していると思うんですけれども、やはり堆積状況によって、こういった住宅地で起こり得るとかいうのをお互いに共有しておかないと、万が一、先ほど言ったように線状降水帯とかあった場合に、総務課が今、防災の面では連絡体系の柱となるんですけれども、その辺が共有していなければ、住民も何ていうかな、避難とかがですね、逃げ遅れたりするの

かなというふうにちょっと懸念しまして、こういう場所とかを要は3課で共有していますかと。要は冠水することによって、産業振興課においては農業被害が起きるし、それから農排水路周辺の住民においては住宅浸水も起きるというふうに判断されますので、その辺を改めてまた情報共有していただいて、農排水路のそういった整備には心がけていってほしいと思います。

先ほど都建課長の答弁の中で、この浚渫、農排水路の維持管理に関して、やはり地権者との交渉、これはもうスムーズには今っていないというふうに理解していいわけですね。スムーズにいらいますか、地権者との、浚渫における。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 都市建設課としては、この農家さんの情報とかあまり分からないので、もちろん産業振興課の助力を得ながら、先ほど答弁したとおり、助力を得ながら浚渫などの許可を得たりとかそういったことをやっている状況でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 私の今の質問の趣旨は、要は都市建設課だけでスムーズにいらっているか、効率よくいらっているかというのを聞きたかったわけですね。やはり先日、この地図で表しています37号排水路、クシ川と一緒に一部分浚渫はしたんですけれども、途中で止まりましたよね、今現在。そこも要は機械を入れるためには地権者の同意を得ないと、地権者と交渉しないといけない。じゃ地権者はどこがやりますかというのは、この産業振興課でやらなきゃいけない。要は地権者1人に対して2課にまたがって、この浚渫を行わなければならないという。やはりその辺がですね、作業効率が落ちているというふうなことです。今日この場で新体制の中で知ってもらいたかったわけですね。

先ほど産業振興課長からも言われるように、

やはり農地整備とか、それから排水路整備に関して、これ2課にまたがっていると思うんですよ。仮に農地の地権者から、排水路がこうこうだから、農作物被害が起こり得る懸念があるから、冠水被害の対策をしてほしいとかと言われても、結局、農政のほうで1回だけで解決する問題でもないし、やはりこれ2課にまたがっていかないといけない。ところが、一番懸念するのは、都市建設課が農政の業務を一部移行したことで、村内全ての道路、河川、農道、排水路、治水等に関わる維持管理を所管しているために、前回、道路の側溝で冠水が起きました。そうしたら、農政の担当者がいない、排水路の維持管理も合わせて、ですね。そういった問題も実際は起こっているというふうに聞いておりますので、その辺は、改善すべきところは改善されるべきじゃないかなというふうに思っております。

そこで、情報とか共有することで、先ほどこの地図にも示してありますけれども、災害発生箇所や予想、対策を立てることで冠水被害や農作物被害範囲を最小限にとどめることも可能になるとは思います。ただ、農地整備や排水路整備、それから災害を予測した整備計画など、専門的マンパワーが必要とされる分野において、それらに配置改善も見直しが必要があるのではと思います。その上で業務効率が上がれば、職員の士気も高まると思うし、その辺は意見をしたいと思って、そのあたりをどのように捉えるか、副村長にお聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 今の新垣議員にお答えします。

私も4か月前に就任したときに、他課にまたがって仕事をしていると、本当に効率が悪いなと思って、産業振興課、都市建設課長を呼んで、どうなっているのと。排水の浚渫するにも産業振興が出て行って農家さんと会って、ユンボ入られてほしいというのをやって、本当に、あとは

都市建設課のほうで契約して浚渫すると。こんな何ていうかな、効率が悪い仕事やっているのかなと思ってですね、これは今年の4月1日からだと聞いています。

それで、次年度4月からは、もっとその辺を精査して、変えるべきところを変えて、スムーズに公共事業、あと維持管理ができるようにやっていきたいと思っています。

まずは、今、産業振興課の中でも都市建設課の中でも、今、特に都市建設課の中で浜の養殖場がありますけれども、12月2日に琉大の研究チームとミーバイの養殖の研究に行きました。その中でも都市建設課の担当がミーバイ研修に来ていると。それはおかしいじゃないかという話をしたんですけれどもね。だから、農林水産は農林と水産は切っても切れないと僕は思っていますので、その辺を精査していきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 先ほども言ったように、やはり職員の士気が高まるような配置、所管というのは最低限私は必要ではないのかなと思いますので、その辺も特段の配慮をしていただいて、職員間同士が仕事を投げやりというのかな、言葉はおかしいかもしれないけれども、ここまでは私たち、ここからは別。そういうふうに責任転嫁をなされるような組織というか、そういうのは改めてほしいと思います。

それではまとめたいと思います。

まず、地元企業優先、あるいは低入札価格問題に関しまして、地方自治体が地域の中小企業、建設事業者に対して行う支援は単なる経済的な支援にとどまらず、地域全体の活性化、あるいは雇用創出、防災力の強化など、多岐にわたる目的を持っていると思っております。これらの支援を行政が行うことで、中小建設業者は安定的な経営基盤を確立し、地域社会に貢献することが期待され、地域発展にもつながり、自治体

が担うべき責務の重要課題ではありますが、要請書における指名参入比率8割、進捗率の緩和に取り組むことを期待して、お願いいたします。

また、自然災害においても予測対応策、維持管理の徹底と情報共有を図ることで、最小被害にとどめたりすることも可能になりますので、必要ある配置改善にも期待をいたします。

あと1点、災害ということで今回取り上げましたけれども、県営中城団地、これ質問には書いていませんけれども、県営中城団地の住民において、近くの民間のずさんな建築工事のあおりを受けて、日常使用していた階段が通行禁止になって、住民から致しますと、これが2次災害というふうに私は捉えていますけれども、迷惑を被っております。登下校に活用していたその階段を使用している児童生徒もいることらしいですが、わざわざ遠回りしないといけないとか、そして、この階段がいつから使えるのかとか、自治会長には住民からの問合せが多くて、自治会長も苦勞なされているというふうに聞いております。

これはもう担当レベルの話ではなかなか解決されないと思います。この階段は、一度、私SNSでチャンプの階段というふうなことで拝見しました。それと毎年、階段から初日の出を見た方が、SNSでアップされています。それぐらい、その階段というのは、その団地の皆さんには生活の中で使っていたところなんです、この民間工事現場、県の住宅営繕課に問合せしますと、災害を回避するために使用停止にしているというふうなことを聞いていますけれども、逆に言えば、その住民からは、とんでもないことであるというふうに思っております。

担当レベルでうまくいかない場合は、やはり村長、副村長、自治会長のほうにも目を向けて、本当に村民が利用している生活道路が、要は通せんぼ状態になっておりますので、県のほうに出向いてでもですね、これ県の住宅課長に聞いて

しております。やはり強制的にも安全対策を取って、あるいは民間業者にそれなりの制裁ではないですけれども、強硬で、県の財産を失うわけですので、県で対応策をやってもらい、その代わり賠償としてそちらのほうに請求しますというような話での安全方策でも僕はいいんじゃないかと。やはり村民がですね、一工事のおかげで生活の支障に害しているというのは、僕は許されない行為をしているわけですので。その辺は光栄県議もいると思いますので、村長、副村長もぜひとも県のほうに出向いて、その辺の情報を取って、この自治会長の苦悩を取り払ってください。

12月最後の一般質問になりますけれども、皆さん方がよき職場づくり、そして、先ほど申し上げました災害に向けての対策、地元企業の育成並びに全ての皆さんが幸せな1年で、またよい年を迎えるように、一般質問を終わります。以上です。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時52分）

~~~~~

再 開（11時05分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、議席番号8番、屋良照枝議員の一般質問を許します。

屋良照枝議員。

**○8番 屋良照枝議員** おはようございます。議席番号8番、屋良照枝です。

質問の前に、子供たちが来ておりますので、当局、皆さん、分かりやすい言葉で話すように心がけていきたいと思います。私も頑張りますので、よろしくお願いします。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従って一般質問いたします。

大枠1番、農業委員への研修旅費について。



農業委員に就任して1年余り、定例会や研修会に参加してきました。特に女性農業委員による研修には、県内外問わず参加しましたが、去年11月にありました全国会長会へは会長に同行して、旅費もありました。その後の女性農業委員による研修が県内で2回、県外、こちらは九州佐賀県大会ですが、計3回、自費で、自分のお金で参加いたしました。この事実に基づいて伺います。

①女性農業委員の研修が開催されていることを承知していますか。

②女性農業委員に中城村は研修旅費は捻出されていますか。

③農業委員による研修に研修旅費は支給されていますか。答弁をお願いします。

大枠2番、指名競争入札について。

前年度の入札結果から伺います。

①入札参加資格は何を基準にしていますか。

②村内の入札参加資格のある業者の人数は把握していますか。

③村内業者がボランティアとして村内の清掃や重機や車両オペレーターとして参加協力しておりますが、承知していますか。

以上、答弁お願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番につきましては総務課のほうで答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠2番の③について所見を述べさせていただきます。

村内業者の皆様、ボランティアとして清掃をされているということは、私も照枝議員と一緒に以前、議員時代に清掃をしたこともありますので、存じ上げております。議員をはじめ業者の皆様には、その御協力に対しまして心より感謝を申し上げます。

では、詳細につきましては、また担当のほうからお答えさせていただきます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 屋良議員の大枠1の①から③についてお答えいたします。

まず①についてです。女性農業委員の研修に関しましては承知しております。

次に、②についてです。これまで女性農業委員の研修旅費は捻出したことはありません。

次に、③についてです。農業委員による研修会につきましては、予算の範囲内で研修旅費として支給しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、屋良照枝議員の大枠2、①から③についてお答えをいたします。

①でございます。中城村建設工事等入札参加資格審査及び業者選定に関する規定などを基準にしております。

②についてでございます。入札参加各種登録業者の業者数につきましては、総務課のほうにて登録数把握をしております。

③村内業者において清掃活動などを行っていることにつきましては、広報取材であったり各課の業務日程、あるいは新垣貞則議員の清掃活動によって把握をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、再質問させていただきます。

先ほど産業振興課長から大枠1番について返事をいただきました。トータルで、この中身をひっくるめて伺いいたします。

私が農業委員として、女性として1年たちました。その間の、去年の10月1日からですので、丸々1年余り。その間で女性農業委員が村内でなったことが初めてですか。過去にもありまし

たでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

過去に2人おります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 それでは、農業委員として、沖縄県は去年83名の女性の農業委員が誕生しております。その83名を含めて、この1年間、県内で2回研修がありました。その呼びかけは当局、産業振興課のほうにも届いておりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

毎年、農業会議のほうから研修ということで内容が来ますので、その辺は理解しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私はその都度、文書を頂いたときに、参加します、自分の勉強ですからということで、今年度全部参加をしてみいました。

まず、女性の農業委員だということで呼びかけがあるのかなということで認識しておりましたが、県のほうに声をかけたときには、いえ、女性のほうは中城は初めてですけど、ほかの市町村はいらっしゃいますので、研修は年2回毎年やっておりますという返事をいただいて、それで、課長にも行ってまいりますと、それだけは言ってきました。ただ、もう旅費の話をする、予算がないので、組まれてないのでという、そのお返事でしたので深くは追及しませんでしたけれども、参加することで、実績をつくることで次につなげるとして自費で参加をしてみいました。

そして、本当に県内の女性の農業委員の皆さ

んの意見、それから今現在、自分たちが市町村で何を行っているのか。そして、自分の立場が1人であるとか2人であるとか、本当に数少ない人数でみんな頑張っているんだなということをおのおのに意見交換をしてみいました。それを持ち帰って、自分も頑張らないとという、その考え、それから勇気もらって研修に参加できたことは、本当に自分の勉強になったことで、研修に参加してよかったと思います。

改めて伺います。女性だけではなくて、農業委員としての研修、その開催ですね。それに対して中城の農業委員は、全てにおいて参加をしておりますか。それとも、とにかく研修のあるものに対して参加は全て行っておりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

研修というのは結構開催されていますが、全てには参加はしていないんですが、できるだけ参加させるように取り組んでいる状況です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 もう少し詳しくお聞きしたいんですけれども、参加をするためには、いついつありますよと事前に、私たちもそうですし、皆さんもそうですけれども、来月はこれがありますよとか、そういうことを先に言ってもらわないと予定が組めません。そういう呼びかけを課長、なさっていますか。

そして、参加できますかということで、6名です、農業委員は。そして推進委員もいれば12名です。12名の人たちに呼びかけをすることは難しいことではないと思います。予定を前もって前もって、それから参加を促す声かけはされていますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 屋良議員のおっしゃるとおり、ぜひですね、毎月総会がありますので、その総会の4月には文書は届いていると思いますので、今年度としてそのような研修内容に、予算のことも含めてかかってくると思いますので、皆さんに周知していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ呼びかけて、本当に研修は参加して、必ず自分のためになることがあります。動かないことには自分の収穫はないですので、参加できるように呼びかけをお願いします。

そして、参加するためには、旅費、それから参加費用、交流会とかいろいろと予算面が伴います。その予算面に関して捻出は、捻出というか、農業委員の旅費に対しての手当はどのようになっていますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

じきに来年度の予算の編成が来ますので、その中でまた最適化交付金事業や機構集積事業とか、農業委員会の交付金事業とかありますので、その中で旅費が組めるかどうか、予算的にですね。それで進めていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、視点を変えます。中城だけじゃなくて、近隣の市町村、西原、北中、宜野湾市、与那原、そのあたりで結構ですけど、私も交流会で、皆さん自費で来ましたが、それとも当局の手当ありましたかというのは聞き取りをしておりますけれども、近隣の市町村の旅費についての聞き取りというか、そういうのは承知しておりますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

西原町、北中城村の事例になるんですが、西原町さんは女性研修で組んでいるということでありました。北中城村に関しましては、農業委員の研修旅費としてプールで考えているということで、返事が返ってきております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 課長、その返事ですけど、要するに予算はないですという、その返事はないですね。皆さん幾らかの予算、それから研修に参加するのに最低交通費、そういうものは頂いていますというふうに私も交流会の中で聞き取りをしております。中城はそういった交通費、旅費について、出すお考えはありますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 たしか費用弁償で組まれていると思いますので、その予算に関しては確保されていると思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひせっかく農業委員になって、皆さん6名の農業委員、推進委員、12名頑張ってやっております。座談会、それから今年はいろんな会合、それから座談会ですね。いろんなもので、本当にいつになく回数も多いですし、勉強会も、タブレットの研修と、みんな頑張っておりますので、その研修、旅費、交通費、考えていただけますように切に要望していきたいと思いますので、頑張ってください。

村長に一言お願いします。中城の農業委員、それから今年度の中城の農業についてですね、座談会にも参加されておりましたので、最終的なまとめはまだですけど、参加されての希望で

すとか、それから認識で結構ですので、中城の農業について認識をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、屋良照枝議員の再質問にお答えいたします。

座談会、もう最初のキックオフから全て参加をいたしました。その日、その日によってテーマも変わってきたんですけれども、その座談会をやることによって、一步も二歩も農業は進んできたのではないかなというふうに思っております。

照枝議員をはじめ農業委員会の皆さんも、そのたびに準備ですとか、職員もそうなんですけれども、資料作りなどをしまして、まずはどこでどの方が農業をされているのかとか、あと年齢ですね、そういったことをまず調べて、それから一步進んだということは非常にいいと思います。今後も村といたしましても農業発展のために努めさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ありがとうございます。

ぜひ中城の農業、これからも、それから担い手の育成もしないといけないし、本当にやること、それから声かけ、そして本当にみんなで盛り上げていかねばという、その意気。私もまだ1年生ですので、本当にまだ全員の畑をなさっている方に挨拶が行き届いているのか、農業委員になりましたという、そのあれも本当に全部を回れているのか不安なところはあるんですけど、今後とも頑張っていきますので。

それから、本当に農業委員の研修、中身の濃い、本当に本で勉強するというか、そういうあれではないんですよ。各地域の本当に今問題になっていることがすぐその場でつぶさに上がってくるんです。だから、本当に生きた農家の皆さんの声を直接に聞きますので、その中に農業委員である中城のみんなが参加できるように、

旅費の捻出、それからその中に行けるように日程調整など、当局、特に課長、大変だと思えますけれども、12名です、6名の農業委員ですので、人数的にそんなにたくさんではないですので、皆さんに声かけをして、日程調整して、できるだけ多くの方が参加できるように呼びかけ、そして旅費、その捻出をよろしくお願いします。

では、大枠2番に移ります。

大枠2番、指名競争入札について、さきの前のほうの修議員からもいろいろと細かくありましたので、私はその中の3番のボランティアとしての企業の自助努力というか、そのことについて確認というか、当局の見解をお伺いしたいと思います。

村内業者がボランティアとして一生懸命清掃に関わっております。廻りますけど、ふれあい広場の清掃です、そちらのほうを頑張って、商工会、それから村内業者が頑張っていることは承知しておりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

直近ではございませんが、以前、商工会のほうでイルミネーション等をやっているときに、その前に清掃をしていることは存じ上げております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私も以前は村内の土木のほうの経理事務でしたので、一緒にボランティアの参加もしておりました。もう20年も前のことですけども、その参加をしていたときに、参加をしていた業者ですね。その皆さんは入札参加指名にボランティアとして協力しているという証明書というか、そういうものを当局のほうから後日ですけど、参加をして、入札参加を出すときに、12月とかそういうときの時期がありますよね。そのときに、今年は何月、要するに年内に3回参加したとか、何回参加したとか

って、商工会の参加表の出席簿も照らし合わせながら、総務の当局のほうからボランティアとしていついつ参加しましたという証明書を頂いておりました。それは今現在ありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えいたします。

ボランティアの回数における企業の報告ということにつきましては、現在把握をしているところではありませんが、他の市町村において、入札参加の資格を審査する場合に提出をしている市町村もあると聞いております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 先ほどから入札参加について、前任の修議員もおっしゃっていましたが、村内の企業、業者はですね、本当に地元で育成してもらって業績を上げて入札参加、税金も納めて、入札参加資格を取るために頑張っているんです。そのために税金も納めます。従業員も、それから資格も、いろんな条件をクリアしています。Aランク、Bランクとランクもあります、売上げに対して。そして事業内容もあります。そして、何よりもこの災害というか、安全面を気をつけながら、本当に頑張っています。

でも、ここ数十年、一番に言われているのは、あなたの企業は地域にどれだけの貢献をしていますか、はい、売上げは数字で分かります、売上げありますね、従業員もいますね。最終的に県が見る、本当に土木の入札の方にお話を聞いたことが3回ほどあります。最終的にその業者が地域にどれだけの協力をしているのか、ボランティア活動は何をしているのか、プラスアルファなんですけれども、そのことを高く重視しています。その言葉を何名かにお聞きしました。そのために私が土木業者にいた頃に、せっかくやっているボランティアのこの「花と緑のふれあいの広場」そのボランティア、本当にボラン

ティアです。みんなで掃除をして、きれいにして、毎月ですよ。そして時期時期にはイルミネーション、それから電業は皆さん電気で結の字ですとか、そういった中城をPRするために努力をしてまいりました。そうすることは、地域に中城にみんなが業者としてやっているんだというPRにも、自分たちのPRにもなるので頑張っておりました。

ただ、それを入札参加の中に生かしていくために、私はその中で、ほかの近隣市町村がちゃんとボランティアとして参加しているときには、役場からこういうふうに参加していますよという証明書をもらっていました。すみません、20年も前ですけども、ひな形をもらって、それを中城でも頂けますかということで、商工会、建設業界を連れて、実際にやっている実績を得ています。それに対してボランティア活動を、はいやっておりますという証明書をもらいました。それが最近というか、本当に途絶えているという話もありましたので、そこは、皆さん本当に入札参加を出すときに微々たる、プラスアルファなんですけど、でも、そこは高く評価されているんです。点数以外に、この企業は地域に、中城にこれだけ貢献している、それから中城はこの海岸のちり拾い、電力の清掃活動ですね、そういったものに参加している業者は、電力しかりです、海岸清掃もそうです。中部土木事務所はちゃんとボランティアの参加証明書を頂いております。中城もぜひボランティアとして、地元業者が頑張っている姿を、そのやっていることを、ただ、はいやっていますということで証明書をすることです。それによって入札参加のイメージが、点数プラス1点ですけど、それ以上のものが企業局というか、県のほうには本当に高く評価されていますので、掘り下げて、前のも見て、今現在使われているひな形をまた入手しても結構ですので、地元業者、特にボランティアに力を入れて頑張っている業者に

対しては、その評価をしていただきたいと思います  
ますが、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、屋良照枝議員  
の質問にお答えをいたします。

まず、今のお話につきましては、業者の指名  
業者選定において、まず経営及び信用の状況と  
いうものもありまして、工事等の技術的適正の  
部分とか、工事に対する手持ち関係の部分、い  
ろいろな選定の基準があります。その他として、  
今お話がございましたボランティア活動、地域  
貢献についてを入れて、その選定の中の審査に  
付するものはいいいものだと考えております。

ただし、現在はボランティアの証明を頂くこ  
うことではなくて、SDGsに関することは  
各社あると思いますので、何を掲げているかと  
いうのが一番重要になると思います。SDGs  
も17の項目がありますので、どの項目に当ては  
まっているかということでも審査の中で考えら  
れるところではないかなというふうに考えてお  
ります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 業者のほうが早く、本  
当に地域で頑張っています。本当に台風とかそ  
ういうとき、それから地域の清掃、本当に機械  
を、ユンボ、そういったものも提供しますし、  
オペレーターとしてその作業にも参加しますし、  
ましてや防災時、それから台風とかに邪魔にな  
っている木々とかそういうのがあれば、本当に  
先に出て片づけてくれますし、役場の当局とも  
連絡を取りながら、大きいのがあるからという  
ことで、本当に最終的には地域住民のためにと  
いう、その気持ちが本当にあります。本当に自  
分たちは中城村にお世話になっている、ここで  
仕事をさせてもらっている、その気持ちは強い  
です。

先ほどから地元企業、地元企業と言いますけ  
れども、地元企業が頑張って、税金も中城に落

としているんですから、そこのほうを本当に加  
味していただいて、地元の業者、商工会、本当  
にかわいがって、育てていくという気持ちでお  
互いに頑張ってもらいたいと思います。

あと1点だけ。修議員がきれいにまとめてい  
ただいたので、私は大ざっぱで、令和5年度の  
建設の23件、それからコンサルの29件、その  
中で15件、その資料を要請して頂きました。その  
中から建設が23件、コンサルに関しては29件、  
コンサルに関しては村内業者はゼロでした。も  
うそれは数量的なものだと思いますし、厳しい  
かと思いますが、建設の23件中の中で、  
先ほどもありましたけれども、12件が半分以上  
の村内業者の指名が入っておりました。パーセ  
ンテージはあえて言いませんけど、23の12、半  
分強、50%ちょいですね。それで、そういうふ  
うに指名業者の割当てをしておりますけれども、  
多くて16件中7件とか、15件とか、その指名業  
者の数が年々増えているというか、そういう傾  
向がありますけど、この何社指名をするという、  
その件数というか、何社というのは何か資格と  
いうか、トータルというか、そういう範囲内の  
基準がありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、屋良照枝議  
員の質問にお答えをいたします。

指名業者の件数につきましては、規程等はご  
ざいませぬ。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 それは年々増えている  
というのは、たくさんの業者を指名を入れたい  
という当局のお考えに基づくものなんだろう  
か。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 屋良照枝さんの質問にお  
答えします。

最近、僕も見えて、あまりにも多いと。16件、  
15件の参加願いが出てですね、これ担当課も資

料を作るの大変だろうなと思っていますし、今後は、適正な範囲で指名をしていきたいと、それも村内優先ということでありますので、その辺も加味しながらやっていきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、建設協力会のほうから要請書というか陳情書、上がっておりますが、それは当局のほうには届いておりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、屋良照枝議員の質問にお答えをいたします。

先日、中城村建設協力会、商工会のお名前の下に、要請書のほうは村長のほうに提出をされているところでございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 建設協力会、要請書を出しております。ぜひその要請書を読んでいただき、それから村内業者がこういうことを考えているということ、それを示していただきたいと思います。

それでは、最後に、私は農業委員の研修について、今回1番目にこれをいたしました。私の目指すところは、本当に当局と議員、皆さん、みんなが中城の住民のために、そして何ができるか、自分が何ができるか、そういうことを常に考えてやっています。与えられた職務を全うする。それから、私はこの1年、農業委員としてもさせていただいております。そのためにも研修を通して頑張って勉強していきたいと思いますので、そちらのほうに次からは旅費で行けますように、行かせていただけますように努力して、行かせていただけますように切に要望して私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時42分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

一般質問の前に、先ほど屋良議員に対する答弁で、産業振興課長より答弁修正があるようでございます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 朝の屋良議員の質問において、過去の女性委員の有無についてなんですが、屋良議員が初と答弁しました。実際は過去に2名ほどの女性委員がいましたので、訂正したいと思います。屋良議員を喜ばせてどうもすみませんでした。

○議長 伊佐則勝 以上です。

続きまして、議席番号12番、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 それでは、皆さん、こんにちは。12番 金城 章、一般質問を行いたいと思います。

1番、2番はほとんど毎回のごとくの質問であります。どうして毎回のごとく質問を出すかといいますと、皆さん方は検討しますということで終わっているものですから、毎回の進捗を知りたくて、毎回質問しておりますので、皆さんの意識づけ、村民への意識づけのためにやっております。

それではいきます。

大枠1、道路行政であります。

①宜野湾横断道路（東西道路）進捗状況と西原バイパス中城線の進捗はどうか。

②久場前浜線の開通に向けて進捗はあったか。これは9月議会で副村長が地主さんと交渉して、年内には開通できるようにという答弁が9月議会にありました。その進捗はどうだったか。

③奥間南上原線の進捗状況は。これも先月の26日に国道329道路が仕上がりまして、混雑が

解消されている現状です。しかしながら、南上原からの329に下りるところはまだまだ混雑しております。それと新垣から下りの道路もまだまだ混んでいます。その旨、ぜひ早めの開通をお願いしたくて出しております。

④村緩和区域の新設道路の考えはあるかどうか。

⑤新設道路1キロ造るのに平地での工事予算ですね、幾らかかるか、予算を教えてください。これは新設道路がほとんどない現状でありますので、どのぐらい予算がかかるのかなと知りたくて、よろしくお願いします。

大枠2、新小・中学校の建設についてであります。

①新中学校建設の進捗状況はどうか。それに合わせ、周辺地域の整備計画と工事計画はどうなったか。

②両小学校の建設の進捗と施工変更はあったか。この工事に参加の村内企業は何社でどういう工事、社名ですね、工事内容もぜひ、水道工事なのか電気工事なのか。そういう業者もぜひお願いします。

大枠3、観光協会の在り方について。

村観光協会の取組事業と職員数、また、観光協会維持のための予算はどのぐらいかかっているのかどうか、委託はどのぐらいしているのか。

それと、産業課の取組で観光協会に係る取組、いろいろやっているはずですから、その取組状況も教えてください。

大枠4、野菜販売所と農業について。

村長はごさまるしえを造る計画を出しています。その進捗。昨日の質問でもありましたけれども、ぜひまた分かりやすい説明をよろしくお願いします。

②今後の農産物増と農業者育成についてはどう考えているか。

大枠5、教育方針についてであります。村は単費にて少人数学級、15人学級を取り組みまし

たが、子供たちへの成果をどう考えているか、成果は出たかですね。また、これに代わる村単独の教育方針の考えはあるかどうかです。ぜひいい答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、金城 章議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番と大枠5番につきましては教育委員会、大枠3番と大枠4番につきましては産業振興課のほうでお答えさせていただきます。

私のほうから、お尋ねの大枠3番の観光協会の在り方について所見を述べさせていただきます。

観光協会の取組事業といたしまして、村のこの観光に携わる組織づくりと、あと観光メニューの開発、観光商品の開発、観光誘客等の事業を実施しております。

その他詳細につきましては、担当のほうからお答えさせていただきます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。

大枠5の村単独の教育に関する事業としましては、とても大きな事業を継続して実施しています。平成26年度から、文部科学省の教育課程特例校の指定を受けて、村立の全ての小学校で中城ごさまる科を実施しています。今後もこの事業を継続する方針です。

少人数学級の成果については、教育総務課主幹が答えます。

大枠2の学校建設については、教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、金城章議員の大枠1番、道路行政についてお答えいたします。

①宜野湾横断道路と西原バイパスについて。

宜野湾横断道路中城地区については沖縄県の

事業で計画されておりますが、事業化まで至らないため、中部土木事務所と連携し、事業化を目指して取り組んでおります。

中城村としては、サンライズ推進協議会に加盟する3町村へ呼びかけ、協力をいただき、サンライズ推進協議会として宜野湾横断道路が必要なものと御理解をいただきました。そして、沖縄県主催の大型MICEエリア進行に関する協議会にて、県内中北部地域とMICEを結ぶ交通対策に貢献できる必要な道路であり、MICE計画に明記していただけるよう、村長より要望しております。

西原バイパスにつきましては、今年度、南部国道事務所において実施設計を行っております。今年度は全体会議を4回行い、村道、農道、排水、避難路、通学路などの資料を提供し、調整を行っており、その設計を基に来年度より用地の測量業務を行う予定となっております。

②久場前浜原線は開通に向けて協議、交渉を進めております。

③奥間南上原線は、昨年度2名、用地の契約を行い、今年度も2名契約完了しております。次年度は用地取得が完了した西側の歩道部分の工事を行う予定で進めております。

④タウンセンター地区内の地区計画区域においては、既存の里道などを地区施設として位置づけ、接道している地権者の協力を得ながら新設道路を整備していく予定であります。

その他の緩和区域内の道路については、新設道路の計画は現在のところございません。

⑤新設道路、道路には様々な形態がございますが、その中で幅員4メートル、両側管径300側溝、舗装厚5センチ、上層路盤15センチ、下層路盤15センチ、掘削・路盤カットありの条件で積算すると、1キロ当たり約6,800万となります。ただし、施工延長や必要業務の諸条件で諸費用が変わりますので、施工延長が短くなると諸経費が上がることから、現実的にはさらに

高くなると予想されます。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、大枠2の①、②についてお答えいたします。

①について、中城中学校整備における事業者の公募を実施し、今年24日の事業者選定委員会において、事業者からのプレゼンテーションを受け、委員からのヒアリングを行い、優先交渉権者を決定します。来年3月末までに本契約を締結し、中学校建設を進めていきます。

周辺地域の整備につきましては、関係課と協議しながら現在進めています。

②について、両小学校の整備については、中城小学校が現在1階部分の躯体工事を実施しております。津覇小学校はグラウンドへ仮囲いを行い、磁気探査及びプールの解体工事を進めており、スケジュール的にはほぼ順調に進められております。

また現在、小学校建設工事に参加している村内企業は、杭工事で株式会社金城重機、コンクリート工事で沖縄セメント添石工場株式会社及び株式会社中城ポンプ、型枠工事で株式会社ヨナハ工務店、土工事で株式会社マルケン建設工業、金属製建具工事につきましては株式会社大和工業の6社となっております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 金城議員の大枠3と大枠4の①と②についてお答えいたします。

まず大枠3です。村観光協会の取組事業は、村観光に携わる組織づくり、観光メニューの開発、観光商品開発、観光誘客等の事業を実施しています。事務局長1名、職員1名、嘱託、週3勤務の方が2名、週5勤務の方が1名おります。

今年度の観光協会への委託費は、プロサッカーキャンプ受入れ事業として299万2,000円とな

っております。

中城村観光計画において、中城村観光協会は村の観光振興を図るプロジェクトの中心であり、村はその下支えの役割を担っております。

続きまして、大枠4の①についてです。

これまで関係機関、商工会、JA中城支店、地元事業者、農家、観光協会等とヒアリングを行ってまいりました。ヒアリング内容としましては、場所、規模、予算、営業形態などの方向性の情報交換を含め行ってまいりました。ヒアリング後は、関係部署と内部調整を行い、（仮称）ごさまるしへの方向性を予算と時間をかけずに目的を早期に達成できる形を目指すことを確認しております。

現段階では、商工会と連携しまして、中城村商工会会員向けの営業を行う事業所を公募中で、翌年1月に出店事業者決定を目指している状況です。また、去る12月2日に公募内容の説明会を事業所へ行ってまいりました。場所については、旧役場跡地を考えております。

続きまして、②についてです。

農産物増と農業者育成については、生産性の向上に向けた取組みを行わなければならないと考えております。引き続き農業者やJAと連携を図りながら、農産物の生産性向上及び農業者育成に取り組んでまいります。以上になります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠5についてお答えします。

少人数学級の成果は、主に学力の向上と欠席率の低下にあると考えています。

まず、学力についてです。全国学力学習状況調査の中城小学校、津覇小学校の2小学校の国語、算数平均正答率を見ますと、少人数学級設置前の平成28年、29年、30年では県平均正答率よりマイナス1からマイナス7ポイント下回る年度がありました。令和元年度からは県平均を上回り、令和3年度結果、こちらは3年生だっ

た子が6年生になった年です。国語、算数とも県平均を上回っています。また、令和4年度、こちらは2年生だった子が6年生になった年になります。こちらは算数、また令和5年度、1年生だった子が6年生になった年度は国語、今年度、令和6年度は国語、算数とも県平均を上回る結果となっています。

欠席については、年間30日以上欠席者が中城小学校、津覇小学校とも令和元年より減少し、令和2年度以降、中城小学校においては不登校児童が令和5年度まで0人となっています。

少人数を実施することで児童と向き合う時間が増え、各児童一人一人、きめ細やかな指導が行えたと考えています。

今後の村独自の教育については、教育課程特例校指定のごさまる科の充実を考えています。中城ごさまる科では、郷土への愛着と誇りを育てる教科であると同時に、調査、情報収集、情報選択、表現といった、これからの社会に必要な課題解決能力を身につけさせる教科ともなっています。行き先が不透明で予測困難な社会に対応できる人材を育てていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、再質問を行っていきます。

大枠1番から、課長、これ宜野湾横断道路、9月議会もほとんど同じ答弁であります。それから、違ったのがサンライズ協議会の理解を求めたという答弁がありました。そこで、県としては何年度にやる予定か東西道路ができるのか、こういうのはまだまだ未定というが、計画的に何年度とかいうことは聞いていませんか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

沖縄県として、この宜野湾横断道路の位置づけとしては、高規格道路ということで、県内の中でも何路線かある重要な道路と位置づけていることは伺ってはいるんですが、これは国から

の予算の配分とかであるとか、このほかの道路の優先度とか、そういうものを含めながら、今後、事業化に向けて、早期事業化できるようにということで、今、うちが協議している担当は前向きに取り組んでいると認識しております。ただし、いつ事業化できるというのはまだはっきりとした返事はもらっておりません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、村長か副村長どちらかに伺います。今の都建課長の説明ですけれども、新任されて、この会議とかありましたか。また県に対して何かお願い事をやったかどうかだけお聞きます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、金城 章議員の御質問にお答えいたします。

就任してからこの会議に参加したかということなんですけれども、参加はいたしました。県のほうと、あと、そのときには副知事もおりましたけれども、そのときに協議の中にも入っていませんでしたので、まず協議のほうから入れてください、項目に入れてくださいということで、そのときにお願いをしまして、協議に入れてもらいました。そのときに、今後進むに当たってしっかりと計画に持って行ってくださいということで、その場でしっかりと委員会の中では要望していきました。今後また事業化に向けてもお願いしますということで、少しはそこで協議に上げてもらって進んでいけるのだろうということで、今後また担当課と一緒に、それは声を上げていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 以前はトップがそういう進行がなかった分、また新規のお二方、村長、副村長で、ぜひ早めのこの宜野湾横断道路を施行できるように協議内容によっては進めたいと。早めに早めにとすることはぜ

ひやっていかないと。接地道路である当村からいろいろなことを求めないと何も進捗はないです。ぜひこれはお願いします。副村長も専門でありますので、ぜひ副村長も協議に参加して、先行して進められるように。

それと西原バイパスも同じ条件ですので、ぜひ参加していろんなことを訴えていただきたいと思います。

②の久場前浜原線、今交渉しているということで答弁ありましたけど、副村長、これ地主さんと会いましたか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 章議員の質問にお答えします。

11月18日月曜日、村長と私と2人で1時間半、話合いをして、地主さんと、相手はもう一人で、2人で、2対2で会って1時間半の話をして、前向きに話をしています。それと、12月2日、これも月曜日、21日かな。月曜日に会って、前向きに話ができています。

これまでは内容については差し控えていきたいと思っていますので、まずは順調でいっているかなと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 さすが副村長でありますね、新垣副村長。ぜひ早めの開通ですね、こぎ着けてください。

それでは、奥間南上原線は工事順調に進んでいるといえますので、これも早めに交通渋滞がなくなることを願っておりますので、ぜひ。

次、4番、5番はちょっと後回しにしましょうね。ちょっと時間かかるんで、後回しにします。

大枠2、これは教育総務課長、計画的な整備、先日の答弁に何か河川工事とかいろいろ進めている都建課長の話がありましたけれども、この都建課、産業課、この周辺住民との打合せとか、安里区からもいろいろ要望が入っていると思い

ますが、その解決にはどういう協議が行われたか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

先ほども答弁しましたが、今年24日に優先交渉権者の事業所が決定します。この提案内容に基づきまして、周囲に及ぼす影響、退出とか必要な部分が出てくるのかも含め、今後、担当課の事業課と協議していきたいというふうに考えています。

都市建設課、産業振興課、財政等、関連する部署とは毎月1回、この協議を、学校建設と、あと企業誘致のものに関する協議を進めてきております。この中で早急に必要なものはそこで要求し、改善して進めていきたいなというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この24日に行われるという中学校の建設事業者ですね、これ公募で何社ぐらい出そうですか。今のところ分かりますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 3業社、提案で出ています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 両小学校の業者も、セメントはやはり地域にあるところからほとんど発注されるということになっています。それと今聞いたところのくい工事、アルミ工事、そういうのが入っていますが。しかし、建築とか土木とかね、そういう本村でやっている業者がほとんど見当たらない。それによって、この新中学校、本当にPFIでやっていけるのかどうか。それと変わる、今まで旧の施工のほうでやって、どうなのか。ちょっと教えてください。それとPFIでやるのが前提で進んでいますけど、こんな大きい工事で地元業者、今入って

いる業者とほとんど当たり前のごとく、その地域で入らないといけない業者なんですよ、コンクリートとかそういうものは。くい工事だけは近くだからさせた、その業者を選んだかもしれませんが。ほとんど元請が地元業者を利用していない。その現状で、こんな70億とかも使うのかどうか。従来方式で施工した場合は、半分は地元業者が入りますね。そこの違い、少し教えてもらえますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

中学校の建設事業につきましても、両小学校と同じような事業方式、PFI方式で進めていく。その効果につきましては、小学校のときの事業者選定も申し上げましたとおり、建設工事のスケジュールの短縮であったり、あと資金面の企業での調達、あと企業のノウハウを生かした、その面からの実際、現在この工事を進めている段階で、かなり効果があったというふうに担当部署としては考えております。ですので、中学校においても同じような事業方式で進めていかなければ、中学校については学校建設ができない状況となっておりますので、同方式を選んでおります。

金城議員がおっしゃっている地元業者の参入につきましてなんですけれども、私のほうで従来方式でやった場合についての事業者がどれぐらい入るかというのは想定まだできておりません。

ただし、今回の事業につきましては、村内業者5社以上を必ず入れるようにという提案もして、そのようにやってきております。今後は建設の部分だけではなく、設備等も今後地元事業者と契約していく予定はしております。現在はまだその段階に来ていませので、やっていませませんが、この交渉については小学校においても実際実施しておりますので、中学校においてもこのようにできるような形で進めていきたいと

考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ地元を育成しないといけなくて、私はそういうことを話しております。

今、課長がおっしゃったように地元業者を何社か入れるということで、元請の業社をですね、この下請の業社には予算を伝えて迫ってくるものですから、それを地元の零細企業がもう受け切れないんですよ、資金面でもどうしても。今、設備関係、電気関係、そういうふうに声かけると課長がおっしゃっていましたが、電気関係は、この下請業者のかかる費用は、この元請のPFIで出した見積りでどのぐらいなのかと公表して、これであまり下げ過ぎても育成にならない。そういうことを指示できるかどうかです、逆に。副村長、よく御存じだと思いますけれども、そういうことを指導しないと、せっかく地元で造る大きな建物に地元のお金が落ちないということはナンセンスだと。ここをぜひ考えていただきたい。

どうなんですか、ここもどうにか指導できるかどうかだけ答えられますか。

地元業者に下請入れる、協力業者を入れるということで、予算はもし、今、設備工事、課長は入れる話、推薦する話、出ましたけど、そこで設備が100万かかるんだったら、元請は70万ぐらいでやりなさいと、押しつけないようにしてほしいです。せめて少しは下げても、その金額に近い金額で、要するに地元業者はお願いできれば。元請は、やはり利潤を図るはずですよ。この利潤を、パーセントを図って、そこで押しつけようと思います。

以前の問題でありまして、歴史資料館で石積みがありました。とんでもない金額で、実際の公共の見積り、もう受け取った金額の見積りよりも半額でやりなさいと押しつけちゃったんですね、石工事も。それで地元業者ができなかつ

た。その経緯もあります。実際、施工した業者が、その地元業者の押しつけた金額でやったかどうか、そういう件がありましたので、ぜひ押しつけにならない金額で、もう地元業者育成もできるかどうかだけ。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回の事業につきまして、私たちのこのとよむ中城パートナーズとの事業打合せの中でも、できるだけ地元を使用してくれということで、事業者も頑張ってやっております。何社かは断られたということもありますし、あとこのスケジュールが、大分1年近く短縮してやっておりますので、なるべく早くできる業者を優先しているところもあるかもしれません。ですが、これは事業を進めていく上で必要な部分であり、今回はその部分についてはきちんと可能な限りは入れていってほしいということで、事業社が各業者へ当たっています。実際今、契約前まで来ている業者もいますので、そういったものについては、今後数多くしていきたい。今後、津覇小、中学校等に進めていくに当たっても同じようにやっていきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 終わろうかなと思ったけれども、僕が言っていることがちょっと舌足らずで伝わらないのかも分からないけれども。この地元企業育成をするためには、この元請業者が利潤を出すために、自分のグループ業者、意外とこの系列会社の下請、グループ会社と言うんですよ。そこは何の業種もほとんどそろえています、こういう大きい会社はですね。そこに地元を入れなさいということは、別の市町村でこういうのをやっているんですよ、下請入れるときに。このぐらいの金額ですよと。あまりにも下請の金額が低いんじゃないかということ。これ直接指導じゃなくて、どうにか指導方法あ

るはずなんですよ、別のところがやっていますので。ぜひ考えていただきたいと。もうこれで終わりますので課長できたら本当は、私はこのPFIじゃなくて旧の方式でやっていただきたいんですけども、もうこれ済んでいますので、そこもできないし。最初に地元業者育成しか訴え切れなくて。そこは副村長は業者のこともよく分かりますので、地元企業育成で、この事業者には進めていただきたいと思います。どうですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 今の下請の話ですけれども、実際、見積りは業者のほうは、トップのほうは取ると思うんですよ。その辺で、大分下げてまで仕事をやる必要はないし、さっき言った利潤が出るのであれば、下請業者も、僕らも役場からは教育委員会と一緒に、これ地元業者を優先に使ってくれという相談はできますので、その辺で、赤字にしてまでは僕はやる必要はないのかなと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長も御存じのとおり、業界をよく御存じのとおりだけれども、利潤が出ないと何もできない。確かにおっしゃるとおり。利潤が出なかったらやるなということ。しかし、こんな大金を使って地元の学校を造ると。そこを全然地元の業者が、この当たり前の業者しか入らんということが問題なんじゃないかなと思っていますよ。ぜひこれ考え直してください。

次、観光協会について、大枠3についていきます。

この観光協会、観光メニューという話が出ました。それと、いろんな観光。内容、今、観光課が取り組んでいる観光メニューってどうなのがありますかね。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 観光メニューとしまして、夜のナイトウォークとか、JTBを使った村の観光巡りというのがあったかと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、村長に伺います。村長も観光は得意でいらっしゃるから、答弁をぜひお願いします。

これ今、村は城跡も管理協でやっていらっしゃる。そして、この売上げも観光協会でするかもしれない。北中も現会長じゃなくて、前任者もその前の方も会長をよくちょっと知っていて、中城と合同で観光協会が運営できないかということ相談がありました。

しかし、そこはまだ僕の力では持っていけないということで、村長も副村長も新しくなりましたが、北中と合同で観光協会と一緒にする考えはないかどうか。これも今進めている共同のまちづくり、また清掃組合が浦添に移転しなくなってくる。観光協会と一緒にしたら、今、観光のメニューに対してもそんなにないんじゃないかと。北中もしかりですね。そんなに観光誘客をできるものではないと思うですよ。両村で一緒に携わったときには、予算面でも減になると思います。それと、中城、北中も、今、中部広域に移る、先ほど言ったように共同のまちづくりでもまたプラスになってくる、この考えどうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、金城 章議員の御質問にお答えいたします。

確かに北中城村と一緒に共同のまちづくりということで、計画を立てて進めているところがありますけれども、主に広域の移行については話してきてはおります。確かにその核となる中城城跡が中城、北中城にまたがっているわけがありますけれども、行事も中城だけの主催の行事、北中城だけの主催の行事もありましたり、

以前は一緒になって青年エイサー祭りでしたでしょうかね、それは一緒にやったということは五、六年くらい前ですかね。それは記憶にあります。

今の観光協会の統合ですか、そういう話もありましたけれども、実際、向こうからもそういう話はありませんので、こちらとして今、簡単にそのお答えを答えることはできません。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 私は可能性があると思って答弁をお願いしたんですけど、ぜひこういう考えもあるんだということ。それと、城跡の管理協ですね、観光協会でするに管理してもらったら、その分、大分予算も違うということと、中城城を核とした中城、北中で運営するということ。今、村長からありましたように、祭りとかいろんな行事は別として、それも観光協会でするものは一緒にさせると。中城祭り北中城祭り。何でも合同でやれば、今後の共同のまちづくりで相当生きてくるんじゃないですか。ぜひこの考えは頭に置いて、北中城村長と会うときには、どうですかねということは一言、それと観光協会長ですね、両村の観光協会長ともぜひ機会はあると思いますので、アプローチしてもらいたいと思います。

それでは4を飛ばしまして、5の教育方針のほうで少しお聞きします。

まず、今、主幹がお答えになった特別授業、ごさまる科は以前から取り組んでいる、中城村単独の授業です。

ほかに、伺いますけれども、中城の小学校の教育、今、見本的に英語も3年生からやっているとありますが、この現状、英語の教育の現状を教えてください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

現在小学校で行われている英語については、

授業は3年生から始まります、3、4年生は外国語活動で、5、6年生は英語科として行われています。3、4年生は年間35時間、週1時間程度、5、6年生は年間70時間、週2時間程度授業を行っています。内容につきましては、3、4年生は主に英語で挨拶とか、身の回りの出来事、自己紹介などを行っています。5、6年生では基本的な表現、あと大文字、小文字で書くといったものが行われています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 もう一度、主幹でも教育長でもいい。この今の現状の、去年からかな、この英語教育が行われたのは。今年からですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 英語の授業が完全実施となりましたのは2020年、令和2年度からになります。ただ、中城村は移行期間、前倒しで2年間の移行期間がありますので、その移行期間、2018年から行っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 2018年から行われていますけれども、この英会話が、日常会話ができる児童は、英会話を習って、小学校、中学校として、何名ぐらいが日常会話をできると思いますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 数字のほうは正確には把握しておりませんが、小学校の英語教育の狙いとしましては、外国語によるコミュニケーション能力の育成、あと聞く、話す、また、文化、国際理解を目的としております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 確かにそうですね。

今、日本の英語力というのが外国に比べて相当落ちているということは御存じでしょう。今度ですね、私が今この教育方針、新しい単独でやっていただきたいというのは、上げたのは、英

語教育を本村で考えてもらえんかと。それも3年じゃなくて、1年生に取り組んでいただきたい。それで1年生が上がったら、3年までできるかどうか。村の単費でこの15人学級もやっている、単費でやって。社会に出ていくためには相当プラスになると思いますね。日本の英語教育が全然進んでいないということは、教育者の皆さんはよく御存じだと思いますけれども、単費でいろんな英語教育をどうにか。

どうして僕が小学校1年からというと、今、この英語、音感を習得するためには、ほとんど7歳以下じゃないと、何かリズム感が取れないような、要するに覚え切れないという。今の日本の英語はカタカナ英語ですよ、逆を言えば。そうじゃなくて本当の英会話の発音ができない状況。今取り組んでいる3年生は9歳ですよ。9歳からはほとんどもうそのイントネーションというのが、それがあまり身につかないということをやっと調べたら出てきたんですけど。その点について、もっと1年生から取り組むのがね、効果があるかどうかだけ、分かりますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

国際化、グローバル化が進む中で、英語の力というのは一層必要になってくると思います。グローバル化社会に対応するために英語は必要ですが、英語を習得すればいいというものではなくて、小学校においては、先ほど申し上げましたように、コミュニケーション能力、それから歴史や文化等の教養等を含めて、コミュニケーション能力というものが必要になってくると思います。

先日、中城小学校の音楽発表会に参加しました。その際、小学校3年生の発表の中で、今年度から英語を習いました。それを披露しますということで、歌の中に少し、7センテンスぐらいですが、英語の言葉がありました。それを堂々と多くの観客の前で発表して歌い切りまし

た。この姿を見て、小学校で英語教育で求めているものはこれなのだなと思いました。発音がどうこう、文法がどうこうというよりも、自分が知っている英語で相手とコミュニケーションを取る、これが必要だと思います。

ほかの市町村では1年生、2年生から英語に取り組んでいますが、中城の子供たちは3年生からでも十分、この英語を習ってコミュニケーション能力がついているなというのを実感しました。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 主幹、それでは村長にお伺いします。今、3年から取り組んでいる成果が出たのはすばらしいなと思っています。私はまた、教育長のやった15人学級も相当評価していますね。しかし、村単独で中城村が何を求めるか。前村長は教育一番でしたよね。中城といえば、英語ができて卒業できるということで、そのぐらいたってもいいぐらいの英語教育をやるべきかなと思ってこの質問を出しました。

今、主幹が言うように、本当にグローバル的なものに生きていく。先ほど言ったようにカタカナ英語という。カラオケにも英語の歌はカタカナを全部つけているぐらいの英語ですね。そこで、実際、日常会話として使えるかといったら、なかなか外国人とのコミュニケーションが図れないということが言われていますので、それを解決するには、早いうちから。本当、年長さん、保育園の。そこから始めてもいいぐらい。別の国では四、五歳ぐらいから始めている国もあるんですよ。そこで、英会話の時間数も結構単独で時間数を取って英会話を教育していると。今回、年長さん、保育園からぜひやってほしいですけど、小学校からですね、小学校も3年生からは、先ほど話しましたように遅いんじゃないかと。主幹、この1年生から取り組むのと3年生から取り組むのと、何か違いが出ると思い

ますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

言語の習得の視点で考えれば、幼い頃から違う言語を聞く耳が、聞く力ですね、それは変わってくると思います。そのあたりで考えますと、言語の習得に関しては幼少期、幼稚園生の小さい段階から習うことは必要だと思いますが、先ほどもありましたように小学校の目標はコミュニケーション能力の育成というふうに現行の学習指導要領ではうたわられていますので、そちらのほうを重視していきたいなと考えています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 主幹、今、指導要領は分かりますけれども、ただ、そこでもこの英会話の1年から取り入れるということは、村長、これ村が単独でうたえば、その教育はできると僕聞いているんですね。どうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 教育特例校事業ですね、こちらのほうの指定を受ければ可能です。本村はごさまる科が該当しています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ごさまる科もやりながら、英語教育を低学年から、1年からやっていくと。僕は何も文法とか読み書きを全部英語で教えなさいということじゃなくて、小学校1年レベルでは、先ほど主幹がおっしゃる挨拶ですね。日常会話を英語でできるぐらいのものを教えてほしいと。それ取り組む気ないですか、村長。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 確かに英会話というのは、幼ければ幼いほど柔軟性が出てくるのかなというふうに思っていますけれども、単費だから単費ではないからではなくて、本当にこの英語に興味を持ってもらうにはいつ頃がいいのかとか、先ほどから教育委員会の話を聞いていると、小

学3年生でもこれほどまでもできるというお話もありますので、今のところ1年生からというのを私の口からは、言うことはできません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 教育長、同じ質問を教育長に返します。先ほど主幹は幼いほど、音感というか、英語のそこにはなじむだろうという答弁がありました。教育長、どう思いますか。1年から英語教育を取り組むとき、3年生との違いがあると思いますか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 国際社会で活躍できる人材を育成するという意味では、言葉の力、外国語の力、とても重要だと思っています。当然のことながら、早い時期から教えると身につくと思います。

今の段階で、中城ごさまる科を文科省の指定を受けてやっています。宜野湾市も英語特区ということで、以前受けてやっていました。現在、1年生から6年生まで十二、三時間前後をこのごさまる科に充てて授業をしています。さらにそれ以上にまたこの英語に充てるということの難しさがございます。

それから、この小学校に英語が入ってきたときから、ずっと小学校に英語の専科を配置してくれということで、全国教育長会等でも要望してきました。文科省の答えとしては、1,000名配置しましたとか、1,700名配置しましたとか、私としては小学校の英語の質を上げたいというのがその当時からずっとあって、そういう文科省の答えしか出てこなくて、小学校、全国で2万校ぐらいないかなと思うんですが、はっきりした数字分かりませんが、そういったことで、全校に英語の専科が配置できれば、ますます質が向上できるんじゃないかなと考えています。

先ほどから言ったように、時数の確保の問題や教員、質の確保の問題等が課題になってくる

かなと思います。議員がおっしゃるように低学年から始めれば習得は早くなると、それはそういうふうに捉えています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、教育長がおっしゃったように低学年からやったらもっと習得は早くなりますよ。ただ日常会話を1年、2年でもう習ったときには、村長がおっしゃったように興味が湧いてくると思うんですよね、英会話ができる。挨拶もできるし、日常会話が少しできるのであれば。そこで初めて3年からの英語教育のときに、文法とか文章とか、そういうのに取り入れるときに相当興味が湧いてくるんじゃないかと思いますよ。これ今特区で、教育長、特区じゃないとできないということですが、ぜひね、いろんなカリキュラムで考えて、小学校1年から取り組んで、まずは成果として中学で取り組んで、1年生から取り組んで、どのぐらい日常会話ができるようになるか。ぜひこれは考えて、今後進めていってください。

またもう一度、学校長とか学校関係者とまた話して、もう一度また、次の質問にも、この英会話の教育の話は質問したいと思います。

ちょっと追加で伺います。教育長が言ったこの英語教師の話ですけれども、英語圏の外国人を雇っていますけれども、今、そこでも、何かいろんな資料を読んだら、日本がこの外国教師の活用がうまくできていないんじゃないかという話が、実際、授業もずっと英会話でやるのと、日本語でやったり英会話でやったり。要するにどうしたら日常会話できるか。文法、文章、読み書きじゃなくて、そこだけ進めていけるようなものをぜひ考えていただきたいと思います。また改めてちょっと質問しますので、ぜひ考えてください。

次です。ごさまるしえのこと、大枠4を少し聞きたいと思います。

前日も質問がありましたけど、実際、今これ

別からもらったんですけれども、公募説明の資料をコピーしてもらったんですけれども、これですね、この5者で実際受け入れそうなところが私感じて、2者ぐらいかな、多分。またこの公募条件がいろいろありまして、ほとんどこの短期間の今、博正議員にも産業課長の答弁あったとおり、設備投資して5年間でこれだけの投資分の利潤を出せるかどうか。この今の資料を見ていたら、そう思っていますけど、村長これ、この要項で募集者はこの5者から出てくると思っていますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 この公募を見て、ぜひとも中城村の買物弱者のために協力してくれる方が現れるといいと信じて今、待っているところでございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 僕は9月議会にも話をしました。これがうまくいかないと、応募者がいないときに、観光協会は移動したと。今のこのプレハブをまた何に使うのか。また新たな募集をするのか。ここをちょっともう一つ。応募がないとき。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

10業社のうち5業社が応募ということで、説明会に来てはいました。皆さん、前向きに一応考えてはいましたが、先ほど設備投資の分もありまして、その辺をどう考えてくるか。1月にはまたこの企画書を提出してくるのか。その辺も鑑みながらまたこの方向性を見て、また新たなごさまるしえの運営ができるかどうか、模索していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、これですね、今、商業地施設造りますよね。あれぐらい大き

いごさまるしえ、ごさまるしえじゃなくて、うるマルシェですね、あれをまねて、村長はごさまるしえをつけたと思いますけれども、あれぐらいの広さだったら応募者はいっぱいいますよ。また採算も合います。年数もずっと長くなる。この小さいものでどれぐらい売上げを上げて、投資金が返せるかどうか。本当に考えていただきたいと。これ次に応募がないときにまた再募集するかどうか、もう一度だけ。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 現在は商工会のほうからの公募をしております。その後はまた村内の商工会に入っておられない村内の方の募集をしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長の公約であることをやっていきたいのは分かるんですけど、ぜひまた公募者が出ることを願っておりますので、ぜひいろんなことをやれるように頑張ってください。

以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時35分）

~~~~~

再 開（14時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、議席番号4番、桃原 清議員の一般質問を許します。

桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 皆さん、こんにちは。議席番号4番、桃原 清。議長の許可を得ましたので、一般質問を始めてまいります。

まず、通告書を読んで、読み上げることで質問いたします。

大枠1番、村道の維持管理について。

①村道若南線に雑草やススキが茂り、通行に支障を来す場所がある。歩道はススキに覆われ、全く通れず、車両も1台ずつしか通れない。早急に対策を取っていただきたいが、対応できるか伺います。

②村道若南線山側から流れ出た雨水が道路の反対側の畑に流れ込んでいる場所がある。降雨時には歩道は大変滑りやすくなっており、危険である。また、農作物の被害もあり、地主から側溝の蓋をグレーチングに変えてくださいとの要望が出ております。また、そのすぐ近くに山からしみ出る水のために、これ方言でジーシルと言うんですかね。1年中塗れた状態の歩道があり、大変滑りやすい。急ぎ対応していただけるか伺います。

③村道坂田線と県道35号線の交差点において、奥間方面から来た車両が坂田線に左折する場合、特に雨降りのときなど、滑りやすく大変危険であり、早急に対応していただけるか伺います。

大枠2、交番設置の件。

①村長は以前から南上原への交番設置について進めておられますが、その件に関し、現在の状況について伺います。

大枠3、農福連携について。

①村長は農福連携についていろいろな考えをお持ちのようで、議員時代に一般質問も行っていच्छいます。さて、立場が変わった現在、農福連携についてどのように考えていच्छるのか伺います。

以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、桃原 清議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠3番につきましては産業振興課、私のほうからは、大枠2番の交番設置の件についてお答えをさせていただきます。

私が村長に就任いたしまして、宜野湾警察署

長が来庁されましたときにも、交番設置を強く要望いたしました。その後、本村の担当課と宜野湾警察署担当課のほうと協議をいたしまして、南上原地区への現在の状況といたしまして、交番の候補地の確認を行っているところでございます、作業を行っているところでございます。

現況といたしましては、現在、沖縄県の本部と内部での協議を行っておりまして、現在その回答を待っているところでございます。

続きまして、大枠3番の農福連携についても所見を述べさせていただきます。

もちろん立場が変わった現在でも、農福連携を取り組みたい気持ちは変わりはありません。今後、本村に合った事業を各担当課と協議をしながら検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 桃原 清議員の大枠1番の①から③についてお答えいたします。

①現在、若南線に支障を来している部分については除草を完了しております。

②現地の状況を確認して、緊急性も含めて検討してまいります。維持管理につきましては、行政懇談会でもお答えいたしておりますが、自治会において優先順位を決めた要望書を提出していただき、その中から限られた財源の中で対応していくことを説明しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

③当該箇所は、現在、沖縄電力施工の南上原変電所から屋宜地内予定の新設変電所への新設地中線路構築工事を行っており、その際に舗装を復旧する予定であることから、沖縄電力と滑り止め舗装などの調整を検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 桃原議員の大枠3の①についてお答えいたします。

産業振興課における農福連携の取組につきましては、今後、農業者の意見や要望等を聞きながら、取組の必要性について関係課と連携し、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 再質問に入る前に、ちょっとざわついたのがあって、この通告書を提出した日に奥間の交差点の右折帯の開通というのがありまして、その件について、35号線の渋滞の件で1回質問を出してあったんですが、通告書を出した日に右折帯開通ということで、すぐ消したのがあります。多分それが通告書の中に書かれている人たちもいるんじゃないかと思うんですが、その部分は消してください。向こうは、様子を見てからまた、混雑があるかどうかというのは様子を見てからまた今後判断していきたいと思います。

では、再質問に移ります。

大枠1の①、既にもう完了しておりますということなんですが、実はこの若南線のススキが茂って通行が危ないという場所は、9月定例会でも一般質問を出しております。そのときには、呉屋課長が坂田線の件と勘違いしていたみたいで、坂田線のことだと思いましたがと言ったんですが、議会終わってから若南線ですよと言ってあったんですが、まだ対応はされていなかったと。それで今回新たにまた質問を提出しました。

通告書を提出しまして、今日の実際の一般質問の本番の日までには、もう既に対応が終わっているということなんで、何でこれまで対応していただけなかったのか。若南線というのはまだ新しい道ですよ。それがですね、この取上げた場所というのは、1か所は1メートル50ぐらいの歩道があるんですけども、そこから大きなススキが茂って、両方から来て、片道1車線の2車線と、歩道が1.5から2メートルぐらい。若南線って大きい道ですよ。それが両方

から大きなススキが茂って、車1台分しか空いていないような状況になっていたんですよ。それで、9月にも取り上げて、今回もまた質問で取り上げたんです。

もう対応は終わりましたということなんですが、除草を、私も現場を二、三回確認に行っているんですが、対応終わった後に、つる草が対応された状態のそこから1メートル、2メートルぐらいの離れたところにつる草がまだ歩道いっぱい広がっているんですよ。ススキのこのひどい状態というのは除草してあるんですが、この歩道いっぱい5メートルぐらいの長さでつる草、下草がいっぱいしているんですよ。そこを朝、ウォーキングの人たちが通るんで、多分あそこ、足を踏み込んだらハブがいたらかまれるんじゃないかなど。人を追いかけてかむようなハブはいませんけれども、ああいう下草が入っているところは、それもウォーキングで薄暗い中で歩いている人は大変危ないんじゃないかと思うんで、今回もう対応を完了をしたという場所のすぐそばの歩道もちょうどきれいにしていたきたい。ウォーキングする人が安全のように、そこまで。歩道は片側なんで、この片側の歩道だけでも端から端まで見て回って対応してください。

その件はどうですか。一旦もう対応は終わりましたということなんですが、呉屋課長、もう一回、今後またもう少し対応していただけるか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現地を確認して対応を考えたいと思います。すみません、9月から言っているところが間違っていて、申し訳ございませんでした。今現在この村道の除草作業というのは環境美化清掃職員で対応しているところではございますが、少し村内全域の村道を対応するのに間に合わず、少し遅れてしまったことは申し訳ございません。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、すみません、その箇所はよろしくお願いします。

続きまして、大枠1の②、ここは以前にも、2年ぐらい前でしたかね、1回問題になっていて一般質問をやったことあるんですが、場所は建設課で、この辺だということは言っているんですが、山から大雨のときには大量の水が流れてくると。それがちょうど若南線の側溝の蓋の上を通過して、反対側の畑に流れ込むということで、その畑の主のほうから何とかしてくれという話があるんです。それは、その蓋の上を通過して道の上を渡っていくんで、その箇所だけでもグレーチングになれば、水は側溝に流れ込むんじゃないかということになってはいますけど、今聞きましたら、これはあれですかね、字ごとに対応する予算のほうで対応してくれということになるんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 地域対策分ではなく、現在、行政懇談会、8月に行った中でも、維持管理の要望は各自治会からございました。やはり財政的にも限られた中でやっていく中で、この全てのものに対して対応がすぐできるかといえば難しいところがございますので、各自治会から要望書として上げていただいて、その中に優先順位をつけていただいて、その優先順位の高い中から対応していきたいと思っておりますということで御理解をいただいたと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 じゃ今の内容を理解しました。

同じくこの大枠1、②の中で、次の下のほうに書いてある、直ぐ近くに同じような状態。こちらは大雨じゃなくても年中、ジーシルでずっとぬれている状態の場所があるんです。緑のあれはのりみたいな感じで、1年中、この五、六

メートルずっと滑る状態で大変危険なんですね。夕方など、朝夕、お年寄りがこの辺踏み込んでしまうと大変危ないんじゃないかなと。

そこも先ほどと同じような感じで、側溝の蓋がずっとぬれているもんですから、そこも、その場所だけグレーチングになれば、危険度は減っていくのかなというふうに思いますので。

じゃその両方については、課長がおっしゃったように、これ申請依頼になるんですか、建設課に書類を書いて出せば、またそれを対応していくということになるんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 各自治会長に要望書の様式などは渡して、事務委託者会議で説明して、ほとんどもう出されている状況です、各自治会から。それを基に、現在限られた予算の中で検討、どれをやるかとか、また金額が高いもの、安いものもありますので、今言われたところも、やはりグレーチングとなると、全て側溝から全部変えないといけない状況であります。例えば土のうなどで山から来るのを抑えられたりとか、そういうこともできるのかなというのもあるので、やはり現地を見て、危険性とか、必ずしもまた要望書の優先順位ではなく、危険性とかも見ながら対応していきたいとは思っておりますので、その辺も現地を見ながら検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、その場所を我々が判断するよりは、やっぱり現場をよく知っている職員の方が来てもらって、見てから判断してもらったほうがいいですね。そのときはあれですか、申請が先じゃなくて、まずは建設課の職員に見てもらおうほうが先ということでもいいんですね。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在、現地は確認はしております。そういう見てほしいというも

のは、やはり都市建設課に来ていただければ、すぐ対応はします。ただし、この維持管理の予算というのは限られていますので、要望書は、やはり自治会を通して出していただいて、その優先順位の中から進めていくのがトラブルがないのかなとは思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、この大柵1の②の2か所については、これからまた建設課のほうに行って相談しながら、自治会とも相談しながら進めていきます。

続きまして、大柵1、③は、これは奥間から県道35号線を上ってきたときに、坂田線に入る交差点ですね、三差路。そこを左折する場合に、特に軽トラックとか、あと工事車両の2トントラックとか、トラックがよく滑るようではあるんです。私も実際、軽トラが滑っているのを見たことはあります。

最近、何回かは注意して、その現場を行っているんですが、さっき言われた電力のですね、工事のためのマーキングでマークされていますね。工事が入るんだというのは分かったんですが、これ注意しないと、施工前でも施工中でもいいし、さっきの滑り止め舗装の件ですね、ぜひ進めていただきたい。

本当は、あそこは滑る場所というのは、県道35号線、奥間から行ったときの車道部分から、車道部分の延長線ですね、それから左側に歩道の部分、県道の歩道の部分と、それから少しまた県土地になっていると思うんですが、その辺から、あとは坂田線の10メートルぐらい、そこが一番滑るみたいなんです。あれ角度が悪いんですね。そこはぜひ滑り止めしていただきたいんですが、本当は直前のあの車道ですね、二、三メートルでもいいんです。県道の中の車道からつなげていったほうがより安全な滑り止めにはなります。でも、それはこれから沖縄電力の工事が始まる前か、やっているときかで、

この施工するほうにちゃんとと言わないと、これ発注前になるんですかね、その滑り止めの話は。ちゃんとやっていただきたい。相手がまた県道にもなるんで、村道だけじゃなくて、県道の車道と歩道の部分もちゃんと進めて、滑り止め対応をお願いします。どうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この舗装復旧をする際に、今、電力と調整して、この復旧の際の現状復旧にはなるので、今現在ないので、実際は少し厳しいとは思いますが、このカッターラインが入っているところで、その下り側のほうは滑り止め舗装がされております。この滑り止め舗装がされているところも一部切るような形になっていますので、必ずこの滑り止めの復旧というのは、現状復旧ということで出てくると思います。それに加えて、村のほうで材料費、施工費を少し出せば、その業者で復旧してもらえるのかなという、そういう調整もできるのかなとは思っております。できれば電力さんに全てやってもらいたい交渉はしていこうとは思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 現状復旧でできれば一番いいとは思いますが、どうですかね。現状復旧というのは、普通はカットを入れた部分だけですよね。今回、大きく滑り止めをやらないといけないんで。もし今のような形で話を進めて、できる範囲でやってもらって、足りない分は村のほうでやるぐらいの考えで進めていかなと、普通に全面的滑り止めってできないんじゃないかと思うんですけれども、それぜひ……、どうですかね。現状復旧である程度いけそうですかね。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、電力さんが復旧するのは、この掘った部分だけではなくて、片側1車線は全て舗装復旧いたします。その今

言われている箇所が片側1車線は現在滑り止めがされておりません。ただし、その反対側の下り車線は片側1車線全て滑り止め舗装されております。そこも一部、この電力の工事で管路が少し変わるところがありまして、そこも上のほうでは、上り切った上のほうでは一部カットするところがございます。なので、そこに関しては現状復旧で現在滑り止めがされているので、そこを復旧する工事をしますので、一度入る業者にさせると経費は安く抑えられるので、そのときに村のほうで材料費を提供して、今、桃原議員が言われている箇所もやってもらおうと、滑り止めとしてですね。

実際は下り側に滑り止めするというのが通常なので、上りのほうには現在入っていない状況なので、今のままでいくと電力は現状復旧で、そこを滑り止め舗装はしないと思っております。そこをちょっと今から交渉して、できるだけ電力の復旧の際に滑り止めも入れてもらうという交渉を今からしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 実際これまでは滑り止めというのは下り坂だけでやっていましたけれども、実際、奥間南上原線みたいに上るほうでも危ないところはたくさんあるんで、だんだんそういう上りでもいろいろ出てきていますから。今回のこの場所ですね、交差点。頑張ってぜひ対応して、安全なように進めてください。お願いします。

続きまして、大枠2番、南上原への交番設置について、ここは宜野湾署と打合せして進めているということなんですけど、今現状で、次、はい何をやりましょうという何か決められたこともあるんですか、今現在。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

令和6年度に入ってからなんですけれども、現候補地の確認も含めて、宜野湾警察署のほう

と4回協議を行っていますけれども、場所の絞り込みも含めて、今、警察と協議している段階なので、特に次に何をやるというのは決まっていなくて、向こうからの今、聞きたいこと確認事項とかを含めて返事を待っている状況です。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、ここで質問したいんですが、津覇と伊舎堂の駐在所でしたか、派出ではないですね、駐在所。今、両方の駐在所の状況はどうなっていますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

津覇の駐在所については、この駐在所の裏側の擁壁部分、ひび割れがあって崩れるおそれがあるということで、令和6年8月6日から駐在所を一時閉鎖しております。現在この津覇の駐在所の所員については、事務処理等々については野嵩交番で行って、パトロールとか、あと取締りなどについてはこちらに来て、今までどおり駐在業務を行っている状況、今までと変わらない状況で駐在業務を行っているところです。

伊舎堂については、今までと特に変更はございません。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、南上原の件で伺います。南上原は、今絞り込みをしているのは糸蒲公園でしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 そのとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 それでちょっと気になるのが、南上原の糸蒲公園が広さはどうかというのが私はずっと前からちょっと気になっているんですよ。実は私も6年前に、議員になる前に、北上原では南上原に交番を設置しますというのも公約に掲げて議員になったんですが、そ

れから6年たっていますね。いろいろ見たり聞いたりすると、なかなか糸蒲公園、狭くて、あと、前任の村長があの大きな土地を南上原、売ってしまったために、なかなか南上原で土地が少ないということもあり、糸蒲公園は、あれ補助金が入っているんじゃないですか、公園整備に。その件で、交番設置するために何の支障も起きないのかというのも気になっているんですが、それは影響はないですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 公園の占用条件の中に、この面積等、そういうものも踏まえながら、派出所、そういうものに関しては許可条件の中に入っておりますので、その範囲内で、その面積内で今、協議して了承を得ているところでございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今、私が認識している交番というのは、大体が近くの北上、南上は宜野湾の愛知交番ですよね。小さい建物の2階建てで、パトカーが2台止められるぐらいのスペース。近くはまた西原の小那覇交番、あそこも小さい、同じような建物で、駐車スペースが2台ぐらい。

これをいろいろ聞いたら、これから新規に交番を設置するときは、この広さじゃなくてももっと広い敷地が必要になるんじゃないかというのでも聞いたことあるもんですから、それで、それと糸蒲公園は補助金で整備が入っているというのも、いろいろずっと知ってはいますから。それで今、派出所というんですが、交番の話ですよ、交番の広さの話ですよ。それで、今のところ何の支障もなく話が進んでいるのかどうかというのをちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 宜野湾署のほうからは、協議の中では、やはりもう少し広くとか、今、公園の中で、条例の中で限られた面積の中



でこの占用できる面積内ということをお願いして、向こうの条件よりもこの占用条件の面積の中でできるように今調整をして、オーケーをもらっているところでございます。この占用条件の中でなら、この公園の目的の中で、こういう交番とか、そういうものに関してはちゃんと許可されているものでございますので、問題はないと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 交番で話が進むということが確認できれば、それはそれで大変いいことです。私も最初から、6年前から南上原に交番をと思っていました。もしですよ、これがなかなか進まないようであれば、その可能性も聞いたことあるんで。この話がなかなか進まないようであれば、これ場所の問題。南上原はいいんですけれども、この広さ、あと新規設置の交番ということになると、もっと広い展望があるみたいで、それがなかなか話が進まないということであれば、村長として、奥間はどうかと思って提案しようと思ってきたんですけれども。奥間と南上原はとても近い。駐在所の話で、津覇の駐在所が、ちょっとどうなるかはっきり分からないんですよ。すぐ建ててくれるかどうか分からないし。その話が止まる可能性もあるということもあって、奥間だったら、南上原とっても近い、伊集までも近い、新垣も近いですよ。新垣が近いということであれば、上地区は大丈夫ですよ。

だから、そういうことで、案ですよ、これは案。もし南上原がなかなか進まない。宜野湾署も嫌とは言わないんだけど、なかなか進まないというのは、どこかにまた原因があって進まない可能性もあるんで、これ案を今出しておこうかなと思って。それを一つの案として捉えてもらえますか、村長。奥間にですよ、奥間。いや、奥間でしたら場所はあるはずだということ。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 いきなり奥間の案が出ましたが、全くその案が出てくとは思ってはいなくて、今のところはもう南上原の糸蒲公園ということで、今、私たち、担当課と一緒に協議をしているところでありますので、次の案というのは今のところ考えることはできません。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 私は今日までなかなか進まないというのがあって、1人でもややしながら考えていました。もしかしたらこの南上原の状況で、広さの問題で難しいんじゃないかなというのはずっと懸念しているものですから、それで一応、案を1つ持ってきました。

南上原でもし交番ができれば、6年前から、私議員になる前から、最初の公約で南上原の交番設置というのは掲げていましたから、それはそれで大変いいことだと思いますので、それを頑張って進めてください。

大枠2は以上です。

続きまして、大枠3番に移ります。

大枠3番、農福連携です。

昨日の一般質問でも農福連携出ましたけれども、仲村課長、農福連携の現状をですね、トウモロコシということだったんですが、これが年間どれぐらいの仕事量があるのか、実際作業する人たち、そういうのは分かりますか。何週間とか1か月、年間1か月ぐらいは出ていますよみたいに。そういう何か作業の規模とか状況分かりますか。それをちょっとお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

作業日数のことは把握してはいないんですが、このトウモロコシの農家は、大体バレンタインデーの日に合わせての大量出荷になってきますので、その辺の数量は農家とこの事業所とのマ

ッチングというんですか。その辺でお互いで決定していると思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 実は、村長は去年、議員の時代に福岡にいらっしゃったんですかね。農福連携で視察に行ったということを私知らないで、今回また総務常任委員会で所管事務で行きましようとなったときに、計画の一つに、まずは東京から栃木、茨城、千葉で回ってくるんですけれども、東京の東村山、栃木の足利市、茨城は村長が行かれた境町、その後、千葉の旭市、4日で回ってきたんですけれどもね。去年のことを知らないで、今回、農福連携を予定の中に入れたんですけれどもね。そこでは、農福連携は栃木では県の出先が指導して、栃木県内でNPO法人などを立ててもらって、つくってもらって、それで何か所かで農福連携をやっているという話だったんです。

足利市は行ったんですが、これは市がタッチしているものではなくて、県の出先が指導してつくったNPO法人が農福連携を行っているというような状況でしたね。農福連携のNPOの代表者は、障害者の皆さんが時給300円ぐらいで仕事をしていると、たまに仕事に出た場合に。これを600円にしたいという意気込みで何か始めたらしいんですよ。そこは令和2年の年度末から始まって、令和3年、4年、5年と3か年頑張ったら、農林水産大臣賞を受賞したということでしたね。畑は、使っていない畑を利用する。使っていないビニールハウスを利用して、農産物がジャガイモ、サツマイモ、スナックエンドウなどを時期をずらして作ると。

そういうふうに頑張って3か年でこの農林水産大臣賞を取ったんですが、実際には、経済的にはあまりよくなくて、最初は補助ももらって立ち上げたんですけども、3年目ぐらいからは苦しくなったということで、代表者の持ち出しで運営しているような状況ということを書いて

いました。実際大変苦しい状況みたいで、ちょっとぐちも言っていましたけれども、それぐらい農福連携というのは厳しいということで。一時期、村長もね、農福連携やったらどうかというのがあったんですが、まだそういう気持ちを村長がお持ちなのか。もしやるとしたら、今、農林水産大臣賞を取るような団体でも、やっぱり経済的には苦しくて、本人たちが別で農業をやって相当稼いでいるみたいで、それから予算を回して運営しているというような状況らしいんで。農福連携というのは実際は相当難しいみたいで、もし村長にまだそういう気持ちがあれば、少しは持ち出し覚悟しながら、きりですね、そういったところでもですね、どっちにしても仕事を頑張ってもらわないといけないような施設とかありますから、少しの持ち出しで、向こうがまたもう少し活動できるようになれば、それでもいいんじゃないかなと。福祉課長がどうおっしゃるか分かりませんが、それは村長のほうが頑張って、それをちょっと考えてもらえませんか。どうですか、村長。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、桃原 清議員の再質問にお答えいたします。

桃原議員もいろいろと県外のほう行かれていてということで、私も県外のほうでは、実は成功している例を聞いてきているんですね。東北のほうで高級な果物を、それを収穫して出荷してお給料が増えたということを聞いてきました。もちろんその中でも今、桃原議員が言うように3年かけても難しいところもあるよということではあるんですけれども、よく考えてみると、収入ではないという場合もあると思うんです。

先日、福祉まつりに行きました。そのときに売店に行ったときに、この皆さんが、障害をお持ちの皆さんが作ったものを購入した。そのときには本当に喜んでくれて。やはり自分が作ったものを人の手で、お金で買ってくれる、その

喜びというのがやはりあるんだなというふうに改めて感じました。

ですから、私にとっては収入が増えるというよりは、皆さんの生きがいがいくつくり、本当に自分の手で物をつくって売れるんだという、その気持ちがいっぱいなんだなというふうに思っております。

確かに言うように、難しいかもしれないんですけども、それはやっぱり進んでいかないと、この皆さん、そのまましておくんですかって、そうではないと思うんです。やはり皆さんの生きがいくつくりのためには、一步一步、難しいと言われても挑戦したい、やってあげたいという気持ちがありますので、それはまた御理解と御協力のほうもよろしくお願いしていきたいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○４番 桃原 清議員 ぜひ農福連携については、今、村長おっしゃったように、目の前のお金だけじゃなくて、働く場所。本人たちに頑張ってもらえれば、そんなに大きな損害にはならないはずなんで。小さくてもいいですからね、少し考えながら、一緒に進めていけばいいかなと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（１５時３２分）

# 令和6年第10回中城村議会定例会（第6日目）

|                                     |                 |                      |                      |         |
|-------------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                           | 令和6年12月6日（金）    |                      |                      |         |
| 招 集 の 場 所                           | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時            | 開 議             | 令和6年12月11日（午前10時00分） |                      |         |
|                                     | 散 会             | 令和6年12月11日（午後3時38分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）               | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                     | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                     | 2 番             | 玉那覇 登                | 10 番                 | 欠 員     |
|                                     | 3 番             | 欠 員                  | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                     | 4 番             | 桃 原 清                | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                     | 5 番             | 新 垣 貞 則              | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                     | 6 番             | 安 里 清 市              | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                     | 7 番             | 新 垣 修                | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                     | 8 番             | 屋 良 照 枝              | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                             |                 |                      |                      |         |
| 会議録署名議員                             | 13 番            | 新 垣 博 正              | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者                  | 議会事務局長          | 比 嘉 保                | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃              | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                     | 副 村 長           | 新 垣 正                | 企 画 課 長              | 金 城 勉   |
|                                     | 教 育 長           | 比 嘉 良 治              | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                     | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也              | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 村 武 宏 |
|                                     | 住民生活課長          | 新 垣 忍                | 上下水道課長               | 下 地 良 和 |
|                                     | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子              | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                     | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡                | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                     | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳                | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |
|                                     | 健康保険課長          | 島 袋 かおり              |                      |         |

議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、議席番号2番、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 皆さん、おはようございます。

議席番号2番、玉那覇 登でございます。

これより一般質問をお願いしたいと思います。

大枠1、和宇慶土地改良区画内の河川管理について。

津覇前原664番地から海に至る溝、農排水路と昨日表現していましたけれども、は、草が生え茂って大雨のたびに排水が悪く、周辺の菊畑まで冠水して生産に支障を来している状況である。早めの対応をお伺いします。

大枠2、道路管理について。

①国道329号線の添石から伊舎堂バス停付近は草が生い茂って歩行できない状態である。除草はできないかどうか伺う。

②県道29号線登又交差点から野嵩へ行く歩道は草が生い茂って歩行できない状態である。除草はできないかお伺いします。

大枠3、通学路の交通安全について。

津覇小学校生の通学時に危険箇所があるが、飛び出し注意などの看板設置できないか。ちょっとここは表現で難しいところでしたので、抽象的に書いてあります。あとよろしく願います。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 皆さん、おはようございます。

それでは、玉那覇 登議員の御質問にお答え

いたします。

大枠1番と大枠2番につきましては、都市建設課がお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠3番の通学路の安全についてお答えさせていただきます。

今回は危険な箇所があるということで御報告いただきまして、ありがとうございます。大切な児童を交通事故から守るためにも飛び出し注意の看板設置は必要なものだと思っております。具体的なまた場所などを確認いたしまして、早期に設置していきたいというふうに思っております。

詳細につきましては担当のほうからお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。

玉那覇 登議員の大枠1番、大枠2番についてお答えいたします。

大枠1番について、当該箇所について、農水路は周辺の畑からの雑草が生い茂り、排水機能を阻害しております。除草や浚渫などの対応を検討しておりますが、水路の延長が長く、作物の種類も様々で、作業時期の調整に苦慮しております。産業振興課の協力を得ながら、畑の耕作者と調整して進めていく予定でございます。

大枠2番につきまして、当該箇所の所管は南部国道事務所となりますので、こちらで除草は行えませんが、現地の状況は把握しており、先日、住民の方からも連絡があったため、南部国道事務所へは依頼しています。

②当該箇所は宜野湾市道となっております、宜野湾市役所の担当課へ確認したところ、今年度で除草は予定しているそうですが、時期は未定とのこととなります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 それでは、大枠3についてお答えいたします。

注意喚起をするための看板の設置は可能ですので、現地の確認あるいは地域から状況の聞き取りなどを行い、通学路の安全確保のため早期の対応を行いたいと思います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 それでは、今の答弁に対してまた再質問をしたいと思います。

津覇前原664番地から海に至る農水路は草が生えて排水が悪くて、菊畑まで冠水して生産に支障を来しているということであります。先月の大雨では、畑の面積の半分ぐらいが冠水している状況でした。そのときに農業委員の方と役場の職員も確認をしていると思います。その畑の水路側の約20%ぐらいが菊の被害があって、ここは植え付けられてないと。現在でも植付けをできないというような状況でありました。これはおととい確認してきました。

そのときに、大雨からも9日で1か月たっていますけれども、畑の表面の土は乾いているように見えるんですけれども、やっぱりその水路のほうに歩いていくと、沈み込んで、もう靴も泥がいっぱいにつくというふうなことで、今でもそういった状況であります。

ちなみにこの水路の水位も実際棒なんか入れて測りはしなかったんですけれども、満水があふれるぐらいが100%と見たら、今現在でも80%ぐらいの水があって、もう流れない状況でありました。

今回の豪雨で県内の農作物の被害額が約17億円になっているというふうなことが言われております。ニュース等でもありますが。こういった台風とか災害のときには、恐らく県から各市町村への被害状況調査とか、そういったことがあって、表にニュースが出ると思うんですけれども、この調査をすることによって、そういっ

た農作物に被害があった農家へのいろんな支援であるとか補償とか、そういったのがあるかどうか、ただこの被害状況を把握するための調査なのか、その辺はどんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

答弁調整してください。

休 憩（10時09分）

~~~~~

再 開（10時09分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 被害調査は県から依頼はありますが、補償に関しましては、各農家、災害の保険に入っているかというのがありますので、その辺はおのおの補償の対象となると思います。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 じゃ、もう単なる調査と、県として把握するための調査ということで理解していいですかね。

何らかの県からでもいいし、村からでもいいし、少しでもいいですので、そういった補償とかがあればいいかなと。実際農家にどれぐらいの被害、金額としてどれぐらいの金額になるかというふうにおととい聞いたときには、やはり本人も答えはしなかったんですけれども、やっぱり共済保険とかそういったのを掛けないと何もないというふうなことになるわけですよ。

この水路については私、今回で四度目の質問になります。最初が令和3年の9月、次に令和4年の6月というふうなことで、3年以上もたっていますのでね。ちなみに議事録をちょっと調べてきて、ちょっと読み上げてみましょうね。

令和3年の9月の議会で副村長の答弁です。土地改良区全体の排水路が柵渠構造となっております。底板が土の状況であります。維持管理については和宇慶土地改良区が解散しているこ

とから、村の管理となっております。地権者の協力を得ながら、浚渫等の管理機械が入れない状況で、維持管理ができなく苦慮しているところもあります。このようなことから、関係地権者の同意が得られるのであれば対応しなければならないと思っております。

あとありますけれども、あと次に、翌年の3月の議会では、仲村課長が答弁しております。ほとんど一緒に、今回も一緒ではあるんですけども、9月の答弁と重複いたしますが、土地改良区全体の用悪水路が柵渠構造の施設で施行されているため、底板が土の状況であります。現在の土地改良区の排水路は大部分がこのような施設になっております。維持管理については和宇慶土地改良区が解散していることから村の管理となりますが、村としても地権者の協力を得られないと、土砂浚渫等の管理機械が入れない状況で、維持管理ができなく苦慮しているところでもあります。このようなことから、関係地権者の同意が得られるのであれば対応していかなければならないと考えますというふうなことです。

先ほども申しましたように、3年あまりかかっています。現在、どの程度の地権者から協力とか同意が得られているか確認をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 地権者の同意の率、何件というのはちょっと把握してはいませんが、2年前から新しい事業を取り入れまして、最適土地利用対策事業というのを行っております。2年前まではソフト事業でありました。次年度より3年計画におきまして、排水対策のハード事業を行います。それを基に、今どちらの部分がとても悪いところか。議員がおっしゃっているところも含めて、この施工と地権者の同意を都市建設課と農政側のほうで今調査しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 私が考えている、素人考えだともうかもしれませんけれども、これまでこの周辺はサトウキビも入っていて、菊畑もあるし、先ほどの答弁にも入りにくいというふうなこともありました。やはり周辺の地権者の同意が得られないと、勝手に畑に入るということはできないと思いますので、あらかじめこの周辺の土地の地権者から同意を得ていれば、それを予算ができたときとか、そういうときに入れる。すぐ工事はできるんじゃないかなと。私、副村長にも前回言ったんですよ。今製糖機でもハーベスターが入っても全部あの辺周辺はもう何もないから、ハーベスターで収穫しているから、何もないから、今だったら機械も入れやすいから、今のほうがいいんじゃないですかというふうな話はしたんですけどね。あれからも何もないというような状況です。だから、前もって地権者から同意を得ていれば、いつでも入れるというふうなことになるんじゃないかなというふうに思っています。まだ1件も地権者の同意も得てもない、得ようとしたかどうか分からないというような状況じゃないかなと今思いますので、その辺を早めにやっぱり生産者にとっては、サトウキビはそんなに被害がないにしても、菊とかは、この菊畑というのは川に例えれば、川上のほうなんですよね。川下じゃなくてね。川上のほうでこんなにあふれるということは、川下のほうが相当溝の下のはずですね、そこが相当詰まっていて、そんなに被害が出るというのは今回までなかったんですよ。私、3回も出しているということは。ただ、この辺いっぱいするともうということで、今回ちょっと被害が出ているものですから、その辺をぜひ早めに、限られた予算の中で、よく言われるように優先順位を決めないといけないというふうなことは重々知っております。しかももうこれ3年になっても、何年になればできるのか

なというふうな状況を考えていかないといけないのかなというふうなこともありますが、ぜひよろしくお願いします。

この水路はこれまで土地改良をして何年になって、土地改良、たしか昭和53年ぐらいでしたかね。それまで何回ぐらい土砂の浚渫というのかな、それをやったんでしょうか、お願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

土地改良、整備して30年余りになるんですが、私の把握をしている中では一度もやったことはないと思っております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ちょっと調べて……

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 すみません、先ほど1回もということであったんですが、のり面のほうにコンクリートが張られていますので、その事業もしながら一度は取った可能性もあると思います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時19分）

~~~~~

再 開（10時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 すみません、改めまして、議員さんが言っているところは、一回はやっていると思いますが、全体のところを何回か一応やってはおります。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 このサクカ……

（「柵渠」と言う声あり）

○2番 玉那覇 登議員 柵渠構造と、柵渠、タンカの川だよ。柵とタンカの川ね。

ちょっと答弁間違いもあるかなと思いますけれども、この辺もいいでしょうね。もう指摘しないでおきましょうね。これ明らかに本人からの聞き取りからすると、後で休憩であれししょうね。

やっぱりそういった原因は、昨日もありましたように、やっぱり副村長からもあったように、新垣修議員からもあったように、同じ農業であるのに両方に仕事を分けたと。課の分掌編成ですかね、そういったところがあって、担当するメンバーがもう1人でたくさん抱えているとか、そういったもので間に合わないというようなこともあるかと思うので、内部でのそういった、これ昨日副村長からもあったように、その辺も副村長も思っているわけですから。やっぱりいい方向にまた編成し直してください。それで農業振興をよろしくお願いします。

ちなみにこの方は雨が降ったら、自分の土地に穴を掘って、ここにためて、ここからまたポンプで溝に出しているということで、今は前より水はけが悪くなっているというふうなことを言っていました。これは先ほどのヒントになります。

じゃ、次、大枠2ですね。大枠2で、実は昨日議会が終わって、国道329号線を伊集から久場までドライブしたんですね。そうしたら、私が言っているこの場所が非常にきれいになってました。草刈られて相当上等になってまして、ジョギングしたいなと思うぐらいになってました。久場の一番目の信号まではきれいですけれども、そこからまだ工事してないんですけれども。モールでUターンして来たら、今度は奥間向けを泊の坂のところを刈ってました。飛ばないように柵もしながら、大がかりにね。多分この伊舎堂は今日一日では恐らくできないから、

昨日からやってなかったかなと。あくまでも想像です。屋宜ぐらいから非常に全部きれいになってました。これは役場がお願いしたからやっているんでしょうかね。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それもあると思います。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 質問の通告書を出すのが大分前ですので、通告書を見て急いでお願いしてやっていたのかなと思って、私もこのほうを思っております。そうであればぜひよろしくをお願いします。

この辺で言いたいのは、やっぱりあっちは国道だから、県道だから、管轄が違うから要請しないとできないというふうなことをよく言われますけれども、その前に登又ですね、住民からもあったというふうなことがありましたけど、やっぱり登又のどっちかという、野嵩に近い周辺の方々は、この登又の29号線というのはバス通らないですよ。だから、この坂を上がって行って、普天間のバス停から330まで出ればバスの便も多いですから、例えば那覇に通勤しているとか、県庁に勤めてるとか、NTTに勤めているとか、そういうふうな具体的に言いますけれども、そういう方々は向こうまで歩いて行って、健康のため、運動にもなりますし、帰りは夜でまた、通れんことはないんですけども、生い茂ってハブも怖いし、大変な状況です。歩道を歩いているのも私、あっち毎日のように通りますので、この登又の道はですね。歩道じゃなくても車道を歩いている人もいますよ。危険でもあってですね。先ほど向こうは宜野湾の管轄というふうなことをおっしゃってましたけれども、私、中城と思って、それでやってありますけれども、ぜひ早めにできるようにお願いします。この方々からもやっぱり通りにくくて大変ということがありましたので、お願いし

ます。

そこで、やっぱりいろいろ県に要請したり、国に国道だからということで要請したりするのではなくて、こういった事務移譲と言うんですかね。中城村に譲り受ける移譲とかですね、いろんな中城村がどうにかできれば、予算つけて、民間的に言えば建て替えとかやってとか、そういうふうに早めの対応ができればと思っています。

海岸線は住民生活課のほうで、海岸清掃は、以前総務のときに100万円ぐらい予算があるというふうなことを覚えていますがけれども、そういう形で村が県から受けて、そういうふうな事業ができればいいかなと思いますけど、できる方向でその辺もどんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 国道、県道、村道という形でやっぱり道路管理者がいるのですが、この草刈り作業とか、そういうものをやはりその管理者、管轄外で行った場合に、事故等、草刈り機により人身事故が起きた場合とか、車の破損があつたりとか、そういう面での保険の適用とか、そういうこともありますので、その辺が道路管理者以外がやる場合のものも検討しながら、そういうのができるのかどうかは今後協議していく内容になるとは思っております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 そういったところも全て村のほうに移せばいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後に、津覇小学校生の通学危険箇所というふうなところですけども、私も屋良照枝議員も毎週水曜日、津覇小の入り口で交通安全で立ってはいます。この場所ですね。この場所はそんなに危険ではないんですけども、この辺に北浜方面から送ってきて降ろした小学生がもう一目散に走って小学校に向かうというふうなことで、下からはやっぱり通勤のために車が国道

329に向かって行きます。危険な箇所が何か所かあるということで何回か言われて、ここに何か看板とか立てられないかねというふうなことであって、この方はもう旧公民館のゲートボール場を毎日のように清掃、クワディーサーの実を拾ったり、清掃しているおじいちゃんですので、毎日この人は立っています。この場所にね。だから、そういう人がいればいいんですけども、いなければ危ないなということでありましたので、私、これを書いたのは、やっぱりこの場所だけじゃなくて、探せば何か所かはあるかもしれないということで、単純にもしこうやったら危険箇所があるから、そういった看板をもらいたいけど、来たらくれますかと、もらえますかと。津覇だけじゃなくて、各字はあると思うんですよね、こういった場所がね。だから、自治会長なり、そういった関係者が役場にもらいに来たら対応できるかというふうなことで上げてあります。この辺はどんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 自治会長さんとか御相談があれば対応していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休 憩（10時30分）

~~~~~

再 開（10時40分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、議席番号14番、新垣善功議員の一般質問を許します。

○14番 新垣善功議員 こんにちは。

それでは、議長から許しを得ましたので、これから一般質問を行っていきます。

一般質問は通告書に基づいて読み上げて質問

します。

それでは、第1点目、自主防災組織に向けての講座開催について。

現在、本村では、21自治会の中、8自治会が自主防災組織を結成し、この数字からすると結成率は38.09%で、基本的には100%でなければならないのに、いまだにその38%とは結成に向けた取組が弱く、自主防災組織の重要性を認識していないのではないか。

東日本大震災から13年も経過しているのに、他の自治体においては100%を達成している自治体もある中で、本村は行政の取組が弱いのではないかと。その原因は自治会任せにしているのではないかと疑わざるを得ない。

そこで、未結成の自治会の自治会長及び役員を対象にした防災講座を開催し、防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織結成を推進すべきではないかと考えますが、村長の説明を求めます。

2点目、自治会加入促進事業について。

自治会活動の活性化を目的に自治会加入促進事業を実施してきていますが、その結果について村長の説明を求めます。

現在の村全体の加入率。

各自治会の加入率。

加入促進期間の各自治会別の加入戸数。

目標達成率は幾らか。

3点目、議会基本条例の熟知と遵守について。

本村議会は、平成30年の8月28日に制定し、10月1日から施行していますが、三役はじめ、各課長は条例を熟読したことはあるか。

これまで重要及び新規の政策、施策、計画、事業等については、あらかじめ議会または議員の意見を聞くように努めなければならないと規定されていますが、これまで全く無視された。今後は議会基本条例を遵守していく考えがあるか、村長の説明を求めます。

以上、3点について説明を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番と大枠2番につきましては、総務課、大枠3番の議会基本条例の熟知と遵守については、私のほうからお答えさせていただきます。

私も議員の一人といたしまして条例を制定していきました。三役及び各課長が出席する村議会の基本事項を定めた条例でありますので、もちろん各職員が熟読しているものだと思っております。

善功議員の御質問は、中城村議会基本条例の第3章第7条の重要施策の審議に当たると思います。私は、善功議員から教わりましたように、村民、議会、行政の三輪の関係が最も大切だと考えております。ですから、議会を無視することとはございません。これまで同様に、村民や職員の意見はもとより、議員の皆様の意見を聞きながら各種施策を検討、実施してまいります。

これからも村民にとって何が一番よいのか、村民目線を第一に考えながら、議会基本条例を遵守するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣善功議員の大枠1及び大枠2、①、④についてお答えをいたします。

大枠1でございます。

現在の自主防災組織の結成率、カバー率につきましては、沖縄県が41.4%であるのに対し、本村は68.16%となっており、県平均を上回っている状況であります。議員が申し上げるように、自治会単位の結成率としては低い数値となっているのが現状でございます。理想とする100%の結成率を目指すことについての取組は必要であると考えております。

具体的に自治会長会において適宜呼びかけを行い、組織の立ち上げについて説明を行ったり、

結成済みの地域の訓練を未結成の地域が見学したりということも現在行われている状況でございます。

御提案のある自治会長などに対する防災講座は、組織の立ち上げの第一歩として非常に有益であり、検討できることとして考えてまいります。

大枠2、①について。

これまでに自治会活動の活性化を目的に各種補助金などを交付する事業を行っております。コロナも落ち着き活動が活発化してきておりますが、加入率の増加には至っていないのが現状でございます。

村全体の加入率といたしまして37.1%。

②の自治会の加入率平均につきましては、21自治会の平均として60.4%。

③各自治会の戸数につきましては、21自治会の平均を取っております。171の戸数、世帯数となっております。

④の目標達成率。目標達成率につきましては設けておりませんが、加入率促進を考える上では、設定数値につきましては必要であると認識をしております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは、順を追って再質問をします。

この自主防災組織結成に向けた講座開催については検討しますということですが、こういう言葉も聞きたくありませんので、やるかやらんかで即答してください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 ただいまの新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃる講座の開催につきましては非常に有益と考えておりますので、各自治会長とも調整しながら開催を考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これ自治会と村との関係はどういう関係ですか。皆さん方は中城村事務委託要綱という要綱をつくっていますがその中で自治会長イコール事務委託者として個人契約を結んでいますけれども、その関係はどういう関係ですか。契約書というのはお互いに契約書の中に書かれているように、いろんなことが書かれています、24項目。その最後に、その他村長が必要と認める事項に関することとあるんですがそれどういう解釈しているんですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

防災組織、自治会の事務委託者につきましては別の組織ではございますが、各地域の組織としては自治会長が中心になって防災組織を結成する必要があると。今申し上げられたとおり、事務委託者の中の村長の部分の中で考えることはできると考えております。ただし、防災組織につきましては、必ずしも自治会長が組織の長になるものではないので、その辺については各自治会の組織の体制がどうあるかで考え、組織結成をされると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それは当然自治会長が会長なれということは、それはその自治会の運営の中で決めることであって、それは当然のことだと思います。この自主防災組織の結成に向けてのマニュアルなんかは配ってありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

マニュアルにつきましては、各自治会、まだ未結成の自治会について申出があったときに、そのマニュアルというか規約のつくり方であったり、資機材の購入の予算であったり、そういう説明については総務課のほうで説明を行っているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これね、各自治会長、事務委託者なんかはその結成の方法が分からないのでは、また難儀だからやらないという考えなのか、どういう考えを持っているか。その未結成の事務委託者イコール自治会長ですがどういう考えでそれを結成しようとしなのか、その意見を聞いたことはありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをします。

各組織、個別に自治会、未結成の自治会長のお話もよく御相談に伺っておりますが、結成が進まないことにつきましては様々な要因がありまして、まず、自主防災活動に対する地域住民の意識の不足であったり、活動役員の不足というのが一番多く挙げられているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 そうであれば、もうこれは自治会単位でやるんじゃなくて、村全体を、村で、行政のほうでやる方法もあると思うんですよ。各単位、今8自治会が結成しておりますけれども、その横の連携はどのように考えているか。

もうこうであれば村全体を一つにひっくるめて、ある意味では今結成されているところが8自治会ありますがそこはそれでいいとして、残りのところは全体としてまとめて行政が主導してやるべきじゃないかと。特にこの防災組織については中城では必要ないんじゃないかという考えを持っている方もいるかもしれません。

しかし、中城村においては、これまで平成18年ですか、6月10日に未曾有の土砂災害ありますよね。全国放送でも放送されました北上原地域、それで安里地域まで、県道までも崩壊した。もう全県的に例のないほどの未曾有の土砂災害がありました。そして、その前は、平成4年の

6月頃だと思うんですが、当間地区の上、今のメモリアルアパークがある場所も大きな土砂災害がありました。

そういう中で、最近の気候変動で線状降水帯とか、あるいは短時間大雨情報とか出ますね。そして、最近の気候というのは地球温暖化で予測できない。これまでにないような大雨が降って、水害が日本各地で起こっています。

それは我が村でも同じだと思うんですね。特に斜面は県の地滑り地域として指定されているはずですが。それに対する対応を、例えば気象庁からそういう情報が出た場合の対応はどのようになっているか。すぐ役場内に何か対策室を設けているかどうか。そして、日頃から大雨が降った場合は、ここが地滑りして災害が起こるんじゃないかという場所と、そして人身に被害のある場所は把握してますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、国・県との連絡体制につきましては、まず気象庁のほうから、沖縄気象台のほうから、線状降水帯であり、大雨洪水の警報の前には役場のほうに連絡が来ることになっておりまして、その中で適宜調整をしながら、雨の状況、雨量の状況なども考えながら、避難体制をどうするかというのをまず初期段階で考えまして、その被害状況レベル3になるのか、4になるのか、その部分に対して対策本部の設置というのはこちらの職員と副村長、村長と確認しながら防災体制を整えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ひとつその辺は怠らないで、しっかり村民の生命を守ることということで、私も回ってみますと、斜面、山にはりついている住宅が何軒かあります、村内回って見たら。そういうところはそういう大雨注意報とか、あるいは気象庁の情報が出た場合は、やはり回

ってみて、そこに住んでいる住民に対しても十分気をつけるように連絡を取っておく必要があるべきだと思います。

事例を言いますと、この春華園から登又の方へ上っていくところの手前、旧せり奈というお店がありましたね。その手前に焼き物屋をしている人がいますよ。あそこの横はこの前地滑りで、ゴルフ場、沖縄カントリーが防止の工事をしておりますよ。あそこを見ると、大雨が降った場合は地滑りして、そこに住んでいる家族がいますから、本当に身の危険があるんじゃないかと。取り越し苦労かもしれんけれども、私はそう考えています。そういう場所が何か所かあるんですが。職員はとにかく自分の管内をしっかり把握してほしい。管内を把握しないで皆さん方は職務をしている方もいるかもしれないけれども、まずは中城村の管内がどうなっているか。自分の仕事じゃないから俺は関係ないというのはおかしいんですよ。やはり関係なくても、そこはちょっと大雨が降ったら地滑り、あるいは土砂が流れてきて、そこに住んでいる人が被害を被るという考え方を持って、やはり横の連携を取っていただきたい。

それと、課長、この講座を設ける場合に、そういう補助金があることは知ってますよね。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

補助金等の活用につきましては、これまでの講座については活用しておりませんが、これまでの講座講習につきましては、沖縄気象台のほうから職員を派遣して、講座をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは前の時の一般質問のときにも提言したと思うんだけど、総務省の消防庁の自主防災組織等連絡促進支援事業というのがありますが。その補助金があ

るのを知ってますよね。その事業を使って、名護市では防災講座をやっているんですよ。そういうのを活用して、村でもそういう自治会長あるいは我々議員もそうですよ。我々議員もそういうもし村が開催するんだったら、募集をやって、そこで防災意識を学ぶことによって、意識が高揚していくんではないかと思います。

ただ、今までも東日本大震災から13年も経過しているのに、いまだに何か中城村はこういう災害は起きないものと思っているんじゃないかと、村民も自治会長のみなさんも。もっと危機感を持って、これからの世の中はどのような事態が起きるか予測できないんですよ。今の北部大雨、誰が予測したんですか。誰も予測した人いないはずよ。今までの大雨というのは、大体このぐらいだろうと言うけれども、今までの大雨とは違った気候になっていますので、ひとつ十分連携を取って、その講座をぜひ実施してもらいたい。

それと、自治会単位でつくるというのも一つの方法ですが村全体をひっくるめてやるというものかなと思うんです。いざ何かあった場合は、単位でなくて、連携して、ひっくるめてまとめてそれをやる方法は、私、村行政が先頭に立ってやらなくちゃいけない。できないと思っていますので、とにかく自治会任せじゃなくて、少しは村民の一步前に出て、村民を引っ張っていくというのが皆さん方の役目だと思うんですよ。地域のリーダーだと思うんです。それは我々もそうですよ。議員もそうですよ。議員は各地区でいろいろやっているとありますが、特に職員の皆さん方が自分の仕事だけやればいいだけでなく、村民を引っ張っていく。村の活性化は、皆さん方が村民を引っ張っていかなければ活性化はどうかと思うんです。ひとつ、主導して、活力ある、元気のある中城村をつくってもらいたいです。

そして、これは村長にお伺いしますけれども、

村長は北中城消防の管理者ですが消防団というのも今ありますが、この消防団ももうちょっと人数を増やしてやる方法はないのか。消防団経験があれば災害があった場合は、やっぱり消防や警察が主になる。今役場から消防団員は何名行ってますか、団員として。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

役場職員として消防団に加入、加入といいですか、参加している方は今記憶しているところでは3名を記憶しております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これも3名でいいかどうか検討して、増やしてやれば、そしてそれは交代制でもいいですよ。同じ人だけじゃなくて、1年ごとに交代していくという方法で、全職員が消防団を経験することによって、防災意識が高まります。理論で頭では考えても、体で覚えんと駄目かと思います。

1点目はこれで終わります。

それで、2点目の自治会加入促進事業について、私もこの加入の目的については、村の活性化のためだと考えていますけれども、これは間違いですか。皆さん方の加入促進を始めたその目的は何のために始めたかで。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、地域の活性化のためでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それで今、これ課長からもらった資料ですよ。令和元年から令和6年まで各自治会ごとに見てみますと、全体としても加入率が減になっていますね。そして、ほとんどの自治会が減になっています。だから、そこでプラスになっているところは、和宇慶が

2世帯増えて加入が7ですか。2世帯転入してきて、そして加入したのかなということです。それと、これは泊が世帯数6増えて、加入が46増えています。かなり増えていますね、こっちは。泊の場合は81.08%ですよ、加入率が。

しかし、各自治会を目を通してみますと、もうほとんどが令和元年度に比べて減っているんですよ。それは転入者が増えたということも大きな原因だと思う。

そこで、住民課長に質問します。これまで何世帯が転入したかですね、中城村に、この間に。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 御質問にお答えします。

令和4年1月から令和6年11月の約過去3年の合計の件数でお答えしますが、転入のほうで2,981件、大体月に平均しますと85件で、転出については2,998件ございます。こちらは月で言いますと86件になっております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それで、課長、私はこの自治会加入促進事業を始める時、最初転入してくる方に対して、住民課で転入届を出します。そのときに、その方に対しては自治会に加入するようというところでお願いというか、勧誘するということでありましたが、実際窓口には、加入するための申請用紙とか、そういうのは準備されているか。そして、そういうのをやっているかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

以前、何年前かでしたか、ちょっと記憶が定かではないんですが、旧庁舎時代につきましては、自治会加入のチラシを住民生活課の窓口において、転入者へ配布をしていた時期がございます。

ただ、現在に至っては、そのチラシ、自治会加入を促すチラシについては置いていない状況でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 じゃ、今はやってないということですね。それで、その方にはもう転入届を出してやったら、それでもう終わりと。しっかりここでの自治会加入についての勧誘をすべきだと思います。そして、即座にここで加入申込書、申請書を書いてもらう。それでまた後で考えてから、検討してからという方については、用紙をあげて、後で提出してもらうと。

これは宜野湾市の方法ですけども、いいことはまねたほうがいいと思いますので、私はいい方法じゃないかと思うんです。例えば転入で来た場合は、そこで説明して、自治会加入を勧誘しているそうです。そこですぐ申請書を書いて、役場の窓口に出すと。出せない人は後日、書いて自治会の事務所に持っていくか、あるいは自治会長に電話するかということですけども、前も課長から話聞いたら、自治会長の電話番号を教えることは、プライバシーの関係で教えられないということなんですけど、じゃ、そうでなければ村で受けて、これを自治会長に渡すと。例えば事務連絡会議がありますよね。そういう方法も取るべきじゃないかと思いますし、また、その事務委託者会議においては、今、字別に何名が転入してきたと。どここの誰が転入してきたことを月ごとにまとめて、その自治会長に周知して、そこに勧誘に行くように、こういう指示はしていますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

ただいま善功議員からありました自治会加入の促進の方法としては大変効率のいい方法ではないかと考えるところがございます。しかしながら、転入者誰々ということで名前、住所とい

うことで、この月に何名ということについては把握ができないものでありますので、それを自治会長に情報として渡しているということは現在やってはおりません。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 今、勧誘のためにやっているのは、のぼりとか、あるいは横断幕だけですよね。それ以外にこの各自治会でどういう方法でこの加入促進をしているかと。私が思うには、2名から3名一組で未加入の世帯、家庭を回って加入を勧誘するという方法を取るべきじゃないかと思うんです。それが全くない。ただのぼりと横断幕をやれば入ってくるだろうという、それでは取組は弱いと思うんです。そういうのを事務委託者に対して、それを指示できないかどうかですね。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

自治会加入促進の方法につきましては、やはり村として早急に対応すべきことだということで認識をしているところでございます。自治会長、事務委託者の中でもお話をする機会がありますので、その辺について各自治会長の取組ですね、現在取組をやっているところとやってないところもありますので、その部分についてはこちらから、村として、今言ったように、促進に向けて何をすべきかというのは伝える必要があると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ちゃんとやっているところとやっていないところがありますよね。その辺はしっかりさせるようにやらないと、増えないと思うんです。だから、自治会長の勧誘する方法、マニュアル、それを作成して、マニュアルを渡して、それでまずやってみたらどうかと思うんですが。皆さん方はただやりなさい、やりなさいで、言葉だけで指示している。中に

はこの勧誘する方法が分からん区長もいるはずですよ。そういうマニュアルをつくってちゃんとやってもらわんと、ただ現場任せで丸投げして、やれやれで、それでこの目標達成はできないと思うんです。ひとつその辺もよく考えてやってください。

それでは、3点目、議会基本条例の熟知と遵守についてですね。

上げたように、どうですか皆さん、教育長、これ読んだことありますか、条例を。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 はい、何度か読んだことがあります。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 前村政時代には全く無視されましたね、議会は。教育長が主導した少人数学級についてもマスコミでしか分からなかった。そういうのはちゃんと前もって第7条に掲げてあるものをしっかり読んでもらいたい。それは各課長、全課長、これをちゃんと読んでくださいよ。我々議会は自分の身を縛ることで議会活性化につなげようとして、この条例をつくったわけですよ。これはもう後でまた出ますけど、自治基本条例も私は今後は策定すべきだろうと思っております。

それで、この基本条例について、これまで本当に無視されてきました。これは何名かの議員からも質問が出ましたけれども、そういう意味でじっくり読んでいただきたい。そして、実行していただきたい。これは村の三役は当然読んでいると思いますが。我々は村民から負託を受けて、中城村の運営を任されているわけです。我々は常に村民ファーストでいかなければならないと思うし、村民のために我々は汗を流さんといかないわけです。村民ファーストをまず皆さん考えていただきたい。

皆さん方の今まで、私の経験からすると、議会を説得すれば何とかなるだろうというような

考えがある。議会においては数の勝負だという考えですけれども、民主主義はそうじゃないですよ。民主主義というのは数だけやっていると駄目なんです。やはり民主主義の原点は、少数意見を大切にしないとどうかと思いますので、ひとつそういうことで、村民ファーストを肝に銘じて職務に精励してもらいたい。

以上、終わり。

○議長 伊佐則勝 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１１時２３分）

~~~~~

再 開（１３時３０分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、議席番号５番、新垣貞則議員の一般質問を許します。

新垣貞則議員。

**○５番 新垣貞則議員** 議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて、５番、新垣貞則の一般質問を行います。

大枠１番、久場地区の環境整備。

①久場民生委員からの要請の児童第１公園（遊具・バックネット）、第２公園遊具などの危険箇所などの整備について伺います。

②吉の浦発電所の排水路の環境課題解決に向けて「県・中城村・沖縄電力」３者間の取組について。

③特定外来生物に指定されている植物ツルヒヨドリ草が久場にもそれらしき草がありますが、中城村の現状説明と対策は。

④戦後引揚げ上陸碑周辺の海岸は木や雑草が大きくなって景観が悪化しているが、村民からきれいにしてほしいという要請があるが、対策は。

大枠２番です。一般質問を通して地域活性化を図る。

①登又の南伸道路は、登又区民の生活道路と

して利用されている。道路の凹凸などがあり、今後の道路整備の取組は。

②当間から泊まで潮垣線周辺の農道は凸凹して、雨が降ったら水がたまり、農家が困っているが、農道舗装工事計画は。久場区の農道を舗装整備する取組について伺います。

③地域座談会を開催して、地域における十分な話し合いを行い、地域計画（案）を作成するが、終了後、中城村農業地域計画の目指す方向性について伺います。

④中城中学校の部活動の生徒たちをトップアスリートに育成するために、トップアスリート基金を設置して地域活性化を図る考えはないですか。

大枠３番です。吉の浦公園の施設整備。

①ごさまる陸上競技場は、小学生・中学生・大人が陸上練習しているが、海側のテニスコート側が暗い状況ですが、対策は。

②吉の浦公園護岸の現状の説明と村民の健康づくりを図るために護岸整備の取組は。

③です。吉の浦公園ウォーキングコースを村民の健康づくりを図るために全天候型にする考えはないですか。

以上、簡潔に答弁をお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 比嘉麻乃。

**○村長 比嘉麻乃** それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、都市建設課と住民生活課、大枠２番は、都市建設課と産業振興課、大枠３番は、教育委員会と都市建設課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠１番の④の戦後上陸碑周辺の清掃についてお答えさせていただきます。

戦後引揚げ者上陸の碑は、戦後の沖縄の復興を語るには大切な碑だと私も感じております。そのことを考えますと、議員おっしゃるように、村民がきれいにしてほしいということは確かに

もうその場所だと思っております。きれいにしなければならぬ場所だと私も認識しております。

貞則議員におかれましては、日頃より定期的に地域の清掃などしていただいていることに本当に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それに私たちも甘えることなく、可能な範囲で清掃を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

その他の御質問につきましては、詳細は各担当のほうから答えていきます。よろしく願いします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。

大枠2の④についてですけれども、私としては、勉強と部活動を両立できる生徒を育てたいなと思っています。その部活動の延長線上でトップの選手を育てることができれば幸いだと思っています。

現在のところ、トップアスリート基金を設置する考えはありません。

大枠3の①と③については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣貞則議員の大枠1番の①、②、大枠2番の①、②、大枠3番の②についてお答えいたします。

大枠1番の①行政懇談会の際にもお答えしましたとおり、現在、各自治会要望書を提出していただいた中から、村財政の調整のつく限り、優先順位の高いほうから対応してまいりたいと思っております。

久場児童公園1号のバックネットにつきましては、公園というものが野球場ではないため、申し訳ございませんが、村のほうでそのような設備は設置できません。

②沖縄県港湾課とは今後も引き続き調整を行っていきたいと思っておりますが、3者間の取組については、令和4年度を最後に実施できておりません。沖縄県、沖縄電力、中城村の3者で対策や管理について再度協議を行っていきたいと思っております。

大枠2番、①以前も一般質問にて答弁しておりますが、舗装構成改良事業を活用し、登又地区の南伸1号北側より令和5年度に1工区、今年度2工区目の工事を行い、年度内完了を目指しております。

②農道舗装工事の計画につきましては、現在泊地区の舗装工事を行っており、今年度で完了予定でございます。

久場地区の農道については現在舗装整備の計画はございません。

大枠3番、②吉の浦公園の海岸は、護岸の整備及び国指定の天然記念物であるオカヤドカリ類の良好な生活環境となり得る海岸環境をつくるために沖縄県が整備を行いました。

護岸整備は沖縄県の管轄となりますので、関係各課とも調整しながら、今後も県との協議を検討してまいります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 それでは、大枠1の③についてお答えいたします。

ツルヒヨドリについては、久場地区に限らず、村内全域で生育が確認されているものと認識しております。

対策についてですが、土地所有者、土地管理者で防除すること、抜き取りなどの防除対策を行うこととなります。住民生活課としては防除方法などについて、引き続きホームページや広報紙などを活用して周知してまいりたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 新垣貞則議員の大枠2の③についてお答えいたします。

4月からのキックオフセミナーから始まり、10月までの間、地域計画の策定のために5地区の皆様からいろいろな意見をいただきました。11月には各地区の報告会を開催しました。中でも各地区における農業地域計画の目指す方向性については、農業による地域活性化や担い手農家の育成支援、儲ける農業、販路の拡大などを目指し、取り組んでいくことになりました。今後、各地域のリーダーを選出し、これからも様々な課題を地域で話し合い、みんなが同じ方向へ向かうことを目指していくよう村としては支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 それでは、大枠3の①、③についてお答えいたします。

まず①についてですが、陸上競技場管理棟の解体も進んでおり、以前管理棟に取り付けていた照明もなくなっていることから、日が落ちた後はかなり暗くなるため、私どもとしましては、陸上競技場を整備するまでの間はLEDの投光器を貸し出すなどの対応を行っております。

③ウオーキングコースについてですが、日常清掃などで2トン車を乗り入れており、全天候型ゴムチップ舗装などにすると、舗装面を傷めてしまうことから乗り入れができなくなってしまう。さらに台風などの後は公園全体に樹木の枝葉や大量の砂が飛ばされて堆積することから、その撤去のためミニユンボなどの重機を乗り入れることもあります。そのほかにも整備やメンテナンスなどの費用面もアスファルト舗装より高くなることなどから、今のところはウオーキングコースを全天候型にするという考えはございません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ、大枠1番の久場地区の環境整備、①について質問します。

先ほど都市建設課長から答弁がありましたけれども、遊具の順位を決めてやるということですけれども、それじゃ、久場地区の施設整備の遊具はいつからやる予定ですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 公園遊具に関しましては、令和7年度策定予定の公園長寿命化計画の策定を行えば、補助メニューを活用して修繕できるものもございます。基本的には先ほども答弁しましたとおり、要望書の優先順位の高いほうから、村の財政状況を見ながら対応してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 久場地区の遊具に関してはそんなにお金がかかるようなものじゃないと思いますので、大体遊具のさびとかやられているところ、そこにもちょっと現場を調査しながらやって下さい。

それじゃ、バックネットは今考えがないということですけど、バックネットの設置について質問します。久場の児童公園は小学校、中学校、高校生が野球をして楽しんでいる。バックネットがないから、ボールが後ろに行くから楽しくない。子供たちからバックネットの要請があります。児童福祉法第40条に、児童公園は児童の健康増進や情緒を豊かにし、児童に安全かつ完全な遊び場を提供するとする。少年野球をはじめ、中高校生が野球を楽しんでいる日々が見られ、子供たち、民生委員、久場自治会長からバックネット設置の要請があるが、もう一遍、設置する考えはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先ほども答弁いたしましたとおり、児童に安全かつ健全な遊び場を提供するためにも、野球以外で遊ぶ子の安全性を考えた場合、野球場ではない公園に村にお

いてバックネットを設置することは厳しいと考  
えます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ちょっと今の答弁、僕、  
疑問に思っているのがあるんですよね。前は児  
童公園にはバックネットがありました。そこで  
少年野球、中学生、高校生も野球を楽しんでい  
ました。バックネットの支柱がさびていました  
ので、児童の安全を図るために撤去しました。  
都市建設課長の答弁では、公園は野球場でない  
ために、バックネットを設置できませんと答弁  
しているが、前はバックネット設置できたのに、  
なぜ今バックネットが設置できないか説明をお  
願います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 このバックネット  
が設置された経緯については、今存じ上げては  
いないのですが、今からやるものとして、やは  
り野球以外で遊ぶ子供たちに対して説明ができ  
ません。この児童公園については野球場ではな  
いため、先ほども答弁しましたとおり、村のほ  
うで野球場と認定してバックネットを設置する  
というのは厳しいと思われます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 もう一遍言いますよね。  
前まではバックネットが設置されていたのに、  
それで今できないということは、私、非常に  
疑問だと思います。なぜかといったら、ここ  
で少年野球の子供たちが野球をやっています。  
日々高校生とか野球をやっているのが民生委員  
も見ているし、自治会長も見ている。子供たち  
も野球をやって、ボールが後ろにそれて、自治  
会長がネット、フェンスを設置してやっていま  
す。子供が、野球やってボールが後ろにそれて、  
子供たちは面白くないから、子供たちからもバ  
ックネットを設置してほしいという声がありま  
す。民生委員も実際現場を見ているから、バッ  
クネットがないから困っている所以要請を出し

てますよね。そこらの児童の福祉法40条にもあ  
ります。子供たちの遊び場をやるのに、今、課  
長が必要ないとかというのはちょっと疑問だ  
なと。

それじゃ、もう一遍言いましょうね。バック  
ネットを設置しないで、何かそれ以外の方法は  
ありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 答弁が重複いたし  
ますが、野球というものは野球場でやるものだ  
と思っております。あくまでも久場児童公園と  
いうのは、児童全般のための公園だと認識して  
おります。特に野球に関しては、打ったボール  
がほかの児童に当たる。ほかで遊んでいる人た  
ちはここで遊ぶなというわけにもいきませんの  
で、村としてバックネットを設置するというこ  
とは、この児童公園を野球場と認定して、村は  
野球をさせるために整備するということを認定  
したことになります。それではほかの遊ぶ子供  
たちに説明がつきませんので、村のほうでの設  
置は厳しいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ、それ以外の  
こと何かバックネット以外に子供たちの対策と  
か、そんなのは何もしないんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 対策というもので  
はなく、バックネットが設置できないという  
ことを言っているだけでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 自治会長からバックネ  
ットの代わりにフェンスを設置やるということ、  
村からの回答があったということですので、そ  
こは僕はなぜ前にできたのに、今できないのか  
というのが疑問です。それ以上言いませんので、  
そういうことで、子供たちの健全な遊び場に野  
球とかやって、子供が遊んでいる。何で今でき  
ないかというのは非常に疑問ですよ。また次に

質問します。

次、排水路の環境問題について質問します。排水路問題については、なかなか改善してないので、もう1回そこら辺を回答をお願いしたいと思います。排水路に魚が1万匹の死骸で悪臭、海岸ごみやヘドロの堆積、村民が排水路に転落、死亡事故などがあります。様々な環境問題が発生して、沖縄県の方針で、①海浜地のままでは雨水の流末排水路など、様々な事業が活用できない。県も公有水面海浜地では十分な管理ができない。②ですね。海浜地の用途を廃止することで下水道事業や電源立地対策交付金事業などを活用することです。③埋立背後地の悪臭対策の解決方法や今後の管理については、県、中城村、沖縄県電力、地域住民と協議する必要がありますという案があります。そういう協議をしてないでしょうか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この排水路に関しましては、中城村としましても課題解決に取り組んでいきたいとは思っております。ただし、中城村だけでは動けないので、今後も沖縄県、沖縄電力、中城村、3者にてこの課題解決に向けて協議をしながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 副村長にお伺いします。沖縄県は排水路を埋立て遊歩道の案もありました。県は導流堤設置などは沖縄電力がやるべきと言ってます。前までは県がやると。今沖縄電力がやるということの話。沖縄電力は排水路を盛土し緑地帯の植栽整備をするなどの協議をしていますか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

さっき都市建設課長からもありましたように、県の港湾課、あと電力、村として3者協議もしながら、令和4年からは協議がなされていないと

いうことがありますけれども、僕がいるときも港湾課と話をして、北側は導流堤を設置して、南側については管を入れたという経緯があります。ただ、この管を入れたところは砂がたまっではかないと。それでここで悪臭が発生した。それは承知してます。この辺も改善するためにはやっぱり港湾課も一緒に入れてやらないと解決しないんじゃないかなと思っています。

それと、背後の排水は途中から拌み勾配になって、右左に流れるような仕組みになっていきますので、その辺で泊側が堆積している部分と、波を打ってここにたまるというのがありますので、その辺は常時維持管理の範囲でやっていこうかなと思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、副村長が言ったように、久場の和昭自治会長から、6月の豪雨により、排水路から水があふれて、国道329号線のセブンイレブン、発電所入り口から久場のバス停まで国道329が水でいっぱいになって、もう車が通れないぐらいになっているという状況。早く対策やるようにということで、自治会長からの要請があります。そういうことで、電力誘致については久場の人たちは電力もやっぱり一緒に協力したのに、いろいろ課題があって、課題が解決してないものだから、はたして誘致にしておかったのかというのがあります。そういう副村長が3者間で役割分担をしながら、村がやるべき、県が、電力、それもやりながら、ぜひ対策して下さい。10年余り以上もこれ解決してないものですからね。それで、さっき言ったように、前は県がやっていたけれども、県の次は、これは電力のものだから、排水路は電力がやると。そういうばらばらな意見があるものだから、久場としてはこの環境整備が解決できるようにぜひ3者間で話し合いをやってください。

次に、③ですね。ツルヒヨドリ、この資料の件で質問します。沖縄県では1984年に、昭和59年にうるま市の天願川河口付近でツルヒヨドリ草が発見され、現在では沖縄本島中部を中心に北部、南部にも生育を広げている。ツルヒヨドリ草は驚異的な繁殖力により農作物に大きな被害を及ぼす可能性がある。発見したらすぐに防除することが重要です。対策として自治会長会でツルヒヨドリ草の対策のチラシを説明して、各家庭に配布する。関係機関、役場、農協、学校、村内企業などの対策会議を開催する。それで、ホームページなどを通じて対策をやる考えとか、今後のこの対策について説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

各家庭の周知についてですけれども、そちらについては、広報紙に掲載して周知を図っていきたいと思っています。

あと、対策会議については、基本的には土地所有者、土地管理者が自主防除をするかと考えています。

また、地域の住民やボランティアによる活動がございますので、そういった方々個別でお問合せがあった場合は、その辺の防除の方法の周知も含めて、ボランティア袋を配布、そういう支援をしたいと考えています。まだ対策会議を開催してとかということまでは検討しておりません。

あと、ホームページのほうにはちょっと掲載時期がはっきりしないんですけれども、二、三年前ぐらいからは住民生活課のページのほうに掲載はしております。引き続き掲載していきたいと思います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私たちの仲間たち、毎月第1日曜日は護岸の草刈り作業をしています。

この方は専門的にやっている方、この方から指摘がありまして、今、名護でこの方はツルヒヨドリの草の対策をやっている。それで、久場にもそれらしき草がある。一気に広がりますよということで言われたものだから、早めに対策しないと農作物にも被害が出る。さっき言ったこのチラシを、これじゃなくてもいいですが、こういったチラシを配って、そこら辺を早く対策しないと、どんどん広がっていくというのを聞いたものだから、質問しました。

これで、畜物農用地、集落、山林、その他に応じた防除法を選択する。人力作業では根から引き抜き、また高所に生育しているツルヒヨドリ草は茎の途中から切断し枯らす方法、ツルヒヨドリ草は再生能力が高く、残った根や茎から再生するとされている。枯らせた後に残った根から再生することがある。ツルヒヨドリ草は基本土地所有者、または管理者が防除しなければなりません。拡散防止するために、村、農協、住民の協力が必要です。名護市は農家の畑、自分の土地にツルヒヨドリ草がありましたら、村が除草剤を配布して対策をしています。本村も名護市みたいに除草剤を配布する考えはありますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

現時点では除草剤の補助までということは検討しておりませんが、先ほども申し上げたように、そういう防除、抜き取り作業をやりたいという方がいらっしゃったら、ボランティア袋とか、そういったものを配布したり、抜き取りの数が多くて、袋もなかなか家庭ごみで出し切れないよという場合は、直接収集にも伺いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私がちょっと心配しているのは、あっという間に広がって農作物に被

害を及ぼすというのを聞いたものだから、それで早く対策したほうがいいんじゃないかなと。今おっしゃったように、各種関係機関を集めて対策会議をやって、周知徹底ですね。そうしたら広がらないようになると思います。そこら辺を参考にしながら、ぜひ早めに対策して下さい。

次、④ですね。戦後引揚げ上陸碑の整備について質問します。前から言いましたけれども、ここは県の管轄ですよね。それで県に要請文書とか出しましたか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

私たちが管理しているのはあくまでも上陸記念碑の周辺ですけれども、そこから広げるわけにはいけないんですが、清掃に関してですね。中部土木に対してはまだこちらから要請はしておりません。ただ、前も新垣議員にお話したように、私たちの範囲を超えての清掃になるんだったら、地域の要望という形で上げていただいて、私たちも一緒に中部土木に要望に伺うということでやっていきたいということで前もお話したとおりです。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私たちは前も言っているんですけども、県もやらない、村もやらないから、そのままじゃ駄目でしょうということで、久場のボランティアの皆さんが毎月第1日曜日に整備してます。それでちょっと聞く。この戦後、皆さん教育委員会の管轄でやる場所でしょう。いつ草刈りしましたか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 最近だと6月ぐらいしかできておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この戦後上陸碑は世界平和を念願した記念碑で、中城村の貴重な文化財ですので、県も村もやらないので、久場のボランティアの皆さんが、僕らがですよ、8月、

10月、7、8、9も草刈りやって今の現状です。その後放置していたら、多分もっと草が生えているような現状ですね。この戦後、上陸碑は皆さんの管轄は草が伸びています。いつからこの草刈りとか作業しますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

いろいろ私どもも業務を持っておりますので、なかなか手をつけられなかったということもございます。できるだけ早いうちに、できれば今年中にもう1回はやりたいとは思っているところなんですが、それと、私たちだけではどうしてもなかなか行けないということもございますので、都市建設課のほうの環境美化、清掃の方々のほうにもできる範囲でお願いしますということで依頼はしております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 前も生涯学習課長に言ったように、私たちは協力しますよと言ってますよね。行政の皆さんやれと言ってませんので。そこら辺を、その戦後引揚げ上陸碑は世界平和を祈念した文化財ですが雑草が大きくなっているということは、私はどうも納得いかない現状です。早めに整備、もし必要だったら私、毎月第1日曜日は護岸の草刈りもきれいにしています。何かあったら協力しますので、そこをちょっとお願いしたいなと思います。

次、大梓2番の一般質問等で地域活性化を図る①について質問します。

登又の南伸道路は区民の生活道路として利用されているが、道路の凹凸などがあり、令和5年度から南伸1号線、3号線の舗装工事を国の社会資本整備交付金の道路構成改良工事で実施しているが、舗装工事の道路を途中でストップしています。今後の道路整備の説明と予算などの工事概要を説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。



○都市建設課長 呉屋克行 議員のおっしゃられます登又地区における舗装構成改良工事としては、南伸1号線のほうを令和5年度に約4,620万円で315メートル整備を行い、令和6年度にはその続きの2工区目を4,235万円で312メートルの工事を現在進捗中でございます。今後南伸線につきましては順次進めていく予定でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 途中で1号線のほうで工事がストップしています。それでなぜやらないのかなということで疑問がありましたので質問しました。早めにそういった工事を進めてください。

それじゃ、②の当間から泊までの農道整備について質問します。

平成29年度から令和2年度までの4か年で、中城村第2地区、安里から当間間を県の農道基盤整備促進事業2億1,500万で整備、中城村第3地区、屋宜から添石まで2億2,200万で整備、令和4年度に完了しました。農道舗装工事をし、農家の生産向上が図られていますか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 日照時などにおける農道からの粉じんの飛散がなくなり、農作物の品質低下を抑制することができていると感じております。これらにより農家の生産性は向上していると認識しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、課長がおっしゃったように、農道整備をやって非常にきれいになっています。それで農家の生産性の向上が図られていると思いますので、大変御苦労さまです。

それで、久場地区の山手側の未整備農道1号線がある。農道を舗装整備する計画はないですか。それで該当する補助事業はどういった事業がありますか。そういうことがちょっとありま

したら教えてください。

それから、また、海側に元議員の徳正さん宅側の自己開発道路、それから我部祖河そばの自己開発道路が凹凸して、雨天時には水がたまり、粉じんなどが発生して、地域住民は困っている。自己開発道路を村道に認定する方法ですね。それから、もし村道認定した場合の該当する補助事業などがありましたら教えてください。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 久場農道1号については沖縄県が整備を行い、平成11年に事業が完了しております。用地取得の関係で一部未整備部分がありますが、現在のところ、整備の予定はございません。

補助事業については、農業基盤整備促進事業が該当すると思われます。

それから、自己開発道路を村道認定するには、議会の議決や認定の告示が必要であります。自己開発道路は、土地所有者が自己所有地を活用するために整備した道路であり、このような道路を村道認定する必要性については、公益性や整備費用など十分な検討が必要であります。

道路整備の補助事業は、整備する内容により異なりますが、社会資本整備総合交付金などが活用できますが、昨今国や県が推奨しております、現在、中城村でも策定している立地適正化計画においては、コンパクトシティという観点から、道路整備などのインフラに係る整備を抑えつつ、持続可能なまちづくりを目指すこととしております。その観点からも補助事業の採択には必要性を示すための十分な検討を行わなければならないと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ、次、③の地区座談会を開催した後についてを質問をします。

本村の農業を取り巻く状況、農家の高齢化や担い手不足、異常気象による農作物の被害、資材価格の高騰、特に農業者の担い手不足など、

様々な課題を抱えている。中城村の地域の農業の現状及び課題について説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、新垣貞則議員の質問にお答えします。

地域農業の現状と課題についてなんですが、農業の現状はサトウキビを基幹作物とした野菜、花卉、果樹と多品目を栽培しております。今後の地域農業を担う中心経営体は42名で、うち認定農業者が7名、認定新規農業者が1名おります。荒廃農地面積につきましては、土地改良区において、令和5年度の現在ですけど、32.1ヘクタールとなっており、土地改良区全体の約16%に当たります。

課題につきましては、担い手の確保や農地あっせんの推進、販路の拡大、施設の整備における安定した農業用水の確保と露地栽培における異常気象への対策などが挙げられます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、中城村の農業地区計画を作成しています。それで、その計画の中で中城村の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標があります。その目標を定めていますけれども、こういった目標ですか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

地域コミュニティの活性化を図って、地域内外からの農地を利用する者を確保して、担い手の農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の分配を進めることができるよう、農地流動化の取組を促進し、担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図ります。

また、補助事業を活用しまして、機械化やスマート農業を推進するとともに、儲ける農業の構築に向けて、販路拡大や高付加価値作物の生産に取り組みます。

また、地域農業者の組織づくりの取組、土地改良施設の維持管理を地域で担う仕組みづくりや、担い手農家の育成、施設の整備の検討を行っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 課長がおっしゃったように、5つの目標を定めていると思います。①儲かる農業、②担い手の農家の育成、③農業と観光の、④栽培への一貫した環境整備、⑤の農地の集約、その5つの目標があります。それを達成できるようにしっかり頑張ってください。

それじゃ、次、④ですね。中城村の部活動の生徒たちをトップアスリートに育成する取組について質問します。

私がなぜこの質問を取り上げたかといったら、今度の中城中学校の子供たちが駅伝で、沖縄県で男子が3位でした。女子が4位というすばらしい成績を残しましたので、ぜひこの子供たちを来年こそは沖縄一位にさせて全国、九州大会に行かせるために、この質問をしますので、やるかやらんかは後でいいですので、そういうことで答弁をお願いします。

今回、中城中学校駅伝部が沖縄県中学校駅伝大会で男子3位、女子4位というすばらしい成績を残した。1位、2位までは九州中学校駅伝大会に派遣する。中城中3位、2位との差は12秒で、1人3秒縮めれば九州中学校駅伝大会に行けました。女子は1、2年生で4位というすばらしい成績を残しました。

私は、教育長と連携として、中頭地区駅伝大会で中城中学校が初優勝しました。優勝したときに、選手や応援団が喜んで涙を流している。あの姿を見て、優勝というのがこれほど感動をあたえるものだと思っています。それで、沖

縄県中学校駅伝優勝するために、教育長と連携して練習しました。それで、アンカーで最後にぬかれましたけれども、同タイムで沖縄県2位です。それで、九州大会に派遣されましたので、非常にすばらしい。

この子供たちを育成する為に何か大人がやるべきことがないのかなと考えたときに、やっぱり子供たちを育てる、育成するためのトップアスリートを育てないと。そのトップアスリートを育てるのにどんな方法があるかということで今提案していますのでね。それで、教育長もスポーツと文化面は両立する。本当の話なんですよ。前、中城中学校、問題が多い学校でした。それは中頭陸上大会0点。そのときひどい学校でしたので、そこをスポーツを通してながら変えましたので、それをスポーツも文化面も一緒なんです。相乗効果です。だから、それでここを提案しているんです。なんで、僕は文化面が悪いとは言っていないんですよ。スポーツを通してながら、学校をよくしたいんだから、それをやらないんですかということ。

中城村で、トップアスリート、子供たちに夢をあたえ、子供たちが優勝したいという願い。それは指導者としてその願いをかなえてやる。それで合宿等をやりながら強化することによってトップアスリートが育つなと思う。教育長に聞きますけれども、トップアスリート支援を考えているんですか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 学校が活性化すると地域も活性化するというふうなのは、私も身をもって経験してきました。現在、議員も中頭駅伝大会応援に来てましたけれども、駅伝大会。教育委員会としては、離島であつたりとか、県外派遣に対しての金銭的な支援を行っています。

それから、スポーツだけじゃなくて、文化面でも浦添市のでだこホールで、県の中学校の文化祭がありまして、中城中学校の生徒が演劇の

部で全国大会への派遣が決定しております。そういった面でも、教育委員会としては派遣費の補助をやっていきたくて考えています。

それから、トップアスリートをどう育てるかというのは、自分の経験からも、素質のある選手がいるかどうか。それと指導者ですね。私ができるのは、人事でいかにいい指導者を引っ張ってくるか。そういったことで何度も中頭教育事務所のほうに足を運んだり、あるいは事務所から所長がいらした際にお問い合わせというところで、いい指導者を中城中に異動させてくれというお願いをしているところです。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 教育長がおっしゃったように、人事が、いつも人が人を育てるという基本的な考えですね。それは間違いない。それで、私はですね、このトップアスリートを育成する為、何をしたかといったら、豊見城南の元先生、上原先生と一緒に、大分県の久住で合宿をしました。そこで興南高校と一緒に中城中陸上部も一緒に久住で1週間合宿して、それで、中頭中体連駅伝大会でも男子優勝しましたのでね。

それから、九州ではみんなこんな感じで、高校生と中学校のこの久住のクロスカントリー3キロコース、そこでみんな合宿やって練習して伝統をつくっている。そういう経験があるもので、それでトップアスリートをやったほうがより具体的に伝統というのをつくって、次から次の指導者が情熱を持ってやれば、子供たちは育つということです。だから、それをやるために大人がこうやってできないものですかということね。何もしないと、もしかしたらこの手があつたら、子供たちは優勝する方法としてどんなアスリート応援基金を積み立てて、子供たちにいい選手、いい子供たちをそこに連れていく。大きな世界を見ることによって指導者や子供た

ちが育つ。そういう手腕で言ってますので、そういうことでぜひ考えてください。

次、吉の浦公園の施設整備について質問します。

①陸上競技場のナイターについてです。ごさまる陸上競技場は、小学生陸上クラブ、中城中陸上部や男女駅伝部、大人の皆さんが陸上練習やウォーキングなどをしているが、陸上競技場は午後6時以降は第2、第3コーナーが暗い状況でした。陸上をやっている村民から、管理棟を壊したので、管理棟側も暗くなっている。野球のナイターをするときは野球からの照明で見えるが、陸上練習するには暗い状況です。どうか陸上ができるように明るくしてほしいという、ナイター設備じゃなくて、明るくしてほしいという要請があります。どのように取り組みますかを伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

先ほども答弁で申しましたように、私どものほうで移動式のLEDの投光器を10個ほど用意しておりまして、それをまた利用する方に貸出しを現在はしているという状況です。一応明るさ、結構明るいということで、好評を得ています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 陸上やっている村民からの要請ですので、できないんじゃないくて、どんなにできる方法というのを探してやったほうがいいと思います。そこら辺も子供たち、生徒、大人の皆さんから練習できない環境というのはいかななものかなと思う。そこら辺をちょっと現場見てくださいね。見てからどういふうに対策というのをやる。

次、②吉の浦公園の護岸整備について質問します。

それで、今現場をもう一回確認しましたか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 現況はつい最近見に行きました。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 現場を見てどんな状況ですかね。ウォーキングできる環境ですか、現場見て、ウォーキングとか村民の健康づくりができる状況ですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 これは護岸ということでよろしいんですね。一応人はもちろん通れる範囲ではあるんですが、確かに草がかなり生い茂ってきてはいると思います。ただ、私どものほうでは一応海岸、陸上競技場側から行ける範囲、150メートルほどはある程度草刈りとかはしているんですが、それ以外の両端のほうはかなり生い茂っているという状況は確認しております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 僕も最近子供たちを見ているものだから、そこの護岸とか散歩するんですよ。そういったひどい状況で、特に浜向けの場所は木や雑草が大きくなり、護岸を埋め尽くして人が通れない状況で、暗くて村民がウォーキング、健康づくりに支障を来しています。

吉の浦公園機能強化計画では、各施設の改善してほしい施設で護岸は何番目でしょうか。それで、この課題解決にどういう取組をしますか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

護岸に関しましては県の管轄で、こちらが整備できるというものではございません。そういうことで、整備は今のところ考えてはおりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 こんな感じで県の管轄だからといって、みんなやらないんですね。僕、そこが不思議でならないんですね。要請

文書出したかと言ったら、要請文書を出してない、一体どこがやるの。一番迷惑するのは村民じゃないの。健康づくりやりたいのに草が生えています。ぜひ県に要請文書を出してください。お願いします。

次、ウオーキングの全天候型の取組について質問します。

この吉の浦公園機能整備計画の目的の説明をお願いします。

それから、整備計画では施設の改修、改善してほしい施設1位から3位まで説明。

それから、③整備計画でウオーキングコースを全天候型にスケジュールがあります。年次的な予算の内容の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

まず整備計画の目的です。1番目は、基本計画のほうからちょっと読ませていただきます。

中城村吉の浦公園においては、村民の健康づくりやスポーツ活動、村イベントなどの拠点として親しまれ、近年、プロサッカーチームの誘致が図れるなど、本村のスポーツコンベンションを推進していく上で重要な施設となっている。

今後スポーツによる地域振興を推進し、スポーツキャンプ、合宿、各種大会等に資することができ吉の浦公園の機能強化を図ることとした。そして、その事業化に向けて機能強化計画を策定した。そのように目的はなっております。

施設の改修、改善の順位に関してですが、基本計画によりますと、まず1番目、多いのが海岸、2番目にウオーキングコース、3番目に体育館となっております。

それと、ウオーキングコースを全天候型にした際の予算内訳ということですが、年次的な予算ということで、計画上は平成30年から令和2年度にかけて、3年間かけて整備するということになっておりまして、当時の報告書の概算によりますと2億5,170万円となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ちょっと確認しますが、村民のアンケート調査をやっていますよね。それでウオーキングを全天候型にするという意見が多いですよね。それで、僕、いつもこの質問をやっているけれども、やらない方向で答弁が多いです。前までは予算がない。次は工事車両が来る。次は年次的にできないと。できない方向で言っている。意見書の中では、村民、ウオーキング整備して全天候型やりなさいと多いですよね。もう1回確認しますが、全天候型やりますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

まず、村民の要望ということなんですが、確かにアンケートを見ますと、舗装面の修繕というので、アンケートが上がっています。必ずしも多くの方が全天候型というのを要望しているというわけではないということになります。

一応これは工事、先ほども言いましたように、園内の維持管理とか清掃などを考えますと、なかなか全面を全天候型にするというのはできないんですよ。それは全天候型のゴムチップというのが車両乗り入れしてはいけない仕様となっております。それを全面的にやってしまうと管理ができないという面もございますので、一応いずれその整備に移るという段階ではまた検討していきますけれども、全面ではなくて一部とかいうことを検討はしていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

時間が近づいています。まとめてください。

○5番 新垣貞則議員 その場所はどこですか。今ウオーキングコースは維持管理が難しいということで今答弁しています。その維持管理先ほどの、どこの場所が、今、課長が言う場所はどこですか。維持管理やる場所。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 園内、いろいろ草木があちこち生えてますので、全体的な園路はそういう維持管理で必要な道となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

まとめてください。

○5番 新垣貞則議員 課長が言ったのは県総合のことだと思いますが、県総合グラウンドは1,500メートルの全天候型コースがあります。

それで、もう最後ですので、私がなぜウオーキングコースを全天候型にする要請をしているかと言ったら、今吉の浦公園ではたくさんの高齢者がウオーキングなどをしている。沖縄県も人生100年時代を迎えて健康寿命を伸ばすためにウオーキングを勧めている。ウオーキングコースを全天候型にして、たくさんの高齢者がウオーキングをして、筋力、持久力、調整力、認知症対策などのストレス解消にもなります。人生100年時代を迎えて、健康で長生きできるほど幸せはないと思っています。

それで、子供たちの全天候型は部活動の強化になると思いますので、ぜひ全天候型に取り組んでください。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時34分）

~~~~~

再 開（14時50分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、議席番号11番、仲松正敏市議員の一般質問を許します。

仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、こんにちは。

今定例会質問者、ラストでありますので、よろしくをお願いします。

それでは、議長のお許しが出ましたので、通

告書に従ってこれより質問します。

大枠1、農業振興について。

中城村の島ニンジンのは、特産品野菜として県内に広く出荷されています。

12月12日、あしたですね。島にんじんの日として制定され、県内一の生産量を誇る産地であります。オキコ株式会社で行っている（ヤミー！ウチナー）地域応援プロジェクトにおいて、中城村特産品の島ニンジンとコラボし、いろいろな種類のパンを期間限定にて販売しております。毎年どんなコラボ商品が誕生するか期待しております。

そのようなことで、本村の島ニンジンの普及推進を願って、以下の質問をします。

①本村の特産品である島ニンジンの現状は。

②島ニンジン生産者農家への支援の取組をどのように考えているか。

大枠2、伝統文化の継承発展について。

中城村の伝統芸能の環境を取り巻く変化を考えると、村内各地にある伝統芸能の継承が近年できにくい環境になってきていると思われます。地域住民にとって文化的にも重要な地域祭りで、伝統芸能がなくなるということは、一つの地域の大切な文化的な財産を失うことになり、地域活性化の推進にも大きな影響を及ぼすと考えます。行政として重要な地域の文化芸能の継承活動に支援ができないか、以下の質問をします。

①村内の各地域にはどのような伝統芸能があるか。

②村内各地域にある伝統芸能の支援に取り組む考えはないか。

以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、産業振興課、大枠2番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠1番、島ニンジン
の普及促進について所見を述べさせていただきます。

今、仲松議員からありましたように、いよいよあしたは12月12日、中城村の島にんじんの日
で、そのセレモニーで旬入り宣言もさせていただきます。また、14日には那覇市の牧志公設市場
のほうで島ニンジンと豚汁を配布いたします。

今後もやはり中城村の大切な特産品であるこの島ニンジンや加工品のPRに取り組んでまい
ります。

御質問の詳細につきましては、また担当課のほうからお答えいたします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の伝統文化の継承
発展については、教育委員会としてもとても重要なことだと考えています。津覇小学校では、
毎年児童が伊集のターフアークを学校の発表会で演じています。

今後もしできる限り継承、発展に向けて取り組んでいきたいと思ひます。

詳細については、生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会
事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武
宏 それでは、仲松議員の大枠1の①、②につ
いてお答えいたします。

①についてです。島ニンジンと豚汁の現状につ
きましては、昨年度におけるJAおきなわ中城支店
における出荷量が28.2トンと、出荷者は32戸の
実績でした。

②についてです。島ニンジン生産農家への支
援につきましては、農作業の省力化に向け、バ
ックホーやハンマーモアなどの農業機械の無料
貸出しやコーティング種子の購入支援、また緑
化防止専用フィルムを使用した品質向上に向け
た支援、販路拡大に向けた販売促進活動支援な

どを継続して取り組んでまいります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 仲松議員の大枠
2の①、②についてお答えいたします。

まず、①についてですが、現在も受け継がれ
ているものとして私どもで把握しているのは、
伊集の打花鼓、津覇の獅子舞とスヤマ、エイサ
ーですね。あと和宇慶の獅子舞、稲摺節など
となっております。

②についてですが、まずは各字でどのような
伝統芸能が残っているか。今は途絶えているが
復活させたいというものなどがあるかどうかと
いうことで、今後の後継者育成も含めて意見を
聞きながら、どのような支援ができるかとい
うことを考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、再質問を
します。

中城村では、伝統的農作物で島野菜としては
本当に今言ったもので島ニンジン、それから島
ダイコンが栽培されていることは皆さんよく御
存じと思ひます。しかし、この農家の高齢化に
よる離農や就農者の減少、農作業の省略化及び
機械化の遅れや、近年の気候の温暖化によ
って発育の遅れや、近年は病原菌の影響で立ち
枯れが増えてきている状況であります。島ニ
ンジン野菜農家にとっては大変深刻な状況に
なっています。このような厳しい状況下の中
で、実際島ニンジン栽培の将来を懸念してい
るところであります。

それで、過去5年間で島ニンジン栽培農家
数というのは増えているのか、それとも減少
しているのか、またほとんど横ばい状態なの
か、その辺は課長、どうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会
事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

過去5年間での島ニンジンの栽培農家の減少ですが、高齢化に伴い離農する農家もあります。また、新規に島ニンジンを生付けする農家もありますので、現在ほとんど横ばい状態でありま

す。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私の予想では減少傾向にあるかなと思ったんですけども、今、課長の答弁で横ばい状態だということで、それは減少じゃないからまだよかったかなと思っており

ます。

島ニンジンを生付けする新規就農者、多分近年出てきていると思いますが、この新規就農者、島ニンジンですね、どのくらいいるのか、その辺は。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

島ニンジンの新規に栽培する方が今お2人います。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 お2人ということですが、その人たちは村内なのか、あるいは村外から来ている方なのか、その辺は。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 島ニンジンを生付けする新規の農業者ですが、お2人とも村外の方になります。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 村外ということは、この人たちはあまり島ニンジンに対しての栽培知識というのがそんなにないと思うんですけども、この人たちはどのような形でこの島ニンジンに取り組んでいるのか。前までは専門の島

ニンジン栽培の農家さんからいろいろノウハウは教えてもらってやったというのを聞いたことがあるんですけども、この人たちはそういうことはやってないということですかね。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 このお2人は30代から40代の農業生産者で、農業青年クラブのほうへも加入してしまして、農業青年クラブの方からも技術を習って、あとベテラン農家の方からもこの生産技術を学びながら就農しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 30代というと、本当に勉強をする能力も優れていると思いますので、早めにそういうのが取り組めるかなと思うんですけども、その人たちの栽培面識は大体どのくらい分かりますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 2人とも10アール、300坪ずつを行って営農しています。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 10アールとなると300坪、今島ニンジンをつくっている農家さんでも大体300から、多い人でも400、もっと多い人でも500ぐらいだと思うので、そのぐらいだったらできるかなという感じなんで、このお二方の利用している土地、これはどのように、例えば農地中間管理機構あるいは農業委員を通して今やっているのか。それはどうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 議員のおっしゃるとおり、農地中間機構の農地バンクですね。それと3条の申請と農業経営基盤促進法に基づく申請を行って、農地を確

保している状況です。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 はい、分かりました。

じゃ、この新規就農者でちょっとお聞きしたいんですけど、今年度たしか新規就農者お1人途中でやめた方がいるんですけども、この準備金150万、これは前もいろいろ話したことがあるんですけど、この150万まだ返金がないということで、その150万円に関しては今どのような状況ですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

この方、とても若い子でやる気があって、いろいろ規模も拡大しながら頑張っていたのですが、途中、畑に姿を見せなくなっておりました。8月頃に中城村担い手協を開催しまして、離農という判断をいたしております。それとまた、農地中間機構を通して、また意見交換を行いましたが、150万一応返還ということで、私たちは家に行ったり、文書を送付したりやってはいるんですが、全然応答がなくて、今ちょっと困っている状況であります。ちょっと顧問弁護士のほうにも一応相談している状況ではあります。150万に関しましては、一応村から出ているわけではないんですが、引き続きこの方と連絡を取りながら、返済へ向けていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この150万に関しては村の予算からは出てない。でも、やはりこの人を新規就農者として認めたのは村ですよ。だから、村から出てないということは別にして、やはり村で採用しておりますので、これからできるだけ引き続き請求書を出すなりしてやっておかないと、後々方言で言うヒートゥートゥーでありますので、その辺はしっかり継続して

請求書を出すようにしてください。

やはりこの新規就農者を選ぶときには、面接もやりながらやっていると思うんですけども、話しする場合は確かにやる気満々というのは分かりますけれども、でも、やはり人というのは言葉では言ってもなかなかね。それで、やはり人間性もしっかりこの人はどういう性格で、どういう人間性だからというのも、そういうのもしっかり考えて、次回からは決定するように、そのようにお願いします。

続いて、そのまま②に移ります。

島ニンジン栽培農家への支援の取組としては、先ほど課長から答弁ありましたけれども、島ニンジン収穫の負担を減らすために、バックホーの台数を増やしております。また、農家さんの手間を省くために間引きですね。負担を減らすために種子のコーティングも推進されています。ほかにもいろんな取組をされていると思いますが、この種子のコーティングについて伺いますが、このコーティングの予算は村の単費でされているのか、あるいは何らかの補助金を活用しているのか、その辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

県の補助でうちな野菜生産力強化事業というのがありまして、その県の事業2分の1のほうで補助して、あと2分の1は村の単費となっております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 県が2分の1、村が2分の1ということですね。

この今回島ニンジンのコーティングの種子が農家に配布する時期が本来なら8月か9月ごろに行われていると思いますが、その辺が一番最適なタイミングだと思います。しかし、今回、実際に農家へ配布されたのが、例年より私は遅

かったと思います。このコーティング種子の配布は今回いつ頃されたのか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 議員のおっしゃるとおり、通常なら8月から9月頃に配布するんですが、今年度は遅れまして、10月上旬となりました。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 10月上旬頃、大分遅いですよね。この遅くなった原因というのは何か。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

県の事業を導入しているのですが、毎年補助事業を行っているんですが、今年度において、補助金の決定が8月頃に県のほうから通知が来まして、9月補正のほうで対応してもらいました。そのためにコーティング業者への発注が遅れまして、農家へのコーティング種子の配布が10月上旬となっております。今後農家への栽培体系を崩さぬよう、次年度より県と補助金の内示時期を協議しまして、早めの種子コーティングの発注ができるよう努めてまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり農家さんとしては、どうしても収穫が2月いっぱいまで収穫しないとニンジンに芯が入り、その後花が咲きます。そうすると商品にならないわけですね。出荷できないわけです。ですから、今回のことがないように、もしこれからまた県からの補助の決定が遅れるようだったら、村の単費でも、それでもやっていただいて、農家さんのためには、そのような考えもぜひ次回から持っておくようによろしくお願いします。

そのことと関連して、今年から新規で島ニンジン栽培をやりたいという方が私のところに種まきの時期とかいろいろ相談がありました。その人は親子で来ていて、これまでもいろんな作物をつくっております。坪数としては3,000坪から4,000坪をやっている、私もこの人に関しては前からよく知っているんですけど、相談に来たときに10月の下旬頃で、もう10月の下旬という、本当に先ほども言いましたように、収穫ができない時期であります。その人は島ニンジンを1,000坪ぐらい植えたいと。どうしたらいいかなと話し合ったんですけども、いや、今からやるともうニンジンに芯が入って花が咲いて、到底出荷は見込めないでしょう。ましてや1,000坪となると大変な損失になります。じゃ、どうしようかということで、私はもうアドバイスして、いや、今年はもう諦めて来年頑張ったほうがいいでしょうと、そのように話ししましたが、やはりせっかくこれだけ1,000坪も植えたいというこの島ニンジンを、もう1,000坪だと相当の損失になりますので、ぜひそういった人がこれからも出ないように、しっかりコーティング種子の配付に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大枠2番のほうに移ります。

私が知る地域での伝統芸能として、ここにいらっしゃる皆さんをはじめ、先ほども課長がおっしゃっていました村の住民、ほとんどの人がよく知っている伊集の打花鼓、あまりにも有名な伝統芸能であります。そのほかに和宇慶の稲摺節、獅子舞もある。もう一つスウマチというものもあります。津覇の獅子舞や津覇エイサー、奥間の旗頭、安里の旗頭もあります。当間の綱引きで、稲摺節に関しては新垣にもあり、泊にもあります。あるいはもっとあるかもしれません。村としてそのような地域の伝統芸能とどのような現在これまで関わり方をされてきていたのか、その辺をお聞きます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

今までのところ、私どもは、県指定文化財の打花鼓とか、村指定の獅子舞などに関しまして関わってきましたが、それ以外はなかなかちょっと関わる機会が今のところ持ててないというのが実情ですが、一応そういう団体に関しまして、文化まつりへの参加を依頼したりとか、あと国・県、いろいろな財団からの補助金等もございますので、そういうのを紹介したりとか、あとは福智町などへの派遣とか、そういうことで関わらせていただいております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今ここに伊集の新垣博正議員がおられますが、その中で私が伊集の打花鼓の話をするのもなんですが、本当にすばらしい、私も大好きな伝統芸能であります。

それで、少し話しますが、打花鼓は14世紀末頃中国から移民してきた久米三十六姓によって伝えられていると聞いております。14世紀末頃中国から来たわけですがけれども、だけど、その後、伊集に伝わり、現在は伊集だけが受け継がれていると聞いております。中城村のこの本当の打花鼓というのは、私は伝統芸能としても大変大きな宝だと思っております。今おっしゃったように、伊集の打花鼓は沖縄県の無形民俗文化財に指定されており、色鮮やかな衣装を身にまとい、独特の曲に乗せて踊る姿は本当に私たちは世界歴史文化遺産とも、そういうふうにも思っております。

このようなすばらしい芸能を沖縄県の無形民俗文化財の指定で、終わらせずに、日本の無形民俗文化財に指定されるような考えはないか、可能であればそれについて課長の考えをお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

確かにおっしゃるように、伊集の打花鼓は全

国的に見ても例がなかなかないような重要な文化財かと思われます。国指定文化財となりますと、重要無形民族文化財という名称になるんですが、そちらの指定基準というのが今、私のほうで把握できておりませんので、どういうふうな持っていく方があるかというのもまだ分からないところですが、県の担当部署ともそういった方向で話はしてみたいと思います。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ課長、県のほうにも出向いて、この中城の伊集の打花鼓、国の重要文化財にどのような手続を取ればいいのか、その辺も県のほうと話し合って、1年、2年とは厳しいかもしれんけれども、ぜひ後々国の重要文化財に指定されるよう課長、頑張ってください。お願いします。

じゃ、次に、福智町との先ほど課長からもありましたが、友好親善交流がありますよね。そのときに、伊集の打花鼓の文化を通して親善交流で派遣する、やったと思うんです。たしか去年、おとしだったかな、私もその交流事業の実行委員として参加したことがあるんですけども、そのときにいろいろ費用に関して聞いて、私もちょっとがっかりしたんですけども、その派遣の費用、それからこの割合というのはどのようなになっているのか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

この伊集の打花鼓と津覇の獅子舞の福智町の派遣に関しましては令和5年度です。11月4日、あちらの文化祭のほうに参加させていただいております。そのときの事業費としましては222万円ちょっととなっております。その中で一応村の補助金として9割で、この2つの団体の合計が10%なので、9対1となっております。その中でも打花鼓に関しまして、人数の案分になるんですが、6%を負担していただいております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この派遣費の負担割合が9対1、村のほうで9、伊集のほうで10%ということですか。全体で。それにしてもやはりそれでも伊集の自治会というか、打花鼓の保存から出ていますよね、幾らか。私も今でもこれが納得いなくて、やはりこの親善交流というのは1自治会と福智町の交流事業ではありませんよね。村との交流事業であります。それなのに何で伊集のほうが負担するのかというのがありまして、こういうのは村のための交流事業ですから、全額私は村のほうで負担していただきたい。これは恐らく伊集自治会あるいは保存会の皆さんもそのように思っていると思います。話に聞くと、たしか博正議員もそのことを話したことがあったと言うんですけれども、全然進展がないと。

やはり交流事業で向こうまで行くのにはいろいろ大変ですよ。その行く前に、よくやっている打花鼓の演舞ではあるんだけど、やはりもう行く近くまで練習しないと、なかなかいい演技ができないということで、結構それまでみんな集まって練習していると。中には村内じゃなくて、今現在はまだ他市町村に移って、住所を。こっちまで来るのも大変という話も聞いております。ましてや衣装、クリーニング代、持っていくのも大変だし、小道具をね。やはりそれを考えると、全額負担、せめて少しでも負担が減るような、そういうのをやってほしいと思います。やはりいろいろ出演者の皆さんに負担がかかります。私だったらせめて派遣費だけでなく、手当もつけたらと思うんですけれども、その辺までは考えられますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

旅費に関しては考えていきたいと思うんですが、手当となりますと、また少し違ってくるかなというところもあるので、まずは旅費など

に関して、あとそれに向けた練習費なども含めて、今後は考えていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひこの伊集の打花鼓、本当にもう先ほどからも言っておりますけれども、素晴らしい中城の宝である伝統芸能ですので、私はあくまでももう伊集の打花鼓だけでなく、各地域の伝統芸能もこれからどんどんその地域の代表者と会って、せっかくこの素晴らしい芸能がありますので、これは村全体のためにでもあります。地域のためではあるけれども、村の全体のためでもありますので、ぜひその辺、課長、頑張ってください。

じゃ、最後に村長、お聞きします。

今、私が質問した中城村の農業、それからこの伝統芸能に関して、これまで農業と文化に関して、私は個人の考え方としては、これまで前任の村長さん、恐らく私だけじゃなくて、農業、文化にあまり関心がなかったように思います、質問の中でも。それから、農業に対する取組方、もうほとんど課長任せで、本人が本当にそういうのを自分がやったというのが誠意が全然感じられません。そういう思いがね。

ですから、麻乃村長にはこの中城の農業、私はどっちかというと停滞していると思います。中城村は農業が盛んな村でありますので、ぜひ農家の皆さんにとって将来頑張ろうという、その気持ちを抱くためにも、村長が先頭に立って、しっかり取り組んでももらいたい。文化に関しても、本当に文化があって大変な時期も乗り越えることができますので、皆さんもさきの大戦で、要するに太平洋戦争、第二次世界大戦、昔の写真をよく見たと思うんですけれども、屋嘉の捕虜所、何千人という人たちが向こうで捕虜として暮らしていたわけですね。その大変なときにこの文化芸能があって、人々の心を癒やしたという、これはもう私ぐらいの年齢、あるいはもうちょっと高齢、皆よく分かっていると思いま

す。それから、ちょっと文化は私はもう人間が生きていくために大変すばらしいものだと思いますので、村長、ぜひ農業と文化に関して村長の考え方をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、仲松正敏議員の再質問にお答えいたします。

まず、農業でございますけれども、私、本当にこの中城に来まして、畑がある中城がとてもいいなというふうに思っております。

先ほどからあるように、農家の皆さんが高齢化あるいは離農をしているという話も聞きますけれども、今回の明日、島にんじんの日はありますが、この島ニンジンも今回ちょっと出荷の量も減ってしまったということで、それは高齢化の問題ではなく、気候の問題というふうに聞きましたので、高齢化の問題じゃなくて、じゃ、気候変動にはどうすればいいのかというふうにまで考えたぐらい島ニンジンというものはなくしてはいけないとも思っております。

もちろん島ニンジンだけではなく、島ダイコン、最近ではヂゴレ、本当に一つ一つのものが特に最近ではもうヂゴレは中城でしか取れないというふうに聞いておりますので、どんどん新しいものができるたびにとてもうれしく思っております。ですから、畑は私は大切にしていって、あと普及促進、そのPRも頑張っていきたいなというふうに思っております。

あと、文化芸能ということで、伊集の打花鼓を初めて見たときに私も衝撃を受けました。本当にこのような伝統芸能が沖縄にあったんだなということで、実は高速道路の看板で中城、あれ多分打花鼓の絵だったと思うんですね。何だろうとずっと思っていたんですが、初めて見たときにはこれなんだなということで感動いたしました。また、最近はまだ毎週のようにごさまるの響きをはじめ、組踊り、そして敬老会のほうでもいろんな伝統芸能を見て癒やされておしま

す。

ですから、伝統芸能はもちろなくなしてはいけないと思っていますし、その支援に関して場所の提供がいいのか。先ほどからおっしゃるように金額の問題なのか、また、やっぱり津覇小学校では小学生が打花鼓をやっているということなので、やはりこの場を提供することが子供たちにとっては自信にもつながるのかなというふうに思っておりますので、金額、もちろん金銭面がないとこういう伝統芸能は受け継がれていけないものだと思いますけれども、また、先ほど言ったように、戦争でやはり歌を歌ってはいけない、三線を弾いてはいけないというくらい時期があったというふうに先人のほうから聞いております。やっと堂々とカンカラ三線で、この三線が弾けた。そして、その中でみんなで踊って、癒やしてくれた。この復興を支えてくれたのは伝統芸能ということも今までずっと見てて分かりますので、もちろん伝統芸能も今後はどんな形で支援できるのかは分からないんですけれども、気持ちは仲松議員と同じでございますので、今後また一緒に支援、そして取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ありがとうございます。

ちょっと言い忘れたけど、場所に関してですけれども、やはりこの伝統芸能を披露する場、これは大切だと思うんですよ。だから、それを何とか世界遺産の中城城跡で何かの伝統芸能を活用して、イベントをやっていけば観光客も増えると思います。その辺も考えていただきたい。

それともう一つ、泊の稲摺節、私ももう中学校のとき見て以来、もう長く見ておりません。本当によかったです。そのとき、沖縄県で本島内の各自治会、市町村でこの伝統芸能と、それ

から歌、三線、それからもう一つは童謡、この3つで競う大会があったんですよ。これは私が中学校3年のときです。そのときに中城村は準優勝しました。そのときはテレビ放映もありました。私は親が出たものだから、記念写真を持っているんですけども、そのようなことで本当にすばらしい中城には伝統芸能がありますので、これから課長、ぜひ各地域に出向いて、そういうのを掘り起こして、地域と連携して、復活できるよう、課長、頑張ってください。

それでは、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会（15時38分）

令和6年第10回中城村議会定例会（第7日目）

招 集 年 月 日	令和6年12月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和6年12月12日（午後1時30分）		
	閉 会	令和6年12月12日（午後1時58分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	欠 員
	3 番	欠 員	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	13 番	新 垣 博 正	14 番	新 垣 善 功
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本 会 議 出 席 者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都市建設課長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 村 武 宏
	住民生活課長	新 垣 忍	上下水道課長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生涯学習課長	渡久地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教育総務課主幹	森 本 雅 人
	健康保険課長	島 袋 かおり		

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	陳情第13号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情書
第 2	意見書第6号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書
第 3	陳情第14号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情書
第 4	意見書第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書
第 5	陳情第16号 中城村発注公共工事に関する陳情書

○議長 伊佐則勝 皆さん、こんにちは。これより本日の会議を開きます。

(13時30分)

日程第1 陳情第13号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情書及び日程第2

意見書第6号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第1及び日程第2については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員会 安里清市委員長。

○文教社会常任委員長 安里清市

令和6年12月12日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

文教社会常任委員会
委員長 安 里 清 市

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第13号	令和6年 12月6日	物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情書	採択

意見書第6号

令和6年12月12日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

文教社会常任委員会
委員長 安 里 清 市

物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第13号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書

我が国は高齢化率が高く、高齢者の世帯の48.4%が年金だけで生活しており、更に年金だけでは生活できず、生活保護世帯の55.7%が高齢者世帯であり、老後の生活が大きな社会問題となっています。老齢基礎年金だけで生活している高齢者は、納付期間25年以上でも月平均5.2万円です。

さらに将来年金がもらえるかという不安もあり、若い人を中心に国民年金掛金を納付できない人が51.1%にも上る実態です。

これに追い打ちをかけているのが、相次ぐ年金削減と異常な物価高騰です。2024年度の公的年金の改定は6月支給分から2.7%の増額になりましたが、前年の物価変動率が3.2%増のため、実質的には0.5%の減額となりました。

昨今の物価高騰は円安や原油価格の高騰が相俟って更に増加する傾向にあり、民間シンクタンクの報告でも、2024年度の家計負担は2023年度に比べて10.6万円も増加すると指摘しています。「食事を日に2回に減らしている」「野菜が高くて買えず、安い缶詰ですましている」「病院にも行けない」「クーラーはあるが使えない」など高齢者の悲痛な声が寄せられています。

今年度の公的年金2.7%アップでは異常な物価上昇には追い付かず、このまま年金削減が続くならば、高齢者の生活は益々悪化する一方です。そのことによって高齢者の生活保護世帯への移行が増え、地方自治体の財政も圧迫されていきます。国民の年金不安をなくし、少しでも老後の安心をつくるために、また地方自治体の財政健全化のために、地域の消費拡大のためにも、早急に物価上昇に見合う公的年金の改訂が求められます。

以上の趣旨を踏まえ、下記事項について早急に実現されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

【要望事項】

若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価の上昇に見合う公的年金の支給額の増額の

改善をおこなうこと。

令和6年12月12日

沖縄県中城村議会

宛 先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 沖縄県知事

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第13号及び意見書第6号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第13号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第13号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第6号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第6号は委員会付託を省略します。

これから意見書第6号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第6号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書は原案のとおり可決されました。

日程第3 陳情第14号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情書及び日程第4 意見書第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第3及び日程第4については一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求めます。

令和6年12月12日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

文教社会常任委員会
委員長 安 里 清 市

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第14号	令和6年 12月6日	加齢性難聴者の補聴器購入に対する 公的補助制度創設を求める陳情書	採択

意見書第7号

令和6年12月12日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

文教社会常任委員会
委員長 安 里 清 市

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第14号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書

70歳以上の高齢者の半数は、加齢性難聴と推定されています。難聴になると家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会が減ってしまうことが少なくありません。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難とするなど生活の質を落とす大きな原因になり、最近では認知症やうつ病になる傾向が強いと専門家も指摘しています。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器です。日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないといわれていますが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低く、補聴器の普及は諸外国と比べても進んでいるとは言えません。

日本補聴器工業会が行ったジャパントラック2022調査報告では、難聴の人の補聴器所有率は日本で15.2%、デンマーク55%、イギリス53%、フランス46%、ドイツ41%などと比較して日本が極端に低い補聴器所有率となっています。

この背景には、日本では補聴器の価格が片耳当たり概ね20万～50万円と高額で、保険適用がないため全額自己負担となっていることにもあります。身体障害者であるとされる高度・重度難聴者の場合は、補装具費支給制度により負担が軽減され、中等度以下の場合は購入後に医療費控除が受けられます。しかし、その対象者は僅かで、該当しない約9割の人は自費で購入しています。特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。欧米ではすでに確立している補聴器購入に対する公的補助制度が、日本では整備されていません。

先の通常国会では「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が全会一致で成立しました。認知症の人が個性や尊厳を保障されて、希望をもって暮らせる社会づくりへの重要な一歩です。岸田首相は「高齢者やご家族の皆様にとって切実な課題である認知症への対応については、政府を挙げて、そして国を挙げて、先送りせず、挑戦していくべき重要な課題」（2023年6月21日の記者会見）と述べています。

以上の趣旨をご理解いただき、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

一、加齢による難聴者の補聴器購入に対する国の補助制度を創設すること。

令和6年12月12日
沖縄県中城村議会

宛 先

内閣総理大臣 厚生労働大臣

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第14号及び意見書第7号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、陳情第14号、関連して意見書第7号を委員長にお伺いします。

これは国のほうに意見書を求めています、村当局でそれらの補助をする考えとかないか、あるいはまた担当者呼んで意見を聞くというような委員会の審査はされたのかお伺いいたします。

そして、本村の潜在的な高齢者難聴というんですかね、対象者の人数とかそういったものはどれぐらい存在するのか、そういったものも議論の中に話があったのかを確認したいと思います。

○議長 伊佐則勝 委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

村においての対象者の数については、審査の過程でも把握はしておりません。

あと一つの村からの補助の件ですけれども、今回、補正予算の中に盛り込まれていた補聴器補助については、若年性の方に対する補助をしているということで、補正予算には組まれている状況であります、村として今までその制度はつくられていないというふうなことであります。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 結構です。

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

これから陳情第14号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第14号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第7号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号は委員会付託を省略します。

これから意見書第7号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号 加齢性難聴者の補

聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第5 陳情第16号 中城村発注公共工事に関する陳情書を議題とします。

令和6年12月12日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会
委員長 新 垣 貞 則

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 : 陳情第16号

陳情書 中城村発注公共工事に関する陳情書

2 理 由 :

本定例会中での調査が進まず、閉会中での調査及び審査を必要とするため

建設常任委員会からお手元に配付しました別紙のとおり、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって継続審査の申出がありますので、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (13時58分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 新 垣 善 功